

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会
定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (2月19日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開 会 の 宣 告	7
開 議 の 宣 告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定について	7
諸般の報告	7
所信表明演述	8
報告第1号及び報告第2号の上程、報告	15
・ 報告第 1 号 小川地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分 について	
・ 報告第 2 号 小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決処分 について	
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
・ 承認第 1 号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関 し承認を求めることについて	
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
・ 議案第 2 4 号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を 求めることについて	
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	20

・議案第 2 5 号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し 議決を求めることについて	
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
・議案第 2 6 号 普通河川江川河川災害復旧（その 1）工事の請負変更契約の 締結に関し議決を求めることについて	
議案第 3 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
・議案第 3 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求め ることについて	
議案第 3 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
・議案第 3 5 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求め ることについて	
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5
・議案第 1 0 号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算（第 7 号）	
議案第 3 6 号～議案第 3 8 号、議案第 1 号～議案第 9 号、議案第 2 7 号～議案第 3 3 号、議案第 1 1 号～議案第 1 5 号の上程、説明、委員会付託	4 1
・議案第 3 6 号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めること について	
・議案第 3 7 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
・議案第 3 8 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
・議案第 1 号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2 号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例について	
・議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4 号 岩泉町犯罪被害者等支援条例について	
・議案第 5 号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第 6 号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例について	
・議案第 7 号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例について	
・議案第 8 号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例につい	

て

- ・議案第 9 号 岩泉球場条例について
- ・議案第 27 号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 28 号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 29 号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 30 号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 31 号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 32 号 岩泉町B&G海洋センター、岩泉球場、岩泉町レクリエーション公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 33 号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 11 号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）
- ・議案第 12 号 令和 7 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 13 号 令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 14 号 令和 7 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 15 号 令和 7 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 16 号～議案第 23 号の上程、説明、委員会付託…………… 51

- ・議案第 16 号 令和 8 年度岩泉町一般会計予算
- ・議案第 17 号 令和 8 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算
- ・議案第 18 号 令和 8 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算
- ・議案第 19 号 令和 8 年度岩泉町介護保険特別会計予算

・議案第 20 号 令和 8 年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第 21 号 令和 8 年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第 22 号 令和 8 年度岩泉町水道事業会計予算	
・議案第 23 号 令和 8 年度岩泉町下水道事業会計予算	
散 会 の 宣 告	57

第 2 号 (3月10日)

出席議員	59
欠席議員	59
職務のため議場に出席した者の職・氏名	60
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	60
議事日程	61
開 議 の 宣 告	65
議事日程の報告	65
議案第 36 号～議案第 38 号、議案第 1 号～議案第 9 号、議案第 27 号～議案第 33 号、議案第 11 号～議案第 15 号の委員長報告、質疑、討論、採決	65
・議案第 36 号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて	
・議案第 37 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
・議案第 38 号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて	
・議案第 1 号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について	
・議案第 2 号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例について	
・議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について	
・議案第 4 号 岩泉町犯罪被害者等支援条例について	
・議案第 5 号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	
・議案第 6 号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例について	
・議案第 7 号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例について	

- ・議案第 8 号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例について
- ・議案第 9 号 岩泉球場条例について
- ・議案第 27 号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 28 号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 29 号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 30 号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 31 号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 32 号 岩泉町B＆G海洋センター、岩泉球場、岩泉町レクリエーション公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 33 号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- ・議案第 11 号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）
- ・議案第 12 号 令和 7 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 13 号 令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）
- ・議案第 14 号 令和 7 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- ・議案第 15 号 令和 7 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）

散 会 の 宣 告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 2

第 3 号 （3月12日）

出席議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 5

欠席議員	7 5
職務のため議場に出席した者の職・氏名	7 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	7 6
議事日程	7 7
開 議 の 宣 告	7 9
議事日程の報告	7 9
受賞報告、表彰の伝達	7 9
一般質問	8 0
12番 三田地久志議員	8 0
7 番 畠山昌典議員	9 0
6 番 小松ひとみ議員	1 0 3
8 番 畠山和英議員	1 1 2
散 会 の 宣 告	1 2 7

第 4 号 (3月13日)

出席議員	1 2 9
欠席議員	1 2 9
職務のため議場に出席した者の職・氏名	1 3 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	1 3 0
議事日程	1 3 1
開 議 の 宣 告	1 3 3
議事日程の報告	1 3 3
一般質問	1 3 3
11番 三田地泰正議員	1 3 3
1 番 大山幸真議員	1 4 3
9 番 林崎寛次郎議員	1 5 4
4 番 千葉泰彦議員	1 6 3
散 会 の 宣 告	1 8 1

第 5 号 (3月19日)

出席議員	183
欠席議員	183
職務のため議場に出席した者の職・氏名	184
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	184
議事日程	185
開議の宣告	187
議事日程の報告	187
諸般の報告	187
議案第16号～議案第23号の委員長報告、質疑、討論、採決	187
・議案第16号 令和8年度岩泉町一般会計予算	
・議案第17号 令和8年度岩泉町国民健康保険特別会計予算	
・議案第18号 令和8年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算	
・議案第19号 令和8年度岩泉町介護保険特別会計予算	
・議案第20号 令和8年度岩泉町観光事業特別会計予算	
・議案第21号 令和8年度岩泉町大川財産区特別会計予算	
・議案第22号 令和8年度岩泉町水道事業会計予算	
・議案第23号 令和8年度岩泉町下水道事業会計予算	
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
・同意第1号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて	
同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
・同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて	
常任委員会の閉会中の継続調査申し出について	194
令和8年度議員派遣について	195
副町長の発言	195
閉会の宣告	196

署 名 1 9 7

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 1 号 ）						
招 集 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令和 8 年 2 月 1 9 日 午前 1 0 時 0 0 分				
	散 会	令和 8 年 2 月 1 9 日 午後 1 時 5 5 分				
出席及び欠席議員 出席 1 3 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	裊 地 照 夫	○	9	林 崎 竟次郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	1 1	三田地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	1 2	三田地 久 志	○
	6	小 松 ひとみ	○	1 3	八重樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	4 番	千 葉 泰 彦	5 番	佐 藤 安 美
	6 番	小 松 ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	局 長 補 佐	石 黒 保 幸
	主 任	川 崎 久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	佐々木 真	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	袈 岩 千 裕	総務課長兼 危機管理課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 章	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	町 民 課 総 括 室 長	戸 来 阿紀子	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流 課 長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	佐々木 規 雄	教 育 次 長	小野寺 一 徳
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 8 年 2 月 1 9 日 (木曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 所信表明演述

日程第 5 報告第 1 号 小川地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分
について

日程第 6 報告第 2 号 小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決処分
について

日程第 7 承認第 1 号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 6 号) の専決処分に関
し承認を求めることについて

日程第 8 議案第 24 号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を
求めることについて

日程第 9 議案第 25 号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し
議決を求めることについて

日程第 1 0 議案第 26 号 普通河川江川河川災害復旧 (その 1) 工事の請負変更契約の
締結に関し議決を求めることについて

日程第 1 1 議案第 34 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求め
ることについて

日程第 1 2 議案第 35 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求め
ることについて

- 日程第 1 3 議案第10号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 1 4 議案第36号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めること
について
- 日程第 1 5 議案第37号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日程第 1 6 議案第38号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
- 日程第 1 7 議案第 1 号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 議案第 2 号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例について
- 日程第 1 9 議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 0 議案第 4 号 岩泉町犯罪被害者等支援条例について
- 日程第 2 1 議案第 5 号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 2 議案第 6 号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例について
- 日程第 2 3 議案第 7 号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例について
- 日程第 2 4 議案第 8 号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 9 号 岩泉球場条例について
- 日程第 2 6 議案第27号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決
を求めることについて
- 日程第 2 7 議案第28号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及
び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を
求めることについて
- 日程第 2 8 議案第29号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興
施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
- 日程第 2 9 議案第30号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求め
ることについて
- 日程第 3 0 議案第31号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を
求めることについて
- 日程第 3 1 議案第32号 岩泉町B & G海洋センター、岩泉球場、岩泉町レクリエーショ

ン公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し
議決を求めることについて

日程第 3 2 議案第33号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議
決を求めることについて

日程第 3 3 議案第11号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算（第 8 号）

日程第 3 4 議案第12号 令和 7 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 3 5 議案第13号 令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 3 6 議案第14号 令和 7 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 7 議案第15号 令和 7 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）

日程第 3 8 議案第16号 令和 8 年度岩泉町一般会計予算

日程第 3 9 議案第17号 令和 8 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 0 議案第18号 令和 8 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 1 議案第19号 令和 8 年度岩泉町介護保険特別会計予算

日程第 4 2 議案第20号 令和 8 年度岩泉町観光事業特別会計予算

日程第 4 3 議案第21号 令和 8 年度岩泉町大川財産区特別会計予算

日程第 4 4 議案第22号 令和 8 年度岩泉町水道事業会計予算

日程第 4 5 議案第23号 令和 8 年度岩泉町下水道事業会計予算

散 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまから令和８年第１回岩泉町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（八重樫龍介君） これより議事日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、４番、千葉泰彦議員、
５番、佐藤安美議員、６番、小松ひとみ議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（八重樫龍介君） 日程第２、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、２月13日、議会運営委員会で決定
を見たものでありますが、本定例会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日から
３月19日までの29日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から３月19日までの29日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動及び令和7年12月宮古地区広域行政組合議会臨時会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎所信表明演述

○議長（八重樫龍介君） 日程第4、町長の所信表明演述を行います。

佐々木真町長、どうぞ。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） まずは、町民の皆様、そして議会議員の皆様、改めまして岩泉町長の佐々木真でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、令和8年第1回岩泉町議会定例会の開会に当たり、町長として初めて本会議に臨みます。

この場をお借りし、町長としての所信を申し述べ、町民の皆様並びに議員各位に、私のまちづくりへの思いをお伝えしたいと存じます。

去る1月18日に執行されました、岩泉町長選挙におきまして、町民の皆様からご支持をいただき、町政のかじ取りを担わせていただくこととなりました。

改めて、心から感謝申し上げますとともに、岩泉町の未来を創っていく、この重責を託されたことに、身の引き締まる思いでございます。

私は、これまで町職員として、東日本大震災や平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧・復興、そして、岩泉町のまちづくりに町民の皆様とともに取り組んでまいりました。

その中で「この岩泉町を、より暮らしやすいまちにしていこう」という思いは日増しに強まり、そして、決断をし、今ここに立たせていただいております。

このたびの選挙を通じ、町内各地で多くの皆様のお声を伺い、事業者の皆様からも貴重なご意見をいただく中で、この町が直面する現実を改めて実感してまいりました。

しかし、それ以上に、皆様が胸に抱いている郷土への強い思い、これに触れることができました。

こうした皆様のお気持ちに触れるたびに、私をこれまで育ててくれた町民の皆様への

恩返しをするためにも「この町の未来を築いていく」という覚悟を固めたところでございます。

お聞かせいただいた一つ一つの声が、これからの私の町政運営の揺るぎない礎であり、原点でもございます。

町民の皆様がより豊かに、安心して暮らすことができるよう、自ら汗を流し、希望あふれる岩泉を築いていくために、全力で取り組んでまいり所存でございます。

なお、本年は岩泉町合併70周年の節目でもあり、東日本大震災から15年、平成28年台風第10号豪雨災害から10年、そういう、まさに大きな区切りの年でもございます。

これまでの歴史の歩みを胸に刻み、町民の皆様とともに未来へと確かな一歩を踏み出すスタートの年とする決意でございます。

まずは、まちづくりの基本的な施策の方向につきまして申し上げます。

岩泉町は、多様な自然を有し、地域に根差した文化や伝統が息づき、多くの誇るべき地域資源にも恵まれ、非常に大きな可能性を秘めた町であります。

一方で、若者の町外流出や、産業の担い手不足といった、町の活力を揺るがす課題にも直面しております。

また、日々の暮らしを支える交通網の維持や、自然災害への備え、防災力の強化など、多くの課題も抱えております。

しかしながら、私たちには、幾多の災害を乗り越えてきた町民の皆様の底力に加え、岩泉町が誇る豊かな自然という大きな力がございます。

この豊かな自然の恵みを最大限に生かし、産業基盤のさらなる強化を図ってまいります。

産業の振興と交流人口の拡大に取り組み、地域全体の活力を向上させることで、元気な岩泉町を実現してまいります。

その実現のためには、町民の皆様が世代や立場を超えて、お互いに尊重し合い、新たな挑戦を後押しする、開かれた風通しのよいまちづくりが必要でございます。

岩泉町に住む全ての皆様、この町に誇りを持ち、そして一度この町を離れた若者たちも再び戻りたい、住みたいと思える町を、町民の皆様とともに築いてまいります。

町政を担うに当たり、岩泉町を未来につなぐため、私が最も重視している政策は「定

住対策」でございます。

「ここに住みたい、住み続けたい」と思っただけの町とは、誰もが生き生きと働き、安心して暮らし、誇りを胸に未来を描ける町であると思っております。

この思いを踏まえ、今後の町政運営に当たり「仕事」「安心」「未来」を3つの柱として位置づけ、これらの方針について順次申し述べさせていただきます。

岩泉町の未来を支えるためには、まず誰もが働ける環境づくりが必要であります。

働く場があってこそ生活は安定し、地域に活力が生まれ、そして次の世代へと夢をつなぐことができます。

この町の多様な自然を基盤とする1次産業につきましては、若者が新しい取組にチャレンジできる支援を講じてまいります。

あわせて、農業、畜産業、林業、漁業といった岩泉町の基幹産業が新たな可能性を切り開き、その発展が全域に波及していくよう、力強く推進してまいります。

近年、熊や鹿、イノシシなどの個体数が増え、農業への被害のみならず、人的被害も発生しております。

町民の皆様はもとより、観光客の方々にとっても安全な地域とするため、対策の強化が急務であります。

令和8年度は、周辺の安全に配慮し、適切な訓練が行える射撃場の整備を支援することで、捕獲体制の強化と担い手の育成を進め、皆様の安全を守ってまいります。

また、中小企業、商店など、商工業をはじめとするあらゆる業種におきましても、挑戦する方々を力強く後押ししてまいります。

起業支援や事業の承継、事業者の皆様の新しい取組への支援策を積極的に展開し「岩泉町ならチャレンジできる」と実感していただける、その環境づくりを進めてまいります。

岩泉町の自然環境を最大限に生かせる再生可能エネルギーの活用は、地域振興に大きく寄与するものと確信しております。

山・川・海など自然環境と共存しながら、民間の投資を促し、岩泉町への貢献や利益となる事業とするべく、推進してまいります。

並行して、町民の皆様のご理解を賜りながら、まちづくり機能を強化する、地域新電

力会社の設立につきましても挑戦してまいります。

また、この町の豊かな森林資源は、地域の未来を開く幅広い可能性を有しております。令和8年度には、全域で航空レーザ計測を実施し、森林資源の把握と、活用に向けた体制の強化を図ってまいります。

これにより、二酸化炭素吸収量を価値として認証し、地域の収入源にできる、いわゆるJ-クレジット制度の活用も進めてまいります。

地域経済の活性化を図る上で、交流人口の拡大は不可欠であります。

龍泉洞をはじめとする、岩泉町の宝を最大限に活用し、広域連携や滞在型観光の推進を図りながら、観光産業の充実をさらに進めてまいります。

また、企業誘致の推進に加え、地域おこし協力隊制度を活用し、地域の担い手育成や、隊員による起業を後押しし、雇用機会の拡大と町内経済の循環を高め、持続可能な地域の発展につなげてまいります。

あわせて、岩泉ホールディングスと連携した岩泉ブランドの価値の向上を図り、経済的効果並びに岩泉町の認知度の拡大による社会的効果を、これまで以上に高めてまいります。

なお、本年は岩泉ホールディングスが設立10周年、さらにその前身である、岩泉乳業の操業開始から20周年という、地域産業の歩みを刻む、大きな節目の年でもあります。築き上げてきた品質への信頼と、地域の資源を生かした、岩泉ヨーグルトをはじめとする特産品づくりに取り組んできた実績を未来へとつなげるべく、より一層の連携強化を図ってまいります。

町民の皆様が安心して暮らしていくためには、交通や住宅、医療、防災など、生活基盤の整備が不可欠であります。

とりわけ、広い町域での移動手段の確保は、町民の皆様の生活を支える上で大きな課題であります。

町民バスの運行形態の見直しや、デマンドタクシーの導入など、公共交通の充実を図る取組を通じ、移動の利便性を高めてまいります。

住環境につきましては、子育て世帯への住宅供給を増やし、宅地分譲地の整備を進めるなど、定住促進を図ってまいります。

あわせて、高齢者の皆様が安心して暮らすことができる環境づくりも進めてまいります。

空き家対策につきましては、町民の皆様から寄せられた多くのご意見を踏まえ、空き家の解体や活用に向けた支援制度の拡充に取り組んでまいります。

また、全ての町民の皆様が心豊かに暮らせる町を実現するため、健康づくりを進めるとともに、地域医療や介護サービスの充実を図ってまいります。

医療・福祉分野の関係機関とも連携し、支援を必要とする方々が安心して生活できる体制づくりに努めてまいります。

防災につきましては、僅か6年足らずの間に、2度の大きな災害に見舞われるという試練を乗り越えた経験を生かし、地域防災計画の実効性の向上と、緊急避難場所及び避難所の適切な整備に不断に取り組んでまいります。

まず、災害発生直後の初動対応を確実に支え、外部支援が届くまでの間も、町民の皆様の生活を守り抜くため、令和8年度は防災備品の備蓄倉庫を整備する計画としております。

誰一人災害によって貴い命が奪われることのない町を実現するため、まずは命を守ることを最優先に、さらに災害に強く、安全で安心な岩泉を築いてまいります。

また、岩泉町にとって、道路は単なる移動手段のための社会基盤ではございません。

産業経済の活性化や、交流人口の拡大に寄与し、高次救急医療や危機対応を支え、地域経済及び生活の維持存続を担う、極めて重要な生命線でございます。

国道・県道につきましては、未改良区間の整備促進を、国や県に強く要望してまいりますとともに、町内の道路や橋梁の強靱化を、着実に進めてまいります。

また、生活基盤を支える上下水道事業につきましては、安定したサービス提供と、将来を見据えた計画的な事業運営を進めてまいります。

地域振興協議会を単位とした地域づくりにつきましては、あらゆる世代が地域に希望を持ち、自分らしく活躍できる環境を整えることが大切であると考えております。

地域ごとの課題を踏まえ、各地域振興協議会との意見交換を深め、必要な支援策を講じ、持続可能で活力ある地域の実現を目指してまいります。

町内で安心して子供を育てることができる環境を整え、次代を担う子供たちの教育を

充実させる、この「ひとづくり」こそが、未来の岩泉町を創る力であります。

そのために、小中学校や岩泉高校における教育環境の充実を進め、子供たちが安心して学び、成長できる体制を整えてまいります。

学びの環境整備につきましては、令和8年度に町内全ての小中学校において、一般教室に続き、まずは、特別教室の中でも利用頻度の高い、理科室へのエアコン設置を進めてまいります。

岩泉高校につきましては、2クラス制の継続が極めて重要であります。

そのためには、町内外からの入学生の確保はもとより、地域みらい留学制度を活用した、県外生の受入れにも力を注いでまいります。

遠方の生徒の受入環境の充実を図るべく、寮の機能の向上に向け、関係機関と協議を重ねてまいります。

また、私が掲げた公約を早期に実現するため、小学校、中学校及び高校の入学時の負担軽減を図り、子供たちの安心した学びのスタートを支える、新たな支援制度を、令和8年度から導入してまいります。

ご家庭への支援を通じ、子育て環境の充実を図り、未来を担う子供たちの成長をしっかり支えてまいります。

さらに、子育てに向き合う皆様のお声を伺い、ご意見を取り入れながら、妊娠・出産・育児を支える保健サービスの、より一層の向上に取り組んでまいります。

あわせて、子供が自由に遊べる公園などの整備や、スポーツ・文化活動の支援を通じ、子供たちが笑顔あふれる日々を過ごせる、環境づくりに力を注いでまいります。

また、スポーツ振興の基盤を強化するため、海洋センターの大規模改修に着手し、全ての世代で充実した活動ができる環境を整備してまいります。

加えて、郷土の歴史や文化を次世代へ確かに伝承することで、子供たちが誇りと夢を持って成長できる土壌を育ててまいります。

また、世代を超え、様々な立場の方々が交流する取組は、子供たちの学びと成長を促すとともに、地域のつながりを深めるために、大きな役割を持つものと考えており、コミュニティ・スクールの取組にも力を入れてまいります。

年齢や立場を問わず、地域に暮らす全ての方々と、子供たちが交流を深める場をつく

り、地域全体で心がつながる温かい町を目指してまいります。

以上、今後の町政運営の基本的な施策の方向について申し述べさせていただきました。

なお、新年度予算につきましては、本来であれば、町長選挙直後の義務的経費を中心とした骨格的予算として編成すべきところではありますが、事業を安定して推進できる期間を確保するため、必要な事業費は今回予算に加えた上で計上したところでございます。

さらに、公約として掲げ、町民の皆様にお約束をした施策のうち、制度の構築から着手に時間を要するものにつきましては、補正予算において所要の措置を講じてまいります。

また、事業を推進していくに当たり、その財源の確保につきましては、ふるさと納税や、国・県の各種補助金の活用を積極的に図ってまいります。

令和8年度は、岩泉町未来づくりプランの最終年度となり、次期総合計画の策定に臨む大きな節目の年でもございます。

こうした重要な年度を迎えるに当たり、令和8年度は、町民の皆様への公約を着実に実行し、より暮らしやすいまちづくりを推進するため、行財政改革をさらに進めてまいります。

加えて、役場内の組織改編にも着手し、強固な実行体制を構築してまいります。

岩泉町がこれからの時代をいかに歩んでいくか、その道筋を示す、新たな計画の策定に当たりますとは、何よりも町民の皆様の声に真摯に耳を傾けることを大切にしております。

そのために、町内の幅広い世代の皆様からご意見を伺う場を設けてまいります。

さらに、将来を担う若者や女性につきましては、町内にお住まいの方はもとより、町外で暮らす、岩泉町にゆかりのある皆様とも意見交換できる機会を模索してまいります。

令和8年度は、未来に向けて、力強く踏み出すことができる計画の策定を進めてまいりますので、町民の皆様のお力添えを心よりお願い申し上げます。

結びに、改めて私の決意を申し上げます。

私がこのたびの選挙で掲げた「チャレンジいわずみ」、この言葉は、新しい未来を町民の皆様と共に創っていく、そういう決意を伝えたかったものでございます。

皆様とともに、これから歩む未来への道を創っていく、その挑戦であります。

私たちは過去から学び、今ある現状をしっかりと受け止め、新しい未来を築いていく、その必要がございます。

待っているだけでは、何も変わりません。

失敗を恐れず動いていくことで、新しい未来が開かれます。

この決意の下、様々な課題に全力で挑み、誠心誠意その職責を果たしてまいります。

そして、若者は高齢者の皆様に敬意、高齢者の皆様は若者の意見を尊重し、世代を超えて互いに支え合い、心をつなげて歩むことで、必ず新しい可能性が見えてくると信じております。

子供には楽しさと夢を、若者には充実と希望を、高齢者の皆様には生きがいと安心を与えることができる、希望あふれる岩泉を実現するため挑戦していく、これが私の強い思いであります。

町民の皆様の思いを形にするため、町民の皆様の声を聞き、共に考え、誰もが住み続けたい、その町を目指して、全力で汗をかき、まちづくりにチャレンジしてまいります。

このことをお誓い申し上げ、私の町長就任に当たっての所信とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（八重樫龍介君） 町長の所信表明演述が終わりました。

町長の所信表明、そのほかに関する一般質問は3月12日及び13日に行いますので、議員各位の一般質問通告は2月26日正午までにお願いをいたします。

ここで換気のために10時40分まで休憩します。

休憩（午前10時28分）

再開（午前10時40分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号及び報告第2号の上程、報告

○議長（八重樫龍介君） 日程第5、報告第1号及び日程第6、報告第2号の報告を行います。

報告第1号 小川地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について
及び報告第2号 小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決処分について
報告を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 報告第1号 小川地区複合施設電気設備工事
の請負変更契約締結の専決処分について。

小川地区複合施設電気設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第
1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したか
ら、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日、岩泉町長、佐々木真。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。小川地区複合施設電気設備工事の請
負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定
についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年2月6日、岩泉町長、佐々木真。

記。1、工事名。小川地区複合施設電気設備工事。

2、工事場所。岩泉町門字町地内。

3、契約金額。当初請負額、1億9,404万円。第1回変更請負額、1億9,398万763円。
第2回変更請負額、1億9,754万7,900円。変更による増額、356万7,137円。

4、請負者。住所、岩泉町岩泉字太田15番地1。氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営
業所所長、三上茂幸。

5、変更理由。構内電話交換設備等の追加等による増額でございます。

次のページ、参考資料の右下の表に主な変更内容が記載となっております。

工期に変更はございません。

続きまして、報告第2号 小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約締結の専決
処分について。

小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第
1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したか

ら、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月19日、岩泉町長、佐々木真。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和8年2月6日、岩泉町長、佐々木真。

記。1、工事名。小川地区複合施設機械設備工事。

2、工事場所。岩泉町門字町地内。

3、契約金額。当初請負額、1億3,530万円。第1回変更請負額、1億5,108万136円。第2回変更請負額、1億5,009万2,800円。変更による減額、98万7,336円。

4、請負者。住所、宮古市八木沢1丁目5番1号。氏名、株式会社菊地建設代表取締役、菊地和弘。

5、変更理由。衛生器具設備の変更等による減額でございます。

次のページ、参考資料の右下の表に減額変更内容が記載となっております。

工期に変更はございません。

報告は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） これで報告第1号及び報告第2号の2件の報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第7、承認第1号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 承認第1号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関し承認を求めることについて。

令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により、議会の承認を

求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

次のページ、別紙を御覧願います。令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第6号）。令和7年度岩泉町の一般会計の補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,936万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億1,549万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、上記のとおり専決処分する。

令和8年1月13日、岩泉町長、中居健一。

本補正予算につきましては、令和8年1月23日の衆議院解散に伴いまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査執行の事由が生じたことから、それに対応する各種経費の補正予算を専決処分したものでございます。

なお、短期間での準備となりましたが、投開票は令和8年2月8日に執行となっており、対応しております。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 説明が終わりました。

これから承認第1号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第8、議案第24号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結について議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第24号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

小川地区複合施設建築工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。小川地区複合施設建築工事。

2、工事場所。岩泉町門字町地内。

3、契約金額。当初請負額、5億1,590万円。第1回変更請負額、5億1,705万3,541円。第2回変更請負額、5億2,469万3,400円。変更による増額、763万9,859円。

4、請負者。株式会社菊地建設・株式会社西倉工務店特定町営建設工事共同企業体。
代表者。住所、宮古市八木沢1丁目5番1。氏名、株式会社菊地建設代表取締役、菊地和弘。構成員。住所、岩泉町岩泉字合の山12番地4。氏名、株式会社西倉工務店代表取締役、佐野志保。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。鉄筋数量の変更等及び既存擁壁の補強工事等の追加に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページに参考資料、右側下段に主な変更内容を記載しております。

工期等に変更はございません。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第24号について質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番、畠山昌典議員。

○7 番（畠山昌典君） この件に関して、第 1 回、第 2 回と変更しております。この追加の工事とか、資材の増量だったりするのは、以前からというか、その設計の段階では想定されていなかったものなのかどうか、そこを伺います。

○議長（八重樫龍介君） 三上総務課長。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 建築工事、機械設備、あと電気設備も変更しておりますけれども、建築工事のほうも 2 回ほど変更契約を結んでございます。やはり当初の設計の段階から実際工事を進めていきまして、例えば鉄筋の数量とかやはり変更は生じてくるために、そのために現段階で最終の本当の精算的な設計変更の部分になってございます。

○議長（八重樫龍介君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで質疑を終わります。

これから議案第 24 号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第 24 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第 9、議案第 25 号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第25号 準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

準用河川鼠入川河川災害復旧工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。準用河川鼠入川河川災害復旧工事。

2、工事場所。岩泉町鼠入字甲地地内ほか。

3、契約金額。当初請負額、7,645万円。変更請負額、6,686万6,800円。変更による減額、958万3,200円。

4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地8。氏名、ONOSHIN株式会社代表取締役、小野友寛。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。ブロック積工等の数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。変更内容は、右側中段の表、工事概要に記載しておりますように、6災35号、甲地工区でブロック積工、張芝工が変更数量減となっております。

工期等に変更はございません。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第25号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第25号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第10、議案第26号 普通河川江川河川災害復旧（その1）

工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第26号 普通河川江川河川災害復旧（その1）工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

普通河川江川河川災害復旧（その1）工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。普通河川江川河川災害復旧（その1）工事。

2、工事場所。岩泉町安家字高須賀地内ほか。

3、契約金額。当初請負額、1億450万円。変更請負額、9,691万5,500円。変更による減額、758万4,500円。

4、請負者。住所、岩泉町門字中瀬51番地14。氏名、株式会社畑中組代表取締役、畑中善四郎。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。ブロック積工等の数量の変更に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。変更内容は、右側中段の表、工事概要に記載してございますように、6災36号、高須賀工区でブロック積工、張芝工、6災44号、年々工区でブロック積工がそれぞれ変更数量減となつてございます。

工期に変更はございません。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第26号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第26号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第11、議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第34号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。小川辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を策定しようとするものである。

次のページ、別紙２ページを御覧願います。小川辺地の総合整備計画書でございます。
老朽化した集会施設の改修、町道、林道の整備及び消防施設整備を計画するもので、計画期間は令和８年度から５年間でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第34号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第34号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３５号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第12、議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に関し議決を求めることについて。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第８項において準用する同条第１項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。大川辺地、安家辺地及び鼠入辺地に係る公共的施設の整備を図るため、総合整備計画を変更しようとするものである。

次のページの別紙2ページを御覧願います。大川辺地の第3次変更でございます。今回は、町道の事業費増、施設名のその他の集会施設の表記を改めるものでございます。

次に、4ページを御覧願います。安家辺地の第2次の変更でございます。町道の事業費増による変更でございます。

最後に、6ページを御覧願います。鼠入辺地の第2次変更でございまして、公民館その他の集会施設の改修費増に伴う変更をお願いするものでございます。

参考資料として、7ページから9ページに各計画書の新旧対照表をおつけしてございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第35号について質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから議案第35号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第13、議案第10号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第10号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）。

令和7年度岩泉町の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,018万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億7,566万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

それでは、議案第10号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）についてご説明させていただきます。

長期にわたります物価高騰に直面する町民、事業者の皆様に対しまして負担軽減支援策を講じるため、さきの臨時議会で取り急ぎ子育て世帯、そして町民全世帯の皆様に対する支援のための予算を議決いただきましたが、さらに各分野へ幅広く支援を講じるため、事業を絞り本補正予算のお願いをするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。今回の補正予算項目は全て別冊でお配りしております令和7年度補正予算新規事業等概要に網羅されておりますので、その概要書に沿って、私のほうからまとめてご説明させていただきます。

別冊の補正予算新規事業等概要書を御覧願います。資料に沿いまして可能な限り簡潔にご説明させていただきますので、ご容赦願います。

それでは、最初に2ページを御覧願います。事業名は、農業生産資材価格高騰対策支援事業です。事業の内容であります、令和7年中及び令和8年に米、野菜及び果樹等を出荷販売している農業者、新規就農者に対し支援を行うものでありまして、令和8年作付分の肥料、農薬等購入費用のうち、この著しい物価高騰となる前の令和2年比から

の上昇分の差額を交付いたします。1 経営体当たり10万円を上限、下限1,000円として、事業費は780万円となっております。

3 月下旬にはぴーちゃんねっと及び郵送で制度周知し、順次受付を行ってまいります。

続きまして、3 ページを御覧願います。5 款 1 項 4 目、事業名は草地更新事業でございます。本事業は、町内に住所を有する畜産経営体を対象に、その経営の柱である自給粗飼料基盤を強化するため、草地を更新する経費の一部を支援するものでございます。草地を更新する種子、肥料、土壌改良材、除草剤の購入経費について、1 経営体当たり1ヘクタール当たり26万6,000円を上限として助成を行うもので、事業費は798万円であります。

こちらも3 月下旬にはぴーちゃんねっと及び郵送で制度周知し、順次受付を行ってまいります。

次に、4 ページを御覧願います。5 款 1 項 4 目、事業名は日本短角種肥育素牛価格高騰対策支援事業でございます。この事業は、町内に住所を有する日本短角種肥育農家を対象としておりまして、肥育素牛として市場導入した1頭当たりの税抜購入価格と短角牛合理化目標価格25万9,000円との差額を交付するものであります。導入見込頭数は58頭で、事業費は540万1,000円。

本事業も3 月下旬にぴーちゃんねっと及び郵送で制度周知し、順次受付を行ってまいります。

次に、5 ページになります。6 款 1 項 2 目、事業名は業務用省エネ電気製品買替支援事業でございます。本町に事業所を有する中小企業者等である法人及び個人事業者を対象としまして、省エネ基準を満たす冷蔵庫、冷凍庫、エアコンの買換えに要する費用の一部を補助するものであります。ただし、町内事業者から購入したものに限定させていただきます。また、町内事業者の利活用を促します。補助率は2分の1としまして、1者当たり15万円を上限として、事業費は1,500万円を計上してございます。

本年4月から10月末までの買換えを補助対象期間として、11月末までの補助申請期間としてございます。ただし、予算上限に達した段階で終了とさせていただきます。

最後のページ、6 ページでございます。6 款 1 項 2 目、事業名は宿泊施設省エネ化支援事業でございます。町内でホテル経営をしている宿泊事業者の経営継続支援のため、

省エネ基準を満たすエアコン交換や冷暖房効率を高める施設改修費用の一部補助を行うものであります。補助率は3分の2で、1者当たり1,200万円を限度としまして、事業費は2,400万円を計上してございます。

本年4月から来年、令和9年の2月末までを補助対象期間としまして、令和9年3月15日までの補助申請期間としております。

以上、5事業となっておりますが、本補正予算でお願いしております全ての事業が国庫補助金であります物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としておりまして、本来であれば10分の10補助となっておりますが、各事業最終執行率約9割を見込みまして、調整弁として約1割の一般財源措置をし、交付金を余すところなく充当となるよう計上させていただいておりますことを申し添えます。

以上で歳出の説明は終わります。

続きまして、歳入になりますが、議案第10号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第7号）の予算書、7ページを御覧願いたいと存じます。

7ページ、14款2項1目総務費国庫補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,994万3,000円を増額計上、18款2項1目財政調整基金繰入金で3,023万8,000円を増額計上し、財源調整を行っております。

最後、4ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正でございます。今回補正予算をお願いしている全5事業、総額6,018万1,000円の繰越明許費を追加するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第10号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を款ごとに、次に歳入を一括で質疑することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は先に歳出を款ごとに、次に歳入を一括で質疑することに決定をいたしました。

これから歳出の質疑を行います。8ページをお開きください。

5款農林水産業費に入ります。質疑はございませんか。

8番、畠山和英議員、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 予算委員会を設けないでここでの質疑ということでもありますので、町民も関心がある事項かなと思いますので、ちょっと分からないところを含めて質問をします。

まず、草地の更新事業ですけれども、ちょっと細くなるわけですが、継続事業、2年、3年ぐらい続いておりますが、これの対象農家、つまり畜産農家、酪農家、そして今回のこの事業を予定している農家についてお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今般の草地更新の事業につきましては、先般農家の皆さんにアンケート調査を行わせていただきまして、草地更新を今後も継続して実施したいというご希望のある農家さんが、乳用牛の農家さんで6戸、肉用牛の農家さんで4戸、あと農業振興公社ということで、全部で11戸の皆さんがご希望されているという形で我々のほうは把握してございます。

草地更新につきましては、本来自給粗飼料を確保するのは農家さんの個人の経営の役目だとは思いますが、この資材高騰によりまして、行うべき草地更新がなかなかできないという方たちが多分に多いわけでございますので、その後押しをするために今回の草地更新、5年、6年、今回で7年、3回目実施しているところでございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） ここでは分からないのかな、全体的に酪農家は何戸あって、今回6戸かな。そして、畜産農家は4戸の希望ということではあるのですが、全体的な経営体とか分かりますか、答えていないので。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 酪農家でございますけれども、系統農家が15戸、あとはその他農家が6戸ほどありますので、大体二十数戸ですね。それから、短角農家が二十数戸、あとはその他の黒毛をやっている農家が二十数戸ということで、大体の数になりますけれども、そういうふうな形で我々は捉えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） これまでもやっていて効果、私もいい事業だと思います。自分で自給粗飼料を取ると、飼料等が上がっている中で自分のところで取るというのは、その趣旨はいいかなと思います。

去年は上限は何ぼまでというふうなことで決まっていて、今回はもうこれ上限は撤廃して何ぼでもやれるところはやるというふうなことで組み立てているのですかね。

それで、今お答えしていただいた10戸のうちの、大体どの程度やる、アンケート取ったのでしょうから、どの程度やるのか。10戸の、例えば何町歩やるとか、それぞれの規模をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今般アンケート調査させていただきまして、全部で30町歩のご希望がございました。乳用牛の飼養農家では大体17町歩、肉用牛のほうで5町歩程度、それから公社のほうで8町歩、そういったご希望をいただいております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） そうしますと、1戸当たりの多い面積は幾らぐらいあるのですか。

それからもう一点、公社もこれやっぱり対象にするのですか。町であれしていますよね。どうなのですか。それについてお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 1戸1戸の細かい実施の面積というのは、ちょっとすみません、今現在資料は持ち合わせていないのですけれども、乳用牛でそういった集まって17町歩、あとは肉用牛で5町歩という形になります。

公社につきましても、この事業を活用いたしまして、生産者の皆さんに採草事業で牧草を供給してございます。公社につきましても、草地の更新をしながら粗飼料の確保というのは努めていかなければならず、その確保した粗飼料は農家の方たちに供給されていくものですので、我々はこの事業の対象として捉えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） また、これについては後でただしたいなと思いますけれども、戸数、いっぱいの人もあるし、7町歩とか10町歩やる人もいるし、1町歩とかと少ない人

もいると思うのですよね。それを資料ないのでお答えできないということではありますが、前もって大体幾らぐらいかなとは聞いてはいたのですけれども、やっぱりここに来て答えるべきですよね。分からないということですので、しょうがないな、これ。後で教えてください。

それから、次の日本短角種のところについてお聞きます。日本短角種の飼育農家に対して、これ補助金をするということですが、肥育農家、町内で多分私が覚えている範囲では3戸なのですよね。それに対して540万円の多分支援ということだろうとは思いますが、3戸のうちの何戸に今回支援をするのか、そして何頭ずつで、それは幾らするのか、これについてお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今般この日本短角種の肥育素牛の導入につきましては、子牛の秋市場で前年比40%以上という高値がつきまして、なかなか肥育素牛の導入が難しいということから、今般支援をするところでございます。

議員おっしゃるとおり、町内には3戸の肥育農家がございます。今回市場導入をされている農家は2戸ございます。頭数といたしましては全部で58頭、今回の素牛の導入に係る県の平均値が税込みで大体39万円、40万円程度になっています。そして、岩泉町の平均が38万円程度ですか。なかなか、前年度の25万円から大分高くなっておりますので、ここの部分を町としては、短角の今後の振興にも十分影響する部分でございまして、緊急的に支援をしていきたいというふうな形で今般計上したものでございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） 質問に対して答えていませんが、2戸で、何頭ずつで、幾らずつかということにお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） まず、2戸に対してご支援させていただきます。そして、1戸の農家が53頭、もう一戸の農家が5頭でございます。

あと、もう一個の質問は、幾らずつということは、1頭に対して幾らずつということでしょうか。58頭について1頭幾らずつという形なのでしょうか。私どもの今般制度設計をしている中では、合理化目標25万9,000円、これは輸入だったり、肥育農家の経費だ

ったり、そういった部分で肥育農家さんも、繁殖農家さんも、大体そこら辺の金額であれば経営が成り立つという形の金額を農水省のほうで年1回出している指標なのでございますけれども、これ以上の価格で導入した部分について、この金額を差し引いた分をご支援するという形で今回計上したものです。1頭1頭、もしあれだったならばご紹介させていただきますけれども、必要でしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） 2戸に支援をしますということですね。その1戸は53頭ということで、もう一戸が5頭ということでお答えいただきました。それについて、1頭ずつはいいですから、合計額をお知らせください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 合計額で申しますと、まず53頭の農家さんには481万4,000円、それから5頭の農家さんにつきましては58万7,000円になります。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員。

○8番（畠山和英君） すみません、ちょっと長くなっているのですが、内容をやっぱり聞いておきたいなと思いますので、すみません、質問させてください。

ただ、通常より高くなったから、その差額を全額、今回やるということなわけですが、経済的に考えてみますと、これを今度は育てて売るわけですね。そして、売ったときに、要はこの経済、考えてみますと、大体高くなれば、インフレであればこれが好循環で回っていけばいいわけですので、その状況も見ながら基本的にはやるべきだなと、指針も考えるべきだなと一つは思うわけです。でありますので、やっぱりこの販売、今回例えばこの30万円とか40万円で買って、また売るときに高く売ればいいわけですので、そして今度はそのための販売戦略、それらも含めて、短角の町のここの発祥の地、このブランドを維持するために、短絡的に子牛のときに高かったからこれに支援する、短絡的にやるのではなくて、全体的に見ていて、どう高く売っていくかを含めて考えるべきだなと思いますが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 議員がおっしゃるとおり、今回高値で市場導入をするときに、農家さんのほうもなかなか導入するのは厳しい状況の中でも、頑張って今回導

入していただきました。これに対して、我々は急激な変動に対しての緊急的な支援という形でやってございます。当然高値になった部分は、将来的に販売する際高くなるという、そういう循環ができていればいいと思いますけれども、日本短角種、岩泉町発祥の地と呼ばれています。これからも我々は守っていかなければならないブランド牛だと思っておりますが、その販売の中で出口の部分が、この何十年間もそうですけれども、変わらず、やはり狭まっているような状態で、最終的な販売価格がなかなか、素牛を導入する価格を補うほどの部分が今現在ないところでございます。

我々は、今農協と、あと生産者の皆さん、あといわちくを含めながら、その出口をいかにして販売のチャンネルを広げながら適正な価格で販売していくかというのを模索している状況です。その模索していく中で、やはり玉となる販売する牛がいなければ、そういう戦略も立てることはできないので、今回はそういった緊急的な支援をしておりますけれども、これからはそういった皆さんと連携しながら、赤身肉という牛の特性が今見直されていて、今回の高値市場もそういったバイヤーの皆さん、購買者の皆さんのやはり興味がこの産地に集まっているからということもお話をされているところでございますので、そういった強みをこれから生かしながら、販売のほうを戦略的に、高く売ればその分、子牛が変動しても農家の皆さんは耐えながら導入していけると思っていますので、そういった戦略については今後我々も強く支援し、生産者の皆さんと、販売している皆さんと一緒に作り上げていきたいというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 基本的にはそういうことだろうと思いますが、これは子牛を買うときも、いずれ牛の市場は今高くなっているのですか、いろんな和牛含めて。そうしたときに、やっぱりこれは高くなったり、安くなったりありますよ。そして、今お答えしたとおりの販売戦略、まさに100頭を切って、80切って、これが少なくなっている中で希少価値、短角の岩泉のブランド、今課長がお答えしたとおりでありまして、これを前からの課題でずっとやってこなければならなかった。それをやっていかなければならない。そして、これを単なるこの差額だけをぼんとやるのではなくて、確かにこれは、いろんな、中身は分かりませんが、このいわちくがあつて、そこに大部分をやって売っているとは思いますが、今後これをブランド化して町挙げてやっていって、残

すのであれば、やっぱりそっちを考えるべきだと、これより。そして、今度は高くなるかもしれないですよ、売るときは、今より。今回の差でなくて……と思いますけれども、再度、もしお答えできれば。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 議員おっしゃるとおり、最終的に販売価格が高くなればそのとおりのいいわけで、そのためにはやはり販売する元の肉がなければ、その販売戦略も取れません。導入するためにそういった資金を今回支援していくことで、販売するための玉に今回ご支援させてもらったというところです。

いずれにいたしましても、今短角の販売する系統での販売、これ昔からの課題の一つだと思います。今100頭切ってきたこの出荷の頭数、以前300頭ほど出荷していたのが今100頭という形になってきますので、こういった部分も併せながら、そういった販売元のいわちくさんだったり、そういった農家の皆さん、あと農協併せながら、いろいろ話をしております、少しずつそういった今までの固く閉ざされた門戸を広げられるような形で今話が進んでおりますので、いずれ議員のおっしゃるとおり、最終的に販売価格に反映できるように我々も努力していきますので、ご了承をお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員、どうぞ。

○8番（畠山和英君） いずれそういうことをやっていくということですので、ご努力をお願いいたします。

それで、今回のここ、ほか見ても、大体今までは経費がかかった分の、上がった分の2分の1とか、限度額は何ぼにしますとか、さっきの草地の関係もそうですけれども、やっているのですけれども、これ全額やらなければならないという理由は何なのですか。それを最後にお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今般合理化目標より上回った分について、全額ご支援させていただこうとしているところでございますけれども、導入していく上で今回の上回った部分、あまりにも金額が上回り過ぎておりましたので、今回は全額補助という形で緊急的に支援させてもらっているところでございますので、ご理解よろしくをお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 11番、三田地泰正議員、どうぞ。

○11番（三田地泰正君） それこそご案内のように、近年の高温なり猛暑で、牧草畑が干ばつでなかなか牧草が生育しないと。その中で雑草が繁茂して思うように収量が取れないということで、酪農家の声でこのように続けて草地更新の補助事業を取り入れてもらっているのですが、非常にありがたいことだと思っています。ただ、種をまいてもすぐに収量が発芽して増えるかといえば、なかなかある程度の、半年ぐらいの期間はかかるということです。そして、今ご案内のように、今回は草地更新の支援事業として出たのですが、一方では、実は昨日ですか、酪農部会の総会があったのですが、配合飼料の価格が年明けてからも上がっているのです。それで、何とかこの配合飼料の上昇分についても町として支援してもらえないかというような声があるのですが、この点については考えているのか、当面我慢してもらうのか、当局のお考えをお伺いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 配合飼料の価格も年明け4,000円ほど高くなっているやにお話は聞いてございます。我々も、今回の価格高騰の部分で、この部分についても支援のほう考えてきたわけでございますけれども、県のほうで2,000円の支援を設けてございますことから、そちらは県のほうの支援にお任せをさせていただいて、県のほうでの、もしくは国のほうでの支援がない部分について、今回我々のほうでは緊急対策という形で取らせていただきましたので、ご理解いただければと思います。

○議長（八重樫龍介君） 11番、三田地泰正議員。

○11番（三田地泰正君） 報道によれば、県のほうで金額までも上げて2,000円でしたか、何か支援するということになっているのですが、この支援の時期というのは大体いつ頃になるのか、分かっていたならば教えていただきたい。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） こちらの部分につきましては、農家さんの口座のほうに県のほうから、県のほうというか、事業主体の配合飼料組合ですか、そちらのほうから振り込まれるという形でお聞きはしているところでございます。時期については、ちょっと我々も把握はしてございません。すみません。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） 日本短角種の議論を聞いていて、前から私も短角種についてはやっぱりブランディング図るべきだということを主張してきました。いいことだとは思いますが、出口対策の話もいろいろされてはいたのですが、例えば協力隊で、鎌田さんという方が起業して短角の販売始めた。ただ、そこだけではなくて、例えばホールディングスだとか組み合わせた中で、では岩泉としてどうしていくのか。農協さんをお願いしても、なかなかこれうまくいかない。今までもずっとやってきたことなので、違った視点で戦略を組み直す必要があるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 今ブランド化に向けて、まず肥育農家3戸、それから当然JAですね、そして岩泉ホールディングス、そして岩泉短角家の鎌田さん、そして町、いわちく、これがプロジェクトを組んで、出口対策のブランド、岩泉短角牛というブランドを登録しながら、戦略として販売していこうというふうに考えています。

昨日もちっと意見交換させてもらったのですけれども、やはり鎌田さんの出口対策としての地道な戦略だったり、自由度が利くところの販売の仕方、それからホールディングスにつきましては一定の販路を持っているというその強みを生かしながら、これからいろいろブランド化に向けて進めていきたいというふうに考えています。

いわちくにつきましては、今までもお肉の出荷はいわちくで屠畜して、いわちくが枝肉にしていろんな場所に販売したり、町のほうではそこから買ってきて、持ち帰ってくるといった形を取ってございましたけれども、令和6年度からいろいろ話をしながら、いわちくさんが持っている在庫だったり、ホールディングスが持っている在庫だったり、その辺の融通も利かせるようにするお話しもさせていただいて、今は鎌田さんのほうがこのぐらい欲しいですよといった部分ではこちらに持ち帰る数を増やしてもらったり、内臓の部分についても、このぐらい欲しいですよと言えば持ってこれたりという形で、いろんな売り方ができるような形がつくられてきました。ですので、これをもうちょっと詰めた形で戦略的にやっていきながら、短角牛のよさというものをもっとアピールしながら販売につなげていきたいと思っております。

町のほうから補助金を出しながら、今PR用の動画も制作中でございますので、そういったものも全国的にいろんなメディア、媒体にアップしながらPRのほうを進めてま

いりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） いろいろと説明いただきまして、ありがとうございます。

所信にも、1次産業についても一生懸命取り組むと書いてある。やっぱり1次産業が元気にならないと、2次産業も発展しません。そこに教育と福祉がきちんとうまくかみ合っていくようなものにしていかなないと、本当に岩泉町が課題を解決するというのはなかなか難しくなってくる。なので、この短角牛というそのブランド化と、併せてそこに観光も含めるような仕組みというものをつくっていったらどうかと。

3年ぐらい前だったかな、産業常任委員会で牧野を見て回りました。実は、私は初めて行きまして、非常に感動しました。これ都会の人が見たら、もっと感動するだろうなと思うので、そういうところも、プロモーションビデオつくっているという話だったので、そういうところも入っているのであればありがたいのですが、そういうところも入っていて、お客さん何人でもいいから案内ができるような体制、そしてこういうところで肉が生産されていますよというところをきちんと情報発信してほしいという思いなのですが、その辺については取り組んでらっしゃいますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 議員のおっしゃるとおり、そういった牧野の状況というのは、皆さんなかなか見る機会もないでしょうし、やはりバイヤーの皆さんが来た際も、放牧地見て、感動して帰られるケースが結構多いです。残念ながら、我々のほうから積極的にそういった方たちを招致して皆さんにお見せするということはなかなか今できていない状況ではございますけれども、県の流通課を通していろんな方たちがお見えになっている際には、そういった部分を案内させてもらったりはしてございます。

今現在つくっているPR動画につきましても、そういった放牧地は全面的に撮影させていただいて、入っていると今思っておりますので、そういった部分も含め、動画での配信等々で町のPRをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） いわゆる中間のバイヤーの皆さんとかというよりも、最終的な生活者、消費者、その人たちに届くように、やっぱり岩泉に来てもらって見てもらうと

というのが一番のベストだと思うので、そういう取組、担当課だけではできないかもしれない。そうすると、各関連した課のほうで、あるいは教育委員会も含めて子供たちも案内するような形で、そういう取組をしないと、なかなか1つの課だけではうまく進まないような気がします。それをぜひ取り組んでほしいなということで終わります。

○議長（八重樫龍介君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） なければ、次に入ります。

6 款商工費に入ります。質疑はございませんか。

7 番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7 番（畠山昌典君） 業務用省エネ電気製品の買替支援事業について、ちょっとお伺いしますけれども、この1業者、15万円上限ということで、これは例えばその事業者が2店舗とか3店舗持っているところもあると思います。それでも1事業者としてこの15万円なのか、店舗が2つあれば掛ける2になるのか、その辺はいかがですか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

今回の1者の捉え方でございますけれども、1事業者というところでございますので、代表の方が同一の方であれば15万円を上限という形で、店舗が複数店舗あっても1店舗になるのか、2店舗でこの上限に達するというのであればですけども、最大で実施していただきたいなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 7 番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7 番（畠山昌典君） 了解いたしました。

そして、この事業内容のところに、町内事業者から購入したものに限りとなります。

この町内事業者というのは指定されているものなののでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

特に事業者名を指定するということは考えてございません。町内の事業者ということで、電気事業者でありますとか、建築関係の業種の方々とか、そういった方々が今回の事業所になるのではないかなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 3番、菊池議員、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） それでは、業務用省エネ電気製品買替支援事業のことなのですが、すけれども、町内の中小企業等ということなのですが、個人経営の事業所といえますか、商店、そういったものも含まれるかどうか、範囲をお聞きいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 今回の事業の対象につきましては、法人、個人、どちらも対象というところで考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 3番、菊池孝広議員、どうぞ。

○3番（菊池孝広君） それから、このスケジュール、それから補助申請期間でありますが、8年4月1日からというふうになっております。観光シーズンも4月後半になればなってくる部分があるかと思えます。それで、補正予算でもありますので、3月中に事業所さんにそのお知らせして、計画書などを提出していただいて、4月早々にスタートできるとかというようなお考えがあるかどうか伺いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

議員ご質問の内容で、3月中に制度の周知を図りながら、4月早々に着手できるような形で進めたいなと。この内容につきましては、事業者の皆さん、商工会の方ともしっかりと相談の上、進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 宿泊施設省エネ化支援事業について伺います。

2者以外にも宿泊施設を運営している事業者は町内に存在するというふうに思っていますが、こちらの事業についても、短角種と同様に、アンケートなどを取って、事業者の意向に従って事業者を特定した制度になっているのか伺います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

この制度の設計に当たりまして、宿泊事業者、大きなホテル2者以外にも宿泊、旅館業を営業されている方ございます。そちらの全者、皆さんのほうに問合せをいたしまして、この事業を実施したいということで手を挙げられた方がこの2者というところで

ざいますので、今回はこれで実施しますし、もし仮に旅館等で必要な場合には、先ほどの前段の業務用省エネ電気製品のほうとかで対応もできるかなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 先ほど短角種のところでもるお話があったわけですが、偏りがあるというふうに結果として見える場合にはそれなりの説明がもう少しあったほうがいいのかということと、あと、今後の話もいろいろありましたけれども、まちづくり計画の更新時期だということで、所信表明の中でも言われています。1部署で対応し切れる内容というのはどんどん限定的になってきているのかなと。例えば短角種の話について申し上げますと、シティープロモーションをどうしていくのかということだというふうに思います。係る事案については、まちづくり計画の中で議会、町民の皆様とも協議を進めながら立案していただくことで、諸般の課題も吸収できるような計画にしていきたいという要望をして終わります。

○議長（八重樫龍介君） 10番、合砂丈司議員、どうぞ。

○10番（合砂丈司君） 短角の問題がいろいろ同僚議員からも出ましたけれども、肥料高騰措置、いろいろ課題もありますけれども……

○議長（八重樫龍介君） 10番、もう終わっておりますので。今6款です。

○10番（合砂丈司君） 6款。

○議長（八重樫龍介君） ですので、もしあるのであれば、新年度予算とかそちらのほうでお願いします。

○10番（合砂丈司君） すみません、では……

○議長（八重樫龍介君） 5款は終了しましたので。

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。

7ページをお開きください。歳入一括です。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。

4ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

第2表、繰越明許費補正を終わります。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩（午前11時59分）

再開（午後 1時00分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

◎議案第36号～議案第38号、議案第1号～議案第9号、議案第2

7号～議案第33号、議案第11号～議案第15号の上程、説明、

委員会付託

○議長（八重樫龍介君） 日程第14、議案第36号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定

に関し議決を求めることについてから日程第37、議案第15号 平成7年度岩泉町水道事

業会計補正予算（第２号）までの24件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 議案第36号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて。

岩泉町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり策定するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。令和8年度から令和12年度までを計画年次とする岩泉町過疎地域持続的発展計画を策定しようとするものである。

続きまして、議案第37号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。平成28年台風第10号被災事業者の事業支援及び旧岩泉町立小本小学校の利活用を図るため、同校舎及び同用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産。別紙のとおり。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町小本字内の沢2番地2。氏名、有限会社岩泉ゴム工業取締役社長、中谷仁。

4、貸付方法。使用貸借。

5、貸付期間。令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。有限会社岩泉ゴム工業に旧岩泉町立小本小学校校舎及び同用地を無償で貸し付けしようとするものである。

次に、議案第38号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて。

次のとおり財産を無償で貸し付けるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

1、貸付けの目的。地域経済の活性化及び雇用の維持確保を図るため、龍泉洞温泉ホ

テル及び同用地を貸し付けるものである。

2、貸付けする財産。別紙のとおり。

3、貸付けの相手方。住所、岩泉町岩泉字府金48番地。氏名、株式会社岩泉総合観光代表取締役社長、佐々木康幸。

4、貸付方法。使用貸借。

5、貸付期間。令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。株式会社岩泉総合観光に龍泉洞温泉ホテル及び同用地を無償で貸し付けようとするものである。

続きまして、議案第1号になります。議案第1号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について。

岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。決算審査に係る意見の作成を一本化するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第2号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例について。

岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。国の第2期復興・創生期間の終了に伴い、岩泉町震災復興基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について。

岩泉町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、新たに「子ども・子育て支援納付金課税額」の賦

課方式等について定めるとともに所要の整備を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第4号 岩泉町犯罪被害者等支援条例について。

岩泉町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。岩泉町における犯罪被害者等の支援に関する基本理念及び各種支援について、基本となる事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第5号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。子ども・子育て支援法に規定する特定乳児等通園支援事業、いわゆる子ども誰でも通園制度の運営に関する基準を新たに追加するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第6号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例について。

岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。岩泉町いきいき農村基盤整備事業に要する費用に受益者からの分担金を充てるため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第7号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例について。

岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。岩泉町少年補導センターを廃止するため、この条例を制定しようとするも

のである。

次に、議案第8号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例について。

岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。町民広場条例に規定する岩泉町レクリエーション広場について、同条例から削り、岩泉町公園条例に規定することで、その実態に合わせるため、この条例を制定しようとするものである。

続きまして、議案第9号 岩泉球場条例について。

岩泉球場条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。町民広場条例に規定する「岩泉町山村広場」が、現状として野球場のみとなっていることから、同広場に関する規定を同条例から削り、その名称についてなじみのある「岩泉球場」として整理するため、この条例を制定しようとするものである。

次に、議案第27号になります。議案第27号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、岩泉町障がい者グループホーム。所在地、岩泉町岩泉字三本松24番地2。

2、指定管理者。住所、岩泉町岩泉字森の越4番地14。氏名、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会会長、植村敏幸。

3、指定期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

続きまして、議案第28号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンタ

ー及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、所在地の順に読み上げます。岩泉町高齢者生活福祉センター、岩泉町岩泉字中家38番地1。小川デイサービスセンター、岩泉町門字町向32番地1。大川デイサービスセンター、岩泉町大川字下町65番地1。

2、指定管理者。住所、岩泉町岩泉字森の越4番地14。氏名、社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会会長、植村敏幸。

3、指定期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

次に、議案第29号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、所在地の順に読み上げます。道の駅いわいずみ地域振興施設、岩泉町乙茂字乙茂90番地1。道の駅三田貝分校地域振興施設、岩泉町門字三田貝47番地2。

2、指定管理者。住所、岩泉町乙茂字乙茂90番地1。氏名、岩泉ホールディングス株式会社代表取締役社長、山下欽也。

3、指定期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

続きまして、議案第30号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、

議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、小本地域資源利活用施設。所在地、岩泉町小本字小本6番地25。

2、指定管理者。住所、岩泉町小本字家の向221番地1。氏名、小本浜漁業協同組合代表理事組合長、三田地和彦。

3、指定期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

次に、議案第31号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、岩泉町小成津波防災センター。所在地、岩泉町小本字小成133番地2。

2、指定管理者。住所、岩泉町小本字小成108番地。氏名、小成自治会会長、三浦英雄。

3、指定期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

続きまして、議案第32号 岩泉町B&G海洋センター、岩泉球場、岩泉レクリエーション公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、所在地の順に読み上げます。岩泉町B&G海洋センター、岩泉町岩泉字中家55番地1。岩泉球場、岩泉町乙茂字乙茂76番地12。岩泉レクリエーション公園、岩泉町岩泉字中家55番地1。岩泉町屋内多目的運動

場、岩泉町岩泉字中野6番地5。

2、指定管理者。住所、岩泉町岩泉字中家55番地。氏名、一般社団法人岩泉町スポーツ協会会長、佐々木真。

3、指定期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

次に、議案第33号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて。

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称、所在地の順に読み上げます。岩泉町民会館、岩泉町岩泉字松橋21番地1。岩泉町立図書館、岩泉町岩泉字松橋21番地1。

2、指定管理者。住所、岩泉町岩泉字松橋21番地1。氏名、特定非営利活動法人岩泉地域活動推進センター代表理事、三上潤。

3、指定期間。令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者に管理させようとするものである。

続きまして、議案第11号になります。議案第11号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）。

令和7年度岩泉町の一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億2,840万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億4,726万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補

正」による。

(債務負担行為の補正)、第3条、既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)、第4条、既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

次に、議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第3号)。

令和7年度岩泉町の介護保険特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,003万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,659万4,000円とし、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,179万1,000円とする。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

続きまして、議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第3号)。

令和7年度岩泉町の観光事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,358万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億135万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

次に、議案第14号 令和7年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算(第1号)。令和7年度岩泉町の大川財産区特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ465万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

最後に、議案第15号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）、第1条、令和7年度岩泉町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）、第2条、令和7年度岩泉町水道事業会計予算書第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、（既決予定額）、7,225万4,000円、（補正予定額）、マイナス521万7,000円、（計）、6,703万7,000円。

（収益的収入及び支出の補正）、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益、（既決予定額）、3億782万円、（補正予定額）、マイナス448万円、（計）、3億334万円。支出、第1款水道事業費用、4億1,877万1,000円、マイナス175万7,000円、4億1,701万4,000円。

（資本的収入及び支出の補正）、第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,928万8,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額385万1,000円、引継金2,439万7,000円及び過年度損益勘定留保資金3,104万円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,930万7,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額282万5,000円、引継金2,439万7,000円及び過年度損益勘定留保資金3,208万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次のページ、2ページになります。款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入、（既決予定額）、1億7,498万7,000円、（補正予定額）、マイナス523万6,000円、（計）、1億6,975万1,000円。支出。第1款資本的支出2億3,427万5,000円、マイナス521万7,000円、2億2,905万8,000円。

（企業債の補正）、第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

（起債の目的）、上水道事業、辺地対策事業でございます。（既決予定額）、それぞれ2,050万円、1,290万円、（補正予定額）、それぞれマイナス560万円、マイナス570万円、（計）そ

れぞれ1,490万円、720万円。

(他会計からの補助金の補正)、第6条、予算第9条中「6,255万7,000円」を「6,280万8,000円」に改める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第36号から議案第38号まで、議案第1号から議案第9号まで、議案第27号から議案第33号まで及び議案第11号から議案第15号までの24件については、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号から議案第38号まで、議案第1号から議案第9号まで、議案第27号から議案第33号まで及び議案第11号から議案第15号までの24件については、議長を除く全員の議員で構成する条例補正予算等審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎議案第16号～議案第23号の上程、説明、委員会付託

○議長（八重樫龍介君） 日程第38、議案第16号 令和8年度岩泉町一般会計予算から日程第45、議案第23号 令和8年度岩泉町下水道事業会計予算までの8件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） まずは、議案第16号になります。議案第16号 令和8年度岩泉町一般会計予算。

令和8年度岩泉町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。

(歳出予算の流用)、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

続きまして、議案第17号 令和8年度岩泉町国民健康保険特別会計予算。

令和8年度岩泉町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億1,270万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,140万円と定める。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)、第2条、診療施設勘定の地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定8,000万円、診療施設勘定1,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

次に、議案第18号 令和8年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算。

令和8年度岩泉町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億6,000万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

続きまして、議案第19号 令和8年度岩泉町介護保険特別会計予算。

令和8年度岩泉町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億1,910万円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,230万円と定める。

第2項、事業勘定及びサービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定4,000万円と定める。

(歳出予算の流用)、第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。第2号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

次に、議案第20号 令和8年度岩泉町観光事業特別会計予算。

令和8年度岩泉町の観光事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億330万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)、第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

続きまして、議案第21号 令和8年度岩泉町大川財産区特別会計予算。

令和8年度岩泉町の大川財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ470万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

次に、議案第22号 令和8年度岩泉町水道事業会計予算。

(総則)、第1条、令和8年度岩泉町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、給水戸数、3,102戸。第2号、総給水量、146万1,460立方メートル。第3号、一日平均給水量、4,004立方メートル。第4号、主要な建設改良事業、水道施設費、3,190万円。

(収益的収入及び支出)、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款のみ申し上げます。収入、第1款水道事業収益2億9,109万9,000円。支出、第1款水道事業費用4億1,607万8,000円。

次のページを御覧願います。(資本的収入及び支出)、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5,129万5,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額290万円及び過年度損益勘定留保資金4,839万5,000円で補填するものとする。)

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入1億3,013万3,000円、支出、第1款資本的支出1億8,142万8,000円。

(企業債)、第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、上水道事業、過疎対策事業の2事業でございます。

限度額、それぞれ1,600万円、1,590万円でございます。

起債の方法、普通貸借または証券発行。

利率、5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。

償還の方法、政府資金については、その融通条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。

(一時借入金)、第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

次のページを御覧願います。(予定支出の各項の経費の金額の流用)、第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費、4,284万4,000円。

(他会計からの補助金)、第9条、水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5,071万6,000円である。

(たな卸資産購入限度額)、第10条、たな卸資産の購入限度額は、1,065万1,000円と定める。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

最後に、議案第23号 令和8年度岩泉町下水道事業会計予算。

(総則)、第1条、令和8年度岩泉町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)、第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第1号、接続戸数、963戸。第2号、年間処理水量、22万1,837立方メートル。第3号、一日平均処理水量、608立

方メートル。第4号、主要な建設改良事業、下水道施設の改良及び拡張工事2億2,651万2,000円。

(収益的収入及び支出)、第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。款のみ申し上げます。収入、第1款下水道事業収益1億7,795万5,000円。支出、第1款下水道事業費用1億6,950万6,000円。

次のページを御覧願います。(資本的収入及び支出)、第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3,154万4,000円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,059万2,000円及び引継金1,095万2,000円で補填するものとする。)

款のみ申し上げます。収入、第1款資本的収入2億7,499万3,000円。支出、第1款資本的支出3億653万7,000円。

(継続費)、第5条、継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。第1款資本的支出、第1項建設改良費、事業名、岩泉浄化センター改築・更新事業、総額5億4,300万円、令和8年度年割額2億1,880万円、令和9年度年割額3億2,420万円。

次のページを御覧願います。(債務負担行為)、第6条、債務負担行為を起こすことができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、排水設備等工事資金融資利子補給。期間、自、令和8年度、至、令和13年度。限度額、融資総額120万円を限度とし、年3.0%以内の割合で計算した額。

(企業債)、第7条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、公共下水道事業、過疎対策事業の2事業でございます。限度額、それぞれ4,940万円、4,930万円となっております。起債の方法、普通貸借または証券発行。利率、5.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)。償還の方法、政府資金については、その融通条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができ

(一時借入金)、第8条、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)、第9条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号、営業費用及び営業外費用。第2号、建設改良費及び企業債償還金。

次のページを御覧願います。(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)、第10条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第1号、職員給与費、2,178万6,000円。

(他会計からの補助金)、第11条、下水道事業の運営に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,249万6,000円である。

令和8年2月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。議案第16号から議案第23号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第23号までの8件については、議長を除く全員の議員で構成する新年度予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

(午後 1時55分)

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 2 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 8 年 2 月 1 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 8 年 3 月 1 0 日 午 後 2 時 3 0 分				
	散 会	令 和 8 年 3 月 1 0 日 午 後 2 時 4 5 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	裊 地 照 夫	○	9	林 崎 寛 次 郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	10	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	11	三田地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	12	三田地 久 志	○
	6	小 松 ひとみ	○	13	八重樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	4 番	千葉 泰彦	5 番	佐藤 安美
	6 番	小松 ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局 長	中川原 克彦	局長 補佐	石黒 保幸
	主 任	川崎 久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	佐々木 真	副 町 長	三浦 英二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総務課長兼 危機管理課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 章	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	町 民 課 総 括 室 長	戸 来 阿紀子	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流 課 長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	佐々木 規 雄	教 育 次 長	小野寺 一 徳
	そ の 他 の 関 係 職 員			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 8 年 3 月 1 0 日 (火曜日) 午後 2 時 3 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

- 日程第 1 議案第36号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めること
について (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第37号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第38号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第 1 号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第 2 号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第 3 号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第 4 号 岩泉町犯罪被害者等支援条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 5 号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 6 号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 7 号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)

- 日程第 1 1 議案第 8 号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 2 議案第 9 号 岩泉球場条例について
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 3 議案第 27 号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 4 議案第 28 号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 5 議案第 29 号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 6 議案第 30 号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 7 議案第 31 号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて (条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 8 議案第 32 号 岩泉町 B & G 海洋センター、岩泉球場、岩泉レクリエーション公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 1 9 議案第 33 号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 2 0 議案第 11 号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 8 号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)
- 日程第 2 1 議案第 12 号 令和 7 年度岩泉町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
(条例補正予算等審査特別委員長報告)

日程第 2 2 議案第13号 令和 7 年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）

（条例補正予算等審査特別委員長報告）

日程第 2 3 議案第14号 令和 7 年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第 1 号）

（条例補正予算等審査特別委員長報告）

日程第 2 4 議案第15号 令和 7 年度岩泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）

（条例補正予算等審査特別委員長報告）

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

（午後 2時30分）

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎議案第36号～議案第38号、議案第1号～議案第9号、議案第27号～議案第33号、議案第11号～議案第15号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 議事日程に入ります。

日程第1、議案第36号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについてから日程第24、議案第15号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）までの24件を一括議題とします。

本件について委員長の報告を求めます。

条例補正予算等審査特別委員長、千葉泰彦議員、どうぞ。

〔条例補正予算等審査特別委員長 千葉泰彦君登壇〕

○条例補正予算等審査特別委員長（千葉泰彦君） 令和8年3月10日、岩泉町議会議長、八重樫龍介殿。条例補正予算等審査特別委員長、千葉泰彦。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記。事件の番号、件名、審査の結果の順に報告します。

議案第36号 岩泉町過疎地域持続的発展計画の策定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第37号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第38号 財産の貸付けに関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第1号 岩泉町監査委員条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第2号 岩泉町震災復興基金条例を廃止する条例について、原案可決。

議案第3号 岩泉町税条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第4号 岩泉町犯罪被害者等支援条例について、原案可決。

議案第5号 岩泉町社会福祉施設等の事業者の要件及び設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第6号 岩泉町いきいき農村基盤整備事業分担金徴収条例について、原案可決。

議案第7号 岩泉町少年補導センター設置条例を廃止する条例について、原案可決。

議案第8号 岩泉町公園条例及び町民広場条例の一部を改正する条例について、原案可決。

議案第9号 岩泉球場条例について、原案可決。

議案第27号 岩泉町障がい者グループホームの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第28号 岩泉町高齢者生活福祉センター、小川デイサービスセンター及び大川デイサービスセンターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第29号 道の駅いわいずみ地域振興施設及び道の駅三田貝分校地域振興施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第30号 小本地域資源利活用施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第31号 岩泉町小成津波防災センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第32号 岩泉町B&G海洋センター、岩泉球場、岩泉レクリエーション公園及び岩泉町屋内多目的運動場の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第33号 岩泉町民会館及び岩泉町立図書館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて、原案可決。

議案第11号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第8号）、原案可決。

議案第12号 令和7年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第13号 令和7年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第14号 令和7年度岩泉町大川財産区特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第15号 令和7年度岩泉町水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

以上であります。

○議長（八重樫龍介君） 条例補正予算等審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のあった24件の議案は、条例補正予算等審査特別委員会において審査が十分にされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

これから討論を行います。

お諮りします。議案第36号から議案第38号まで、議案第1号から議案第9号まで、議案第27号から議案第33号まで及び議案第11号から議案第15号までの24件に対する討論を一括して行うこととしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

これから議案第37号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

これから議案第38号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

これから議案第29号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

これから議案第30号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後 2時45分)

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 3 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 8 年 2 月 1 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 8 年 3 月 1 2 日 午 後 1 時 0 0 分				
	散 会	令 和 8 年 3 月 1 2 日 午 後 3 時 4 9 分				
出席及び欠席議員 出席 13 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	裊 地 照 夫	○	9	林 崎 寛 次 郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	10	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	11	三 田 地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	12	三 田 地 久 志	○
	6	小 松 ひ と み	○	13	八 重 樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	4 番	千 葉 泰 彦	5 番	佐 藤 安 美
	6 番	小 松 ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	局 長 補 佐	石 黒 保 幸
	主 任	川 崎 久美子		
地 方 自 治 法 第 121条 の 規 定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	佐々木 真	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	袈 岩 千 裕	総 務 課 長 兼 危機管理課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 章	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	健康推進課長	三 浦 政 宏	経済観光交流 課 長	佐々木 修 二
	農林水産課長	佐々木 忠 明	地域整備課長	日 吉 理
	上下水道課長	山 岸 知 成	消防防災課長	佐々木 規 雄
	教 育 次 長	小野寺 一 徳		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 8 年 3 月 1 2 日 (木曜日) 午後 1 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

表彰状の伝達

日程第 1 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎受賞報告、表彰の伝達

○議長（八重樫龍介君） ここで、議事日程に入る前に表彰状の伝達を行います。

事務局長から表彰の報告をさせます。

局長、お願いします。

○事務局長（中川原克彦君） 去る2月17日に開催されました第77回岩手県町村議会議長会定期総会の席上で、いわいずみ議会だよりが第40回町村議会広報全国コンクールにおいて第6位の優良賞を、また第44回岩手県町村議会広報コンクールにおいて第2位の入選を受賞されました。誠におめでとうございます。

ただいまから賞状の伝達式を行いたいと思います。伝達は、議長からお願いいたします。

それでは、受賞された方々は前にお進みいただければと思います。

初めに、全国町村議会議長会表彰、いわいずみ議会だより広報広聴常任委員の皆様、前にお進みください。

○議長（八重樫龍介君） 表彰状、優良賞、岩手県岩泉町議会殿。貴議会広報紙は、第40回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績を収められました。よって、ここにこれを表彰します。令和8年2月6日、全国町村議会議長会会長、中本正廣、代読。おめでとうございます。（拍手）

○事務局長（中川原克彦君） 続きまして、岩手県町村議会議長会表彰、入選、第2位相当でございます。

○議長（八重樫龍介君） 表彰状、入選、いわいずみ議会だより、岩泉町議会殿。令和7年度岩手県町村議会広報コンクールにおいて審査の結果、頭書のとおり優秀な成績を収められました。よって、これを表彰します。令和8年2月17日、岩手県町村議会議長会会長、武田茂。誠におめでとうございます。（拍手）

○事務局長（中川原克彦君） 以上で表彰状の伝達を終わります。ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（八重樫龍介君） これから議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

12番、三田地久志議員、どうぞ。

〔12番 三田地久志君登壇〕

○12番（三田地久志君） 12番、三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意酌み取りいただき、明確な答弁をお願いいたします。

町政運営の基本姿勢についてです。26年ぶりの町長選挙を戦い抜き、町長に就任されましたこと、おめでとうございます。先日は、力強い町長所信表明演説を聞かせていただき、町民の皆さんはこれからのかじ取り役としての手腕に期待していることと思います。

さて、そこで所信表明された中から数点お伺いします。町政運営の基本的姿勢の中で、「産業の振興と交流人口の拡大に取り組み、地域全体の活力を向上させる。また、一度町を離れた若者たちも再び戻りたい、住みたいと思える町を共に築いていく」と、さらには、「定住対策」を最も重視していると述べられました。

そして、「仕事」、「安心」、「未来」を3つの柱として位置づけております。具体的には各論で述べられており、期待するものでありますが、もう少し深掘りしていく中で議論ができればと思います。

私は、1次産業が元気でなければ、2次、3次産業の発展はないのだろうと思っております。過去において岩泉は酪農で栄えましたが、そこに明治乳業岩泉工場が立地し、

製造業が生まれ、商店が生まれ、他地区から牛の買い付けのために岩泉に訪問する方々が多く訪れ、全盛時には町内に数軒の旅館（交流人口の拡大）が営業していたようです。

現在では、第三セクターの岩泉ホールディングスが製造する岩泉ヨーグルトが人気で、会社の売上げとしては30億円あるものの、町民にとってその恩恵は限定的に感じています。第三セクターの意義としてこのままでよいか、疑問を感じざるをえません。

全国を見渡せば、やはり1次産業が元気なところは、2次、3次産業が発展しています。

過去数年間、酪農、畜産には手厚い行政支援がされているように見受けられますが、田・畑作については少し手薄だったのではないのでしょうか。有機農業に特化した自治体なども見受けられるようになりました。岩泉は耕作地が少なく、傾斜し、石が多い畑が多く、大規模な水田、畑作はできないと思われることから、有機農業に特化していくことも考えてみてはいかがでしょうか。

また、地域おこし協力隊でワサビで就農されている方々向けにですが、就農するまでには技術などの習得に時間を要することから、総務省は2026年度から5年に延長できる特例措置を導入するとのこと。既に情報はあると思われますが、定住化のためにも必要ではないかと思われ、該当者がいるのであれば導入すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、林業に関しても同じことが言えるような気がします。例えば岩手県森林組合連合会では、10か所の木材流通センターを運営しています。岩泉にも木材市場があれば、横持ち料金が多くは発生しないのではないかと思います。さらには、三陸縦貫道を利用して流通することで、事業者にも有利に働くのではないかと思います。岩泉・田野畑地区のためにも開設に向けた議論をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、水産業についてですが、地球温暖化による海流の変化などで、海面漁業では主要魚種の漁獲高が激減しているようです。そこで、町ではエビの陸上養殖を考えているようです。私は、サケの稚魚ふ化場が空く時期にアユの養殖が可能であると思われ、検討する余地があると思われますが、いかがでしょうか。

同じように内水面漁業でも、平成28年台風10号豪雨災害からの復旧、復興工事が完了

した今、アユの観光やなを新設することで新たな観光資源あるいは食材の提供ができるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

いずれも予算が必要なことばかりではありますが、佐々木町長の「子供には楽しさと夢を、若者には充実と希望を、高齢者には生きがいと安心を。希望あふれる岩泉を実現するために挑戦していく」と、強い決意を感じたことからの一般質問であります。

本席からは以上で終わります。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁、どうぞ。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） 12番、三田地久志議員のご質問にお答えいたします。

まずは、このたびの町長選挙におきまして町民の皆様からご支持を賜り、この場に立っておりますこと、改めてその責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

希望あふれる岩泉町の未来を切り拓くため、全力で町政運営に取り組んでまいりる所存でございます。

私の町政運営の基本姿勢についてのご質問でございますが、本町が持つポテンシャルは高く、誇るべき地域資源に恵まれており、特に1次産業は、町の基幹産業としてこれからも発展していく可能性を有し、町を元気づける起爆剤になり得るものと認識しております。有効と思われる施策につきましては、積極的にチャレンジしてまいりたいと考えております。

それでは、議員からご提案のありました事項について、順次答弁させていただきます。

議員ご案内のとおり、本町は中山間地域特有の小規模で急傾斜な条件不利地で耕作が営まれ、収益につながる品目も固定化しております。

有機農業に特化した耕作は、自然環境への配慮や地域内資源循環を生かす農業体系として、豊かな自然を有する本町においては、観光資源とのコラボレーションなども含め、可能性を大いに秘めたものであると考えております。

本町の園芸手法は、慣行農業が主体であることから、有機農業では収穫量の減少や栽培コストの上昇、流通コストの上昇などが考えられ、解決すべき課題もございます。

しかしながら、活気あふれる農業を推進するための選択肢として、気象条件への適応や有機栽培に適した品目の選定など、関係団体等とも連携し、農家の需要も含め、可能

性について調査研究をしてまいります。

次に、畑わさび栽培で着任される地域おこし協力隊の活動期間の延長につきましては、来年度から一定の要件の下、地場産業等について起業、事業承継を行う場合、5年まで活動期間を延長する特例が導入されると伺っておりますが、詳細な内容については現在情報収集に努めているところでございます。

議員ご提案のとおり、畑わさびの栽培を含め、農林水産業においては、技術と知識の習得に時間を要し、現行の3年では習得し切れない場合もあると認識しておりますことから、活動期間の延長に該当する地域おこし協力隊につきましては、制度を有効に活用してまいります。

次に、本町における木材市場の設置につきましては、素材生産を行う事業者にとっては、遠方の木材流通センターまでの運賃や、原木の積み下ろしに係る経費負担の削減が期待できると考えております。また、チップ製造に回っていた広葉樹の中から用材として新たに価値を生み出すことも可能となり、多様な広葉樹種が生育する本町の特徴を生かせる可能性もあり、山主にとってもコスト削減による利益の還元が期待できます。

さらに、三陸沿岸道路を活用した流通面でも有利な展開が予想されますので、設置者である岩手県森林組合連合会との協議を進めるほか、購買者等の需要も含め、実現の可能性について調査研究をしてまいります。

次に、サケのふ化場を活用したアユ養殖の可能性につきましては、ふ化場におけるサケの採卵から稚魚放流までの期間が9月から4月までの8カ月間と伺っております。

アユにつきましても、9月の採卵からふ化、稚魚養殖が4月までと伺っており、ふ化場を活用する期間が重複することから、5月から8月までの間であればアユの稚魚から中間養殖は可能であると考えております。

小本浜漁業協同組合におきましても、魚種の変化や漁獲量の減少など年々厳しさが増す海面漁業に代わり、養殖漁業の導入について検討しており、ふ化場の活用もその一つであると伺っております。今後も漁協とも情報交換を密にし、漁業の再生に取り組んでまいります。

アユの観光やなの新設につきましては、小本川漁業協同組合からも同様のご希望があり、可能性について漁協とも協議をしております。現時点では事業の規模や計画内容な

どの資料等が整っていないと伺っており、今後も協議を継続してまいります。

いずれにいたしましても、所信表明で述べたように、チャレンジを積み重ね、産業基盤のさらなる強化を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 12番、再質問はありませんか。どうぞ。

○12番（三田地久志君） 答弁につきましては、前向きにチャレンジするということでおおむね理解できたのかなと。明るい岩泉の未来を築くためにも必要な事項であると思われるので、全て検討ではありますが、検討の先の実施をぜひお願いしたいものでございます。

まず、有機農業についてですが、これについては、やはり農業振興公社が作っているいわゆる動物性の有機堆肥、こういうものを上手に活用しながら、例えば石がある斜面のところをそのまま畑にするのではなくて、升を造って作業がしやすいように少し上げて、そこに土とかを入れて、石で成長が阻害されないような仕組みをつくりながら、こだわりを持ったもので作っていくというようなスタイルをしていって、それこそ市場流通ではなくて、例えば今一生懸命取り組んでいるふるさと納税の一品になるような仕組みということも考えられるのではないかなと思っておりますが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 小規模にこだわりを持った作物の作り方というのは、やはり今後、中山間地域で本当に耕作する場所が少ない本町にとっては、作物を作る上での選択肢の一つであるかなというふうには考えてございます。

そういった作物を作る上で、議員からご提案のありました有機農業、これは有機でいくのであれば有機をきちんとうたって、きちんとした購買者を確保する可能性がやっぱり必要だというふうに考えてございますので、まずは有機である、農薬を使わないとか、あとは化成肥料を使わない、あとは遺伝子を組み換ええない、あとは環境に配慮したというような、いろんな条件をクリアして、きちんと認証をもらえるような形での作付をしていかないと、いろんな名前をつけても、やはり皆さんには認めてもらえない部分であると思うので、そういった部分は農家の皆さんのやる気とか、あとは需要とか、そうい

ったものも考慮しながら、町のほうでもいろいろそういった皆さんのご希望には添えるように考えていきたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） 化成肥料については、窒素成分は鶏ふん堆肥なんかで取れる。

リン酸も鶏ふんを焼却するとリンが増えてくる。あるいは、今一生懸命皆さんが鹿を捕って埋設しています。この骨からリン酸も取れると思われるので、そのプラントを造るといったら多分1億円以上かかると思うのですが、見ると5,000万円ぐらい、半分ぐらいは補助が出そうだなというものがありました。

一括して、例えば岩泉町が今宮古の広域に運んでやっているものも、そういう処分場を造って、エリアの全部、鹿や熊も全部うちで引き受けますよというようなことをして、そこからリン酸成分を抽出していくというようなことも可能なのかなと、ちょっと大きな話なのだけれども、そういうことも見据えた考え方というものをしていくべきではないかなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 議員からご提案がありました。壮大なお話かなというふうに今話を聞いてございました。

今毎年2,000頭弱の鹿の捕獲、あとは熊も有害捕獲で去年は93頭、やはりだんだん増えてきてございます。今のところは宮古の行政組合のほうに運搬して埋却をしているところでございますけれども、一時期やはりそういった減容施設の導入についても若干検討した経緯はございますけれども、議員のお話のとおり、コスト的な部分がやはりどうしてもかかってくるというところがございます。

そういったところがあるので、そこは本当に研究の余地はあるかと思っておりますけれども、そこら辺はやっぱり財政的な面も見ながら、研究していきながら、今公社で作っている有機の堆肥、それらは十分活用し、あと同じく鶏ふんの堆肥も公社のほうで作ってございますので、そういった部分で有機の農業のほうに転換できるようなことを考えつつ、不足する部分については、公社の堆肥の作り方の中で考えさせていただければなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） 全然話にならないのではなくて、少しは頭の隅に置いていただいて、そういう減容をして骨になったものを活用していく、あるいはジビエのところもできました。キロ700円で何か処理施設に出しているそうなのですが、そういったものも活用しながら、岩泉だけではなくて、広域の中でそういうものは全部やりますよと。また、埋立てしていった中で、本当にそれで将来何もないのかなと、そういう心配もあるので、岩泉町単独でやれなかったら、岩泉で全部引き受けるからどうですかと、逆にそういうことも考えてもいいのかなというふうに思います。

次に、木材市場ですが、例えば森林組合さんだけでは人数も少ないし、大変だろうなと思って、あと木材業者さんとか、建設業の方々もオペレーターの方をいっぱい持っているし、木を下ろしたり積んだりすることも、そういう方々でもう企業体をつくってやったらどうかなというふうには思っているのですけれども、どのようにしていけばやれるのかなと私も考えているのですが、いかがでしょうか。何かいろんなことを考えていただきましたでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 木材市場につきましては、私どもも、盛岡の流通センターがどうしても大規模で木材も集まる。ただ、ここからはちょっと遠距離で、経費が、やっぱり運賃等かかるのかなというところで、ここに木材市場があることで、どれだけのメリットがあるのかなというものは考えさせていただいたことがございます。

今10か所に市場がありますけれども、そこは県の連合会のほうが運営してございます。宮古にもありまして、こちらは宮古の森林組合さんが運営をしていて、月1回の競りを行うような形、そして経費は森林組合さんの持ちなのですけれども、そこで売り上げた手数料というのは連合会さんに何%か納めるという形で今運営がなされているようでございます。

我々がもしこの市場に手をつける場合は、やはり連合会さんとお話をしながら、岩泉町に開設した場合、我々はメリットと考えてはいますけれども、連合会さんでのメリット、デメリット等を伺いながら、あとは素材生産者の皆さんに、岩泉町に市場があった場合のやっぱりメリット、そういった部分もお伺いしながら、これは考えていければいいなというふうに考えてございます。

やっぱり何にしても木材が集まらない限りは、今インターネット公売等で写真等で見られる、全国から参加できる状況にもありますけれども、やはり現物を見て購買される方が多いのかなというお話は今も聞いてございますので、肝になるのはやはり木材のここに集まる量で、岩泉町はもう広葉樹、今広葉樹は圧倒的に盛岡の流通センターに集まっているので、岩泉町にそれが集まるような仕組みだったり、形だったり、そういったものをつくり上げられれば決して無謀な計画ではないと思っていますので、そちらは我々としてもやれる方向に向けて検討はさせていただければというふうに思っています。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員。

○12番（三田地久志君） 木材市場についてはぜひやっていただいて、何万円もかけて運んでいって、山主には手取りほとんどないような格好にならないような、やっぱり山主のお金に幾らかでもなれば、またやろうかという話になると思うし、そのお金が町内で循環する仕組みにもつながってくるので、運営がどうやったらうまくいくのか、さっき話したように建設業の方々とか、事業体の林業の方々を巻き込んだ中で考えてもらえればなと思います。よろしくどうぞお願いします。

次に、アユですが、4年前かな、11月に小本のふ化場に行ってみました。そうしたならば、ふ化場から水を放水していたところにかんりのアユがいまして、川から入ってきたアユだと思うのですが、11月だったと記憶しているのですが、さびもなくて、非常に元気のいい、きれいなアユでした。

ふ化場の水であのぐらい成長するということは、もう春からますの中でやればかなり大きくなるのではないかなと思うし、実は清水川の水を使った岩泉のふ化場の中にも、アユのおとりを一々買いに行くのが大変なので、放流するときの稚アユをますに入れて飼って見ていたら、十分おとりになる。清水川のあの冷たい水でも十分おとりになるようなものができました。7月、8月は、もうそれに対応できるぐらいになってきた。そうすると、やっぱり小本でも5月のゴールデンウィーク明けあたり稚魚を買ってきて、ますに試験的にでもいいですのでやってみて、成長したならば、これもいわゆるふるさと納税の返礼品にできればなと思っているのですが、冷凍かけておけばできるのではないかなと思うのですが、ぜひやってほしいなと思うのですが、そこはいかがでしょう。漁協さんがいるので、相手方がいるので、役場、行政だけではどうですかと聞かれても言

えないかもしれません。相手がやると言わないとできないと思うので、最初の稚魚の購入ぐらいは出してもらったりして、試験的にやってみるということはどうかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） ふ化場の活用というのは、今本当に漁協のほうでも試行錯誤というか、何をやっていいかというか、やはりあそこを活用する必要がやっぱりあるだろうというのは当然考えていらっしゃるようでございます。

ふ化場の施設の深さとか、あとはそういった部分でやれる魚種というものがいろいろ限定されてくるやにはお話は聞いておりまして、いろいろ漁協のほうでも何をやっていいかということは悩んでいらっしゃるようですので、アユの話も若干私どものほうからしてみたいと思います。実際アユがいいのか、ニジマスがいいのか、何マスとかいろいろあると思いますので、そこら辺の市場の動向とかいろんなものを総合的に見ながら、あそこの使わない期間を使って、やはり小本浜漁協の収益につながるような考え方にちょっと検討させていただくような形で漁協とは話をさせてもらいたいなと思います。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） 今ニジマスという話が出ましたが、ニジマスは放流もできないので、他の魚種を全部駆逐してしまうので、ニジマスはやめたほうがいいかなと思います。やっぱりアユが、いわゆる焼いても、冷めても、生臭さがなくて、皆さんが手をつけやすい魚種だと思うので、ぜひそこを進めていただければなと思います。

次に、やなののですが、何度かこれもお願いしたり、話もしたりしていました。小本川そのものが台風災害であのぐらい壊されて、川は怖いものだということから、川はこういうふうに使えばお金が生まれて、みんなが楽しんで、川の、水のそばにも行けるのだと、親水空間も含めた中でそういうふうにしたらなというものを私は個人的には希望していました。

そこにやっぱりアユやなというものがあって、お客さんが見に来たりとかしていく中で、実は小本川のアユというものは非常においしいのだそうです。いろんな県内河川を釣りされる方々が話すのですが、小本川のアユが一番おいしいと。多分水がきれいなのと、それから珪藻というか、藻がきれいなのだろうなと。他の河川に比べてBODとい

うか、リン酸もあんまり入っていない川なので、非常にきれいなためにおいしいのだろ
うなと思うので、ぜひその川からもきちんと、上流域は、実は遊漁の権利しかないところ
なので、下流部はきちんとお金が入るような仕組みなのですが、我々は上流部は遊漁
だけの権利なので、それでもやはり将来的に子供たちにも小本川がこんなにいいところ
なのだよということを伝えたりしていくためにも必要な施設であり、岩泉が小本川から
きちんとお金が上がるような仕組みをつくったと、台風には負けませんよというようなこ
とを示すためにも、ぜひ大きい小さいは別にして造って、岩泉の小本川ここにあり、岩
泉のアユが一番だというようなことを世の中に知らしめたいなと思っておりましたが、
課長はその辺はどういうふうに、同じ思いであれば私は非常にありがたいのですが、い
かがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 岩泉町は、やはり大きな川が、小本川と安家川2つあ
って、昔からアユの遊漁で来町される方たちが泊りがけで来ていたという歴史もござい
ます。今回の台風で大分工事が入りまして、川のアユ等も減少しているということで、
昨年从小本川についてはアユの資源回復のための補助を特別に3年間という形でして
いるところでございます。

そういった中で、アユの増殖、そしてそれによって遊漁、遊びに来るお客様が大勢来
て、そして昔は小学生の子供たちもやはり川に釣りに行ったりとかしておりましたので、
そういった川との触れ合いというのも、せっかく直ったこの小本川で親しんでいただけ
ればなというふうなことは、議員と同じ気持ちでございます。

やなの設置につきましては、小本川漁協から一応要望をいただいております、そち
らとお話を詰めさせていただいておりますけれども、なかなか規模だったり、どのよ
うな施設を造ったらいいとか、あとは金額がどのぐらいかかる、場所をどこにしたら
いいとか、いろいろそういった部分でなかなか漁協さんでの準備が間に合わないとい
うお話も、今現在お話は聞いてございました。

今後そういったいろんな諸条件がまとまりましたならば、改めて漁協さんとはお話を
させていただきながら、財源もどのような財源を使うか。あとは、設置することにつ
いては、河川管理者である岩手県との協議もやっぱり当然必要になってきますので、そ

こら辺の条件がクリアできるのであれば、町でも小本川漁協さんのいろいろな事業に対しての支援というものは考えるべきかなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 12番、三田地久志議員、どうぞ。

○12番（三田地久志君） いろいろとお話はさせていただきました。議論させていただく中で、思っている方向はまずほぼ一緒だろうなと。ただ、やっぱり執行者側は、予算がかかることだから、いろいろと考えなければならない。我々は、ただやれ、やれではなくて、一緒になって、どんな方法がいいのか、じっくりと膝を交えながら検討していけば、必ずや岩泉町がもっと元気になるような仕組みというものができると思いますので、これからもまだいろいろと提案させていただきます。

質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（八重樫龍介君） これで12番、三田地久志議員の質問を終わります。

7番、畠山昌典議員、どうぞ。

〔7番 畠山昌典君登壇〕

○7番（畠山昌典君） 7番、畠山昌典です。通告に基づきまして一般質問を行います。

佐々木町長におかれましては、本年1月に26年ぶりとなりました岩泉町長選挙において、チャレンジ岩泉を掲げ、見事当選しましたことをお祝い申し上げますとともに、未来の岩泉を創造していくリーダーとして活躍していただくことを期待しております。

先日この場所において所信表明がなされ、まさに佐々木町政がスタートいたしました。1次産業・基幹産業の活性化、人口減少問題、各種医療福祉サービスの持続化など、山積する課題に果敢にチャレンジする姿勢が示されました。ここでは、その中の数点に絞り質問をさせていただきます。

1点目は、産業基盤の強化について伺います。1次産業においては、担い手の高齢化や後継者不足により廃業を余儀なくされるケースが相次いでいると認識しています。町長は所信表明において、「若者が新しい取組にチャレンジできる支援を講じる」、「農業、畜産業、林業、漁業といった岩泉町の基幹産業が新たな可能性を切り開き、その発展が全域に波及していくよう力強く推進する」としています。起業支援や事業承継などにも触れていますが、様々な問題を解決し、持続可能な産業振興への道筋として、さらなる具体案があればお示しをください。

岩泉町では、昨年11月に台風第10号豪雨災害からの復旧・復興記念式典が開催され、復旧工事の完遂を迎えました。これに伴い、町の予算執行状況で、今後において公共土木工事の減少が懸念されています。現に2026年度における普通建設事業費は約9億6,000万円となっており、10年前の2016年度の約29億6,000万円の3分の1程度となっています。町内事業者の安定した事業継続がなければ、町内経済循環にも大きな影響を及ぼします。この業界の持続可能化も町の発展には欠くことができない重要な課題と捉えています。町長の所感を伺います。

2点目に、子育て環境の整備について伺います。町では、子育て支援パンフレットに示されているとおり、多岐にわたる支援事業を行っており、他市町村にも劣らない施策の展開をしています。

しかしながら、住環境整備においては、子育て世帯のみならず、定住促進を図るためにも町民のニーズに寄り添った住宅サービスの提供が必要と認識していますが、町長の所見を伺います。

また、所信表明では、「子育て支援と教育の充実による夢のある未来づくり」の項目では多岐にわたり環境整備を示しています。その中で、「子どもたちの安心した学びのスタートを支える新たな支援制度を令和8年度から導入する」としていますが、具体的な内容を伺います。

いずれにせよ、未来の岩泉を担う子供たちの環境整備や充実した学習の機会、様々な体験学習の提供などは町が行う責務と考えますが、町長の所見を伺います。

最後に、まちづくり体制について伺います。これも所信表明で「より暮らしやすいまちづくりを推進するため、行財政改革をさらに進め、役場内の組織改編にも着手し、強固な実行体制を構築する」としています。私の以前の質問で、職員体制について伺いました。中堅で活躍を期待される職員の中途退職が多く感じたところでの質問でした。暮らしやすいまちづくりに欠かすことができないものの一つが充実した行政サービスと、それを担う職員です。より働きやすい、より充実感や達成感が感じられる職場環境づくりもリーダーたる町長の責務と考えますが、所感を伺います。

あわせて、よりよいまちづくりには町民の皆さんの協力も欠かせません。町長は、「幅広い世代の意見を伺う」、「世代を超えて互いに支え合い、心をつなげて歩む」、「子ど

もには楽しさと夢を、若者には充実と希望を、高齢者の皆様には生きがいと安心を」と力強く訴えられました。すばらしい理念だと思います。今後これらの達成に向けた具体的な構想があれば、お示しをお願いします。

今回久々の町長選挙となり、若者から高齢者の皆さんまで、町政に対する関心が一気に高まったのではと実感しています。我々議会も含め、町全体が一丸となり、よりよいまちづくりにチャレンジし続ける岩泉町であることを願い、本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） 7番、畠山昌典議員のご質問にお答えします。

初めに、産業基盤の強化についてであります。1次産業において全国的に高齢化や後継者不足による廃業が増加傾向にあることは認識しているところであり、本町においても同様でございます。

これまでの1次産業は、担い手不足が深刻な課題となっており、今までも施策を講じてきたところではございますが、経営体の減少に歯止めをかけることができない状況にあります。家業である1次産業に就業するケースも少なく、担い手としては地域おこし協力隊制度を活用した外部人材の活用が主となっております。

このため、若者が本町において安心して就業し、自らが夢見る未来の1次産業を実現できる仕組みを構築する必要があると考えております。現在新しい取組へのチャレンジ支援として、1次産業への就業を目指す方を応援するチャレンジ資金制度を創設し、さらにフォローアップの体制もつくり、伴走した支援を継続できるような新しい制度の構築を考えております。

商工事業者の起業支援や事業承継につきましても、所信表明で申し上げた方針により、今後関係者及び関係団体と意見交換を行い、新たな挑戦を後押しする制度を創設してまいります。新たに起業を目指す方や新しい取組を始める方に対しては、1次産業同様に事業化に係るイニシャルコストの支援や、商店街の空き店舗を活用した事業の支援などについて制度設計を研究し、令和8年度中の実現に向け取り組んでまいります。

次に、町内建設事業者の事業継続についてであります。建設事業者は地域のインフ

ラ整備や維持管理を担う役割はもとより、雇用確保を通じて地域経済を支える役割や災害時の応急復旧活動、冬期間の除雪作業など、地域の安全、安心な暮らしになくてはならない役割を担っているものと認識しております。町内建設事業者の安定した経営は、町民の安全、安心な暮らしに直結するものであり、これまでも道路の維持や改良工事をはじめ各種工事の発注に努めてまいりました。

ご指摘のとおり、普通建設事業費全体では、台風災害の復旧期をピークとして、その後減少しております。しかしながら、道路維持、改良等の予算額においては、震災前の平時と比較すれば、1割以上増額の約6億円を令和8年度当初予算に計上したところでございます。

今後におきましては、「防災、減災」、「国土強靱化対策」、「橋梁、トンネル等の大型構造物や舗装、のり面などの老朽化対策」についても計画的に実施してまいります。また、国道道の整備促進なども強力に要望しながら、引き続き町内建設事業者への工事発注に努めてまいります。

次に、子育て・住環境整備についてであります。子育て世帯を支援するため、「子育て支援パンフレット」を令和7年8月に改訂し、妊娠、出産期から大学進学に至るまで50項目に及ぶ子育て支援に取り組んできております。

また、住環境整備につきましては、低廉な家賃で提供している町営住宅をはじめ、平成29年には移住者及び若者世帯向けの「定住促進住宅」を12戸建設、翌年には子育て世帯に対し「子育て応援住宅」を12戸建設したほか、宅地分譲、空き家バンクによる住宅の利活用、アパート情報の提供、さらには住宅リフォーム補助事業をリニューアルした「住まいるづくり事業」を創設し、住環境整備と支援に努めてまいりました。

少子高齢化が進む中、町の人口減少に歯止めをかけるためには、引き続き住みたくなる環境を整備して移住者の確保に努めることと併せ、この町で生まれ育った皆様がこれからも住み続けたい、進学等で一度町を離れた若者がまた戻ってきたいと思っただけのようにすることが重要であります。

このことから、人が生きていく上で欠かすことのできない住環境整備は極めて重要であり、若者から高齢者まで幅広く意見交換できる場を設けて対話をし、既存制度の拡充はもとより、新たなニーズに応える制度を創設するなど、誰もが喜び、住み続けたいと

思っただけのよう住宅整備に努めてまいります。

次に、「子供たちの安心した学びのスタートを支える新たな支援制度」についてでございますが、以前より議会からもご提言をいただいております子供の成長期の節目において、一時的に大きく費用負担が生じる小学校、中学校への入学時及び中学校卒業後の進学時等で、子育て世帯の経済的負担を少しでも軽減するため、それぞれの時期を捉え支援をしたいと考えております。具体的には、小学校、中学校入学時に5万円、中学校卒業時に10万円とし、保護者に対する地域商品券の支給を想定し、制度設計を進めます。

なお、令和8年度分につきましては、初年度であり、事業の詳細を定めるまで時間を要しますことから、関連する費用につきましては補正予算でお願いしたいと考えております。

子供たちの学習機会の確保につきましては、急速に進む教育DXにも対応しながら教育環境の充実を図り、学校や地域と連携し体験学習の場の確保にも努めてまいります。

いずれにいたしましても、未来を担う全ての子供たちが自分らしく学び、成長できるよう、それぞれの子育て世帯にも寄り添い、ソフト、ハード両面から子育て環境の充実に取り組んでまいります。

次に、まちづくりの体制における充実感、達成感の感じられる職場環境づくりでございますが、職員それぞれが業務の目標を確実に遂行する中で得られる充実感や、町民の皆様喜んでもらい、その触れ合いを通じた達成感など、様々な要因で得られるものと考えております。

そうした場面を増やすためには、職員一人一人が自身の強みや持っているスキルを十分発揮できる配置が必要であり、そのことが役場全体の組織力の向上につながるものと考えております。また、その職員一人一人の自信がさらなる高い目標に果敢にチャレンジできる組織風土となり、個々の職員のモチベーションも向上するものと考えております。

現在秋頃を目標として組織改編の検討を進めており、今回ご提言いただきました充実感や達成感を感じられる職場環境づくりの視点も踏まえ、組織の見直しを進めてまいります。

最後に、私が掲げるまちづくりの理念の達成に向けた具体的な構想の実現に向けまし

ては、町民の皆様、議会、そして職員との協働が不可欠であると考えております。

私が最初に向かうべき課題としまして、何より大切なのはコミュニケーションだと考えており、より幅広く、そして丁寧な対話を大切にし、町民の皆様の声に真摯に耳を傾けながら、新しい町政をオール岩泉で進めてまいりたいと考えております。

具体的には、町政懇談会のみならず、分野ごと、年代ごと、そして少人数で率直に意見交換できる場を設けて、町政に反映できる環境を整えてまいります。

子供や若者、高齢者、全ての世代間がいま一度お互いを尊重し合うことで、希望あふれる岩泉を創り上げていけると信じております。

様々私の思いを申し上げましたが、その実現に向け、「仕事づくり」、「安心した暮らしづくり」、「未来づくり」の3つのチャレンジを戦略的、効果的に進めてまいりますので、皆様方のご支持、ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 7番、再質問はありませんか。どうぞ。

○7番（畠山昌典君） 今回の私のこの質問に、全てにおいて幅広く、前向きな答弁をいただきました。幾つか再確認というか、質問させていただきます。

まず、1次産業、基盤産業の強化についてであります。町長の今の答弁のとおり、スタートに向けた支援からフォローアップまで、伴走してフォローしていくということで、そういった新たに起業される方とか、あるいはこれからそういった環境になる皆様にとっては、本当に力強い答弁だったのではないかなというふうに考えております。

その中で、例えば酪農関係に触れさせていただきますけれども、1次産業、大変な状況だということですが、岩泉町では6次産業化が進んでおりまして、岩泉乳業のヨーグルトが好調な売行きをしているということでもあります。そうなってくると、今度は生乳を町内でしっかりと確保していくということも大事なことになっていくと思います。

私、議員になって最初の頃に、岩泉町ではメガ牧場の構想というものがありませんでした。そのときに一般質問したのですが、平成33年の稼働に向けて整備をしていくという答弁をいただいております。その後災害等で、今向かってはいないような状況になっているのですが、今後酪農家の事業承継がうまくいかないと、あるいは新規に

就農する方が少なくなっている今、もう一度そういったことを検討する時期に来ているのではないかなと思いますけれども、そういったところの考え方を伺います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 議員のお話のとおり、当時メガ牧場の計画等もありましたけれども、災害等で一旦なくなったような形になってございます。

我々といましては、今頑張っている酪農家の皆さん、この方たちに支援をきちんとやっぱりしていく必要があるというふうに考えてございます。当時町の基幹であった酪農というのは今も、130年経過した中でもまだまだ基幹で残ってございますし、これからもやはり残していかなければならない産業であります。

先般の新聞でも、岩泉に戻ってきたいという後継者の方が取り上げられて、県内に発信したような記事も出ておりまして、そういった力強い若者がいるということも我々は認識しながら、今後酪農には応援してまいりたいというふうに考えてございます。

お話のありましたメガ牧場ですけれども、町としてメガ牧場を造るというよりは、そういった計画がもしある農家さんがいたりとか、企業さんがいたりとか、そういった場合に我々としても当然全面的にバックアップしていきたいと思っておりますし、先ほど町長の答弁にありましたチャレンジ資金とか、そういったものでチャレンジしたい農家さんが何戸か組んで、資金も集めながらやっていきたいのだよという話があるのであれば、それは町としても当然バックアップしていける体制は取っていききたいと思っております。

いずれにいたしましても、酪農はこれからも町の基幹であると考えてございますので、いろんな面で現在の酪農家の皆さんの支援だったり、そういった新しい取組に対する支援ということも、いろいろお話を聞きながら前向きに考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） まさに今携わっている方々の声を聞くということが大事だと思いますので、今大変なここをどうにかしたいとか、あるいは将来に向けてこういった整備をしていきたいのだということをしっかり聞きながら、町としてどのようなフォローができるのかということを検討するのは大事かと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

その中で、例えば県内でも給料をもらって酪農するといったような、そういった方向性に向けた事業体も出てきています。やっぱりそういったことも、若者だったりとか、あるいは現在就農している方々の声を聞くということも大事だと思いますので、それも含めて岩泉町にとってどのような状況がベストなのかということのをこれからも模索して行ってほしいなというふうに思います。

一方で、農家さんの例えば猛暑による被害だったりとか、あるいは獣害による被害というものが、これはもうずっと数年続いていると考えております。その都度、町では様々な支援とか、応援とかしていると思うのですが、これからは猛暑だったり獣害、あるいは違う要素を含んだ被害というものが想定されると思いますけれども、今後そういったことがあった場合の対応策というのは、どういったことを考えられているのか伺います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 農家の皆さんのいろんな災害、あとは収入の減少というものが一番、やっぱり今後、農業を継続するには大変な部分だというふうに考えてございます。

機会あるごとに私もお話をさせていただいておりますけれども、災害があるたびに町で支援策を考えるということは、やはり財源を伴うことでありまして、これが毎年というふうな形で続いていくということは、なかなか町でもその支援策を講じることが大変厳しい状況になってきているものと考えてございます。

できれば我々としては、経営体の個々の皆さんがきちんとそういった災害に備えるための、今国の事業で収入保険制度等ございますので、そういったものへの誘導だったり、加入というものを支援していきたいなというふうに考えております。

ですので、今年度から新たに収入保険制度に加入される方の掛金の2割を補助する制度を新しく設けたところでありますし、できればそういった形で皆さんのセーフティネットというか、そういった体制というものは農家経営の中の一つと考えて、できればそういった形で進めていただければと思います。

これは、大きな本当に大災害が来た場合はまた別ですけれども、こういった猛暑だったり、やはり獣害というのは、どうしても避けては通れない時代の部分だと思っております。

ますので、一つの経営の中にそういった災害の備えというものは組み込んでいっていただきたいというふうに、我々は誘導する行政の施策を考えていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） まさにそのとおりだと思います。支援、支援といいましても、限りある予算の中で行っていかなければならないことであって、そういった保険に加入することだったりとか、あとはやはり個々の経営体の皆さんとしっかり話をして、情報交換をしながら進めていくことも大事だと思いますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

あと、建設業関連のことでちょっと確認したいと思いますが、町長の答弁の中でも、地域のインフラ整備や維持管理はもとより、地域経済を支える役割とか、あとは災害時の応急復旧活動、除雪に加えて、各地域で例えばイベントだったりとか、奉仕活動だったりとか、そういったものにも非常に貢献をしている業界だなというふうに私も感じております。

それこそ限りある予算の中で、全ての事業者さんを守っていくということも、これもこれからどんどん大変になっていくかとは思いますが、今回の答弁にもありましたけれども、工事発注に努めていく、あるいはその維持、補修の部分でしっかりとした対応をしていくのだということもあります。

そのほかにも何かその手だてがあるのであれば、ここでお示しをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 今のご質問に対してきちとした答弁にはならないかもしれませんが、かつては建設業のほうでも農業のほうに参入をしていくというふうなことで、新たななりわいというものをというふうに取り組むことが一時期あったなと思っております。近いところだと、ハウレンソウの栽培を手がけたりというふうなことで、業者さんで取り組んでいるところもあったように聞いております。

町内の業者さんは、残念ながらそういった別な事業での展開は取り組んでおりませんが、まず今この業界、我々の岩泉町で今担っていただいている業者さんたちのた

めには、やはりある程度の一定の予算を平準化した形で予算は取っていきますというふうなことで、そうすれば少しの安心材料にはなろうかなと思っております。

岩泉町だけではなかなか難しい面がございますので、答弁にもございましたとおり、県道でも国道でもまだまだ整備が必要なところがありますので、そういった県の事業の部分でも一生懸命、当然我々も要望して事業化をしていただきながら、町でもある程度の安定したところで、当面、何年かは事業費は確保していきますというふうなことで、そういう姿勢で取り組んでいければなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） まさにそのとおりだと思います。先ほども申し上げましたとおり、限られた中で持続可能化を図っていくということですので、ぜひこれからも業者の皆さんとも情報交換等しながら進めていっていただければと思います。

あと、子育てに入りますけれども、私は岩泉町のこの子育て支援というものは他市町村に劣るとは思っていませんで、何なら先に行っているのではないかなというふうな分野だと思っています。

住環境についてちょっとお伺いしますけれども、答弁の中にもありました子育て応援住宅、これ実際整備したときに申込みが殺到したことを記憶していますが、今後もうこういった整備というものを頭に入れているのか、その辺はいかがですか。

○議長（八重樫龍介君） 日吉理地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 議員のお話のとおり、子育て住宅、入ったときも相当な倍率でした。退去されて、また応募をかけますと、1戸に対して10世帯の応募があったりということで、かなりの競争倍率になっております。需要があるなというふうには、我々もその認識は一緒でございます。

その中で、我々とすれば、ああいう子育て住宅をさらに増やしていくことがいわゆる住民の方々が望んでいるものなのか、それともやはりきちっと住宅を自分で構えたいという方に対しての支援がいいのかということで、いろいろ検討した中で「住まいづくり事業」ということで、今ある住宅をリフォームしてもらったりですとか、あとは空き家バンク、空き地バンクということで、今年度は家を解体する部分に対しても補助制度を創設しました。こちらのほうは、目指すところは、空き家を解体することで速やかに

宅地になるということで、造成に比べれば安価に宅地を有効活用できるのではないかと
いうところを目指してこの制度を立ち上げました。残念ながら、我々が想定するよりも
件数は伸び悩んだところありますけれども、こちらは町長の施政方針にもございました
とおり、もう少し視点を変えてといいますか、より使いやすいものがどういったものにな
るのかなというふうなところもこれから検討を加えながら、そういった部分で両にら
みと言えはおかしいですけれども、様々な需要に応えられるような形で、いろんなニー
ズを捉えて住宅制度をつくっていければなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） 確かに時代の変化だったりとか、あと状況の変化によって、住民
の皆さんがどういったものを望んでいるかということはその都度、その都度しっかりと
リサーチしながら、そういった整備というものは進めていかなければならないと私も思
っています。そうすると、やはり個別の問題意識をしっかりと聞くことが、町のそうい
った住環境の整備については非常に大事になってくると思います。その都度、都度、個
別の皆さんの状況をしっかりと把握しながら、そして住環境の整備に努めていくことが
大事だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

あと、今回のこのスタートを支える新たな支援制度、すばらしいものを取り入れてい
ただいたなというふうに思っております。議会でも、数年、出産祝い金を、この入学時
のお祝い金も含めた上で、第1子に30万円、第2子に50万円、3子以降100万円の祝い金
制度を設けたらどうかという要望をさせていただいておりました。その一部、採択し
ていただけたのかなというふうに認識します。

先ほども申し上げましたとおり、「子育てしやすいまち」をアピールするために様々な
施策の展開をしているわけでございまして、今後さらに岩泉町は子育てに強いのだとい
うものをしていくには、私は本当にあらゆる対応を今までしてきたと思いますので、
今度は当事者でなければ分からないような困り事だったりとか、そういったところにも
目を向ける時期に来ているのかなというふうに感じております。

そうすると、この間委員会で私もちょっと質問しましたがけれども、こども園に入っ
ている第1子の方が、第2子が生まれると3歳になるまではこども園に通園できないよ
うな状況になっているということです。これを解消できないかということ質問させてい

いただきました。まさにそういったケースがなければ分からないようなところにも目を向けなければいけないのではないかなというふうに思いますけれども、そういった問題の拾い出しというか、そういったことをどういう形でやればいいのかというものは、何か方針とかそういったものがあればお示しをいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 三浦政宏課長、どうぞ。

○健康推進課長（三浦政宏君） お答えいたします。

まさに議員から先日ありました、子供のソフト面というところでの施策という意味合いだと思います。これからはそのソフト面的な施策がより重要であるという認識は、非常にひしひしと感じております。というのは、現場の声あるいは子ども・子育て会議等々で、親御さん等を委員としながらいろいろな話をさせていただいているところですが、やはり議員おっしゃるような声はここ数年出てきているところです。

私どもの対応が大変遅くて恐縮なのでございますが、やはり時代の変化とともに共働きあるいは核家族化、これは以前からあったのでありますが、最近やはり声を大きく言える環境にもなっているのかなというところで、私どももその部分については少し早急に検討しながら、何とか近いうちにその部分は、子育てのソフト面の拡充を強化して取り組んでいきたいなと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員、どうぞ。

○7番（畠山昌典君） よろしく願いをいたします。

これはこの地域に限ったことではないと思うのですが、例えば子育てをこれからしていく家庭にあっては、ではどこで子育てをするのかということを考えるような、そういった今、日本全国と言っているのかどうかあれですけども、報道とかでもなされています。どこで子育てをするのか、そういった施策をしっかりと見ながら、あそこに行つて子育てをするのだというふうなことで選ぶ方々が増えているように感じております。

そういった観点からも、岩泉町でも、ぜひ岩泉で子育てしたいのだと、あるいは岩泉町の方がほかに一旦出ても、子育てするのだったら岩泉に帰ってやりたいのだというような、そういった環境づくりというのは非常に大事だと思います。

先ほどの住環境と一緒に、いろんなソフト面でも、ああ、こういうふうに目をかけてくれるのだなというふうなことがあれば、選ばれるまちになるのではないかなというふ

うに思いますので、よろしくお願いをいたします。

そして最後に、まちづくりの関連でお伺いしますけれども、答弁にありましたとおり、職員が果敢にチャレンジできる組織風土、まさにそういったことがあれば、充実感や達成感、あるいは幸福感を感じられるような職場になっていくのだらうなというふうに思っております。組織改編の検討も進めているというふうに答弁いただきましたので、以前私も何回かお伺いしているのですけれども、本当に頑張っている職員の方あるいは今後活躍が期待される方が退職することは何とも寂しいものがございまして、これからの岩泉のまちづくりを担っていく、まさにその職員の方が充実した気持ちで幸福度を得られるような職場環境になることを願っていますので、よろしくお願いをいたします。

本当に最後に、町長の何より大切なのはコミュニケーションという答弁をいただきました。今日も幾つか質問させていただきましたけれども、全てが当事者としてしっかりお話をしながらまちづくりをしていかなければならないと、私もそのように思います。町長がそれが一番大事なのだということですので、町政懇談会のみならず、いろいろなところで皆様の意見を聞くのだということをおっしゃられました。

最後に、町長のその意気込みというか、今後どういったスケジュール感で、どんな規模でやっていくのかということをお聞かせください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長。

○町長（佐々木 真君） 様々ご提案もいただきまして、ありがとうございます。

今もろもろ答弁ございましたけれども、いずれ前向きにまず取り組んでいこうという気持ちでございます。職員の皆さんのモチベーションというところも、これからどんどん高めていただきたい。これまでも一生懸命職員取り組んで、頑張ってきております。

私、早速そのコミュニケーションというところでは、職員の皆さんの意見、提言、こういったものいろいろお伺いしたいなということもございます。あと、私の思いも伝えながら、コミュニケーションを取りながらやりたいと。

それから、もう早速指示をしていますのは、町政懇談会のみならずということで、きめ細かい意見交換を町民の方々とやりたいということで今スタートしまして、上半期の間にいろんな分野の方々、それから個別にいろいろご意見を伺いたいなと思っています。既にもう農業振興公社であったり、畑わさび農家さんであったり、様々やっていますけ

れども、もっときめ細かくやってもいいのかなという思いでございます。

政策につきましては、これからいろんなものを、考えを持っているものはまずやってみたらどうかなという思いを持ちながら組み立ててみたいと思います。それについては予算等もいろいろ絡んできますので、これは財源がないではなくて、つくるという思いでございます。それは、今ある国の財源を持ってくるというものもありますし、ここでつくり出すというものもございます。そういったものも考えながら、並行していろいろと取り組みたいというふうに考えております。

できれば、これは私のみならず、議会のほうとも一緒に、そういった意味ではコミュニケーションというところもございますが、議論を交わしながら、よりよいものができればなというふうに思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 7番、畠山昌典議員。

○7番（畠山昌典君） ありがとうございます。

私は、町長が就任したときの挨拶で、職員の皆さんに対して、今皆さんがやっている仕事が町民のためになるのか、岩泉町のためになるのか、しっかりとそこは考えながら仕事をしてくださいと言ったことを記憶しています。非常にいい挨拶だなと、いいメッセージだなと思っています。

町長も先ほど申し上げられましたとおり、我々議会もそういった町民の皆さんの声をしっかり聞いて、そして町政に反映させるという役目も持っています。町のためになるのか、町民のためになるのかということをしっかりと考えながら、それこそワンチームになってこの岩泉町をつくり上げていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（八重樫龍介君） これで7番、畠山昌典議員の質問を終わります。

次に、6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

〔6番 小松ひとみ君登壇〕

○6番（小松ひとみ君） 6番、小松ひとみです。通告に基づきまして、一般質問を行います。

まずは、住民参加での龍泉洞魅力拡大についてお伺いします。佐々木真町長におかれましては、このたび町長選挙を戦い抜き、町長に就任されてからは、さきの所信表明ま

で町への思いを語る中、終始一貫として「岩泉愛」があふれておりました。

「人がどんどんいなくなる」、「不便さが目立ってくる」などというマイナス思考ではない、「町はまだまだ捨てたもんじゃない」、「力を合わせて盛り上げていけるんだ」という明るい希望を掲げていただいたことに、私は大いに共感しています。

世代交代、社会の変革は無論のこと、学び、受け入れた先に、この今まで育んできた大きな知恵があります。そこで、この地で生活する住民が共に足元を見直し、考える契機、チャンスとして「龍泉洞」を盛り立てることに住民参画を促しませんか。龍泉洞には、言うまでもなく日本全国、世界中から多くの方々が訪れてくださいます。皆さん「すばらしかった」、「よかった」との言葉をくださいますが、本来観光とはその地元の方と触れ合うことです。「ありがとうございました」、「また来てください」との言葉を背にする方は振り返り、もっといろいろなことを聞きたくて、知りたくて、言葉を交わし、触れ合いたいと望んでいるものと存じます。

そこで提案いたします。龍泉洞園地内に簡易販売所、軽トラック市（軽トラマルシェ）などのような区画をつくり、販売できる場所、機会を設けてはいかがでしょうか。期間限定で、それぞれ順番でもよいと思います。広い面積を持つ岩泉の地域の特色を生かした出店が期待できます。観光客との触れ合いは、お金を稼ぐことだけではなく、多くの気づきをもたらすはずです。龍泉洞園地は魅力満載で、たくさんのメリットを生むに違いありません。町長の所見をお伺いいたします。

次に、防災・減災対策についてお聞きします。台風第10号からの災害復旧、復興工事が完了しました。完了記念式典が昨年11月1日に県知事をお迎えして举行されました。その際、県から「岩泉町は防災の町としてトップランナーである」と言われたことが耳に残っています。

多発する自然災害、気象構造の変化から多くの新しい事象が発生する中、この被災の経験だけではなく、より深く学び直すときではないかと存じます。防災士資格取得者200名を超えてから、現状ではどうなっているのか、組織の在り方や活動について点検も必要な時期です。危機管理という点からも改めての体制づくり、人材の活動支援を望みます。町長のご見解をお伺いいたします。

最後に、大船渡椿サミットのメンバーの方々が、大船渡での山林火災での全国からの

支援に感謝し、訪れてくださる方々に誠意を込めておもてなしをしたいということを伺いました。私たち岩泉町民も、度重なる災禍に際し、温かいご支援をいただきました。感謝の心を忘れずにいることを申し上げ、本席からの質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁、どうぞ。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） 6 番、小松ひとみ議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、住民参加での龍泉洞の魅力拡大についてであります。まさに龍泉洞は全国から年間16万人を超える観光客が訪れる町の宝、町民の宝でございます。

議員ご案内の龍泉洞園地内での出店につきましては、これまでも園地内での出店はできるところではございますが、現在は龍泉洞まつりの開催時には町内外の皆様にご案内し、出店の申請があった際は、これを許可し、実施してまいりました。

昨年7月から8月には、龍泉洞入洞者が非常に多く、食事サービスの提供に課題を感じたところもございます。令和8年度は、お客様が多い時期は、園地での出店を募る方向で考えております。今後既存の簡易販売小屋の利用案内や園地内の出店スペース利用の詳細を協議し、町内事業者の方々へ案内してまいります。

本町を訪れる観光客の皆様へのおもてなしの向上を図るため、各地域の特色を生かした出店や地元の方々との触れ合いは非常に有益であり、町といたしましても来訪者の滞在時間を延ばす工夫について、町民の皆様、関係者と意見交換しながら実施してまいります。

次に、防災、減災対策についてであります。本町の防災士は令和8年2月末時点で207名が認定されており、本町の地域防災力の向上に資する大きな強みであると認識しております。

防災士の組織としては、議員ご案内のとおり、防災士連絡協議会を立ち上げ、年1回の総会において相互連絡や研修等を行っているところでございます。

防災士の体制づくり及び活動支援につきましては、防災士が災害発生時に有効に機能するためには組織体制の明確化が必要であると考えております。防災士相互の連携体制や災害発生時の役割分担が明確でなければ、実効性のある活動は困難であります。特に

町との連絡体制や責任の所在を明らかにすることが重要であると思われます。

このため、防災士の役割を明確にすることを目的に、活動範囲及び位置づけを岩泉町地域防災計画に明記し、町と防災士との役割関係を制度的に整理してまいります。

災害発生時の防災士の役割分担につきましては、情報収集、安否確認、避難所支援、要配慮者支援等が考えられますが、機能別に班編成を行い、各防災士の能力や居住地区を踏まえた配置を事前に定めることも有効であると考えております。

今後は、これらの体制整備を図るとともに、防災訓練等を通じて実効性を検証し、課題の改善に努めることにより、町と防災士が一体となった防災体制の確立を図ってまいります。

今後とも、地域の自助、共助の強化を図り、災害に強いまちづくりを推進してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 6番、再質問はありませんか。どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） ありがとうございます。春になりまして、ゴールデンウィークもすぐそこに、もうすぐスタートいたします。これからの販売とか、出店とか、お祭りに関しても、もう日を決めて、スケジュールがどんどん決まってくると思いますけれども、その住民参加のということは、本当に町内広いわけですから、安家、釜津田とか遠くからも、本当はイメージとして出店いただきたいと思うのです。それには地域振興協議会の協力も必要なわけです。今のところ、観光協会、あとは龍泉洞事務所がありながらも、何だか連絡に関して、あと一体感として見えてこないような思いがあります。チーム龍泉洞として、ほかから来る方は龍泉洞にいる方々は全部一つのチームとして見ているわけですから、その連携がどうも足りない中にこの地域振興等を入れていただければ、物産も、これから山菜も出るわけですし、いろんな店構えもできると思うのですけれども、町長の答弁の中に既存の簡易販売小屋というものが出てきました。これは、今横目でしか見ることがないですが、今ある、持ってある小屋でしょうか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） お答えします。

既存の簡易販売小屋につきましては、レストハウス脇に既存ございまして、今4つほど持ち合わせて、1つは利用されている状況でございます。

○議長（八重樫龍介君） 6番、小松ひとみ議員。

○6番（小松ひとみ君） 私のイメージする簡易的な販売所というのは、軽トラックみたいにずらっと並んで、10区画とかそういう中で、あとは順番にスケジュールに合わせて、8月のこの土日の何日と何日は大川、釜津田で使いませんかとか、もっと広く皆さんに呼びかけて、そこに手を挙げてもらって、そこで販売する機会をあげる。そして、使用料は安く抑えて、土日の2日間で幾らとか、みんながいろんなものを持ち寄って、楽しく、いっぱいほかから来る方たちへのアピールしながら、あと自分たちも幾らかでも稼げる仕組み、そういうものがつくればいいと思いますが、そういう簡易的な考えではどうでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） ありがとうございます。園地営業の関係でございますけれども、実は昨年の秋祭りに、有芸のお祭りが無いということで、有芸の地域振興協議会にも声がけして、ご案内をさせていただきました。これからのご案内につきましても、有芸のみならず、全地域の皆さんにということでご案内は差し上げたいというふうに考えております。

その中で一つ課題となるのが、臨時営業の許可を得ることが課題になろうかなと思っています。やはり菓子製造類とか、そういったものの製造と販売を行う上で保健所の許可が必要というところがございますので、こちらの課題につきましてクリアしながら、多くの方々が出店できるように今後考えていきたいというふうに思っております。

ご質問内容の場所等のスペースの件でございますけれども、現在簡易テントを龍泉洞で準備しまして、そちらをただでお貸ししますので出店どうぞという形で考えております。

それと、日時の決定についてはこれから決定していこうかなと思っておりますけれども、入洞者1,000人程度のレベルですと、やはり売上げが低いという声もこれまでの経験からございますので、2,000人程度の入洞者がある日ということで今後ご案内をしたらど

うかなというようには今考えているところでございます。

あと、農産物の関係でございますけれども、やはり龍泉洞はほぼ、85%が県外からのお客様でございます。農産物につきましては、これまでも取り組んだ中だと、やはりお持ち帰りに難があるというところでなかなか売上げに結びつかないという課題もございましたので、やはり主体となるのは、その場で食べられる地場のものとか、あるいは工芸品等のお土産品になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） やはりちょっと手を加えれば食品衛生基準等を満たさなくてはいけない。ですが、その加工場がなかなか個人では造れないということがあります。そこはやっぱり事業者と連携しながら、1つのところに1つの業者ではなくて、もう地域で、みんなで店づくりをするというような、そういう連携ができればいいなと思っております。確かに加工場も欲しいところではありますが、これは今すぐできるわけではないですし、ただこれから1つずつ計画しながら、これは実現したいと思います。

昨年8月30日でしたか、食改でお手伝いをして豚汁を提供しました、お振る舞い。そのときに300人を超える人たちに喜んでいただきました。お振る舞いは、そういう衛生基準、ちゃんとして作っているわけですが、そういうものは緩いというので、ちょっと驚きましたが、ただ、おにぎり販売所があるわけですから、本当にそういう汁物を提供すればいいと思います。

ただ、このスケジュールの中の手を挙げさせるような日程をすぐ皆さんにお示しして、どんどん話合いをして、スタートしていかなければならないと思っておりますので、ぜひ話合いもしたいですし、あと若い人たちの、あとはクラフト市とか、これから町民アイデア実践事業に手を挙げようとしている人もいますけれども、本当に龍泉洞、たくさんの方が訪れる中、チャンスだと思って、ここを利用したいと思います。

中には、うれいら商店街の業者が来て、どうぞ場所を提供しますよと言われますけれども、現実やはり自分たちの商店街で店を開いていると、なかなかそこまで行って、手が足りなかったりして、いいお話でありますけれども、現実的にちょっとすぐ動けないというところもあります。それは、地域ごと、自治会とか、町なか広場でもないですけ

れども、いろんなことを考えながら、ぜひ皆さんの龍泉洞だというところをアピールしてやっていただきたいと思いますので、すぐすぐよろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 答弁はよろしいですか。

○6番（小松ひとみ君） 一応課長にお聞きします。どうでしょうか、すぐ動いていただけますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木修二経済観光交流課長、どうぞ。

○経済観光交流課長（佐々木修二君） 議員のご提言を生かしながら、考えていきたいなと思ってございます。

龍泉洞、交流の場としては最高な場所なのかなというふうに思っております。その中で、子供たちが英語での通訳とか、いろいろな場に活用されていることもございますし、体験できるスペースもございますので、そういった方々も交流しながらとか、物産のみならず多方面での取組を考えながら、いかにしてそこに経済を生み出すかということを考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（八重樫龍介君） 6番、小松ひとみ議員。

○6番（小松ひとみ君） やはりおもてなしの受付の場として、最近インバウンドとか、世界中からいらっしゃって、私はそれにどう対応しているのかと思うと、機械があるから大丈夫ですという答えを聞いたことがあります。翻訳機があるから、何でも受け入れます。ですけれども、その前に口で実際簡単な言葉ぐらいはみんなで普通に言えるようになりたいなという思いもあります。これから全ての龍泉洞に関わる人たちとの意見交換がありまして、ここがいい、ここが悪い、あとみんなが知らない歌碑が何個かありますし、秘密でしょうけれども、ポケモンもいるらしいですし、まだまだ魅力満載ですので、ぜひとも勉強会もしながら盛り上げていってほしいと思います。

次に、防災についてお聞きします。本当につい3月7日に防災士連絡協議会の研修がありました。これは、避難所開設の訓練でした。これに地域振興協議会も参加しまして、47人の参加でした。とても有意義な訓練で、テントを50張る、テントを30張る、そういうことを実際に体験して、あとはちゃんとしもうところまでやりました。本当に皆さん、声をかけていただいたらいつでも出動するという、やる気満々のメンバーですので、200名達成したところで安心しないで、現実、今数えられるかどうか分かりませんが、町内に

いる方が本当に200名いるかどうか、これはどうなのでしょう。危機管理課長にお聞きします。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重危機管理課長、どうぞ。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） ご質問のありました防災士の人数でございますけれども、台風災害後、防災士を育成しようということで、岩泉町にその資格を得る講座に来てもらってやりました。3か年、平成30年、令和元年、2年と、大体50人、60人の受講者がございまして、各議員にも防災士を受けてもらったり、あと役場の職員、課長以上三役も防災士の講座を受けて、認定をもらっております。

答弁でも申し上げておりましたが、防災士は207名というものが一応数字で登録上ございますが、議員がおっしゃったとおり、転出者とか、あと残念でございますが、亡くなった方がいらっしゃいますので、実際のところは現在は184名、207名の登録の数でございますが、184名ということで、これは2月末現在の数になってございます。

以上でございます。

○議長（八重樫龍介君） 6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） この防災士という言葉から、内容から、まだまだやはり町内で心に響くというか、それをキャッチする方と、全然スルーしている方とあると思うのです。例えば宿泊施設で防災士何人おられますかと聞いたときに、いませんと言われました。それは2か所で聞きましたけれども、どっちもないと言われました。これは、やはりこういうふうに減るのが普通というか自然減だと思うので、毎年十何人、20人欲しいでなくてもいいですから、ぜひとも毎年、あまり下がらないように、あと防災・減災のまちであるということをアピールしながら、観光客も受け入れるわけですから、宿泊施設にいないとか、各会社組織の中で、この組織の中に何人いるとか、それはぜひともいてほしいことなので、せめてちょっと周知とか、毎年予算はつけていただいて、何人かの予算はありますよね、これをもっとアピールするべきと思いますが、いかがなのでしょう。

○議長（八重樫龍介君） 三上義重危機管理課長、どうぞ。

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 我々におきましても実際のところ何もしていないわけではなくて、その後も各消防団なり各自主防の方々にも毎年、まずはお声がけ

もしてやっております。なかなか役場で声がけしても、ご本人方がその気になってもらわなければ数というものはやっぱり増えないものでございますので、ただそこは諦めずに、今でも定期的に防災士連絡協議会の方にはライン等でも定期的な情報提供を行ったり、あるいは地区によっては、小本地区では毎月学習の資料等を防災士の方に送ったりしています。ということで、現在いる防災士の方々からも、周りの方にも声をかけていただきながら、そこは拡大していければと思っております。

議員からもお話があったとおり、県の方から岩泉町は防災のまちとしてトップランナーであると言われたということで、我々もそこはプレッシャーに感じておりますので、ぜひそういったこと、言われたことに恥じないような形で、継続はしていきたいと。

しかしながら、なかなか我々担当も人事異動で替わったりしますので、そのレベルを下げないように努めていきたいと思っています。そのためにも、防災士をはじめとした各自主防の方々、町民の方々にもそこをご理解いただきながら、大きな災害を経験した町として、今後ともレベルが下がらないように努めてまいりたいと思いますので、ぜひご協力をお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 6番、小松ひとみ議員、どうぞ。

○6番（小松ひとみ君） 昨日の3.11を過ぎて、やはり改めてとても重要性を感じますし、私達も防災士になってよかったと思っていながらも、自らのバージョンアップは必要だな、これでいいのかなという思いはあります。でも、皆さんやっぱり講座を受けて取得したからには、小さいですけども、誇りを持って、では自分が何ができるのだろうと日々考えておりますから、ぜひともその思いを受け取って、役に立つように動かしてほしいと思っておりますので、お伝えします。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（八重樫龍介君） これで6番、小松ひとみ議員の質問を終わります。

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 換気のため2時55分まで休憩いたします。

休憩（午後 2時46分）

再開（午後 2時55分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

8 番、畠山和英議員、どうぞ。

〔8 番 畠山和英君登壇〕

○8 番（畠山和英君） 8 番、畠山和英です。令和 8 年第 1 回岩泉町議会定例会に当たり、町政運営の基本的な姿勢について一般質問を行います。

初めに、佐々木町長、ご就任、誠におめでとうございます。まずは心から祝意を申し上げます。1999 年来の町長選挙となりました。選挙の出馬に向けては迷われ、熟慮の末の出馬とも思われますが、立候補の英断に敬意を表します。選挙結果は、町職員として長年、震災や台風災害の復旧、復興に尽力されてきた実績が町民の負託につながったものと推察します。有権者の受け止めは様々であります。ある意味、町長への期待と同時に、町政に対する町民の多様な意見や不安の表れでもあると考えられます。町長は、この選挙結果をどう感じて、受け止めておられるか伺います。

また、今後の町政運営への反映について、対立候補を支持した層も含め、分断を乗り越え、「チーム岩泉」として町を一つにまとめていくために具体的にどのような姿勢で対話を進めていくお考えでしょうか。選挙戦を終えてどう総括しているのか、ご所感を伺います。

最初に、町政運営の基本方針について伺います。町長が掲げられたキャッチコピー「チャレンジいわずみ」という言葉には、停滞を打破し、町民とともに新たな未来を切り開こうとする強い覚悟を感じました。所信表明では、基本方針として「仕事」、「安心」、「未来」を 3 本の柱に掲げて町政運営を展開するとしています。

まずは、「仕事」づくり、誰もが働ける環境と若者が働きたくなる仕事づくりについてであります。町長は、最も重視する政策は「定住対策」と述べています。私もそのとおりで、共感をします。施政方針では、定住対策の根幹をなすものとして「仕事」づくりを挙げています。「働ける環境づくり、若者が働きたくなる場の創出」は、最も大事な事柄であります。

そこで、所信表明で取り上げています具体的な執行方針を踏まえて、順次質問を行います。1 点目は、地域新電力と J-クレジットについてであります。再生可能エネルギー

一の活用は地域振興に大きく寄与するものとして、地域新電力会社の設立に取り組むとしておりますが、設立に向けて町の出資比率やリスク管理など、その概要と実施へのロードマップをお示し願います。

また、脱炭素を「稼ぐ力」に変えようとする森林資源を活用したJークレジット制度は、収益を具体的にどの分野の財源に充てるかなど、現時点での構想、収益の見通しを含めて伺います。

2点目は、1次産業における若者の挑戦についてであります。1次産業において「若者が新しい取組にチャレンジできる支援」を講じると明言されていますが、その具体性と実効性について伺います。

3点目は、商工業の活性化と持続可能な経済循環について、物価高や深刻な人手不足という逆風の中にあって、中小企業や商店等を「力強く後押し」するとうたっています。従来の補助金制度の維持にとどまらない踏み込んだ支援が必要と考えます。商店主が「もう一踏ん張りしよう」と思える具体的メニューをどうしようとしているのか伺います。

4点目は、起業支援・事業承継への新たな取組については、「岩泉町ならチャレンジできる」と実感していただける環境づくりを進めるとうたっています。新たな血を入れる「起業」と、歴史をつなぐ「承継」の両輪にわたる支援策をどう考えていくのか伺います。

5点目、「企業誘致の推進」については、本町は交通アクセスの制約、市町村間の競い合いなど、町政の課題ともなっていますが、旧校舎等遊休施設の活用や、製造業のみならず、テレワークを活用したIT関連企業やサテライトオフィスの誘致など、岩泉を取り巻く強みを生かした新しい形の企業誘致活動を進めてはいかがでしょうか。どう取り進めるお考えか、町長のご見解を伺います。

6点目、「新たな特産品づくり」は、岩泉ホールディングス設立10周年、乳業の20周年という節目に当たり、これまでの実績をどう未来へつなげるかが問われています。「岩泉ヨーグルト」に続く第2、第3の柱をどう育てるのか。新商品の開発支援やふるさと納税返礼品のラインナップ強化など、「岩泉ブランド」の販売拡大戦略についてどう展開していくお考えか伺います。

次に、「安心」して暮らせるまちづくり、「国・県道の整備促進」についてであります。

町長は、「岩泉町にとって、道路は単なる移動手段のための社会基盤ではなく、産業経済の活性化や交流事業の拡大に寄与し、高次救急医療や危機対策を支え、地域経済及び生活の維持存続を担う極めて重要な生命線である。国道、県道について、未改良区間の整備促進を国や県に強く要望していく」と、所信表明でうたっています。

整備が遅れている国道340号、県道大川松草線など幹線道路の整備事業化が図られるよう要望活動をこれまでも増して強力に取り組み、整備が促進されるよう期待をしています。町長のご所見を伺います。

次に、佐々木町長のリーダー論と人材育成方針について伺います。佐々木町長は、所信表明において、公約を着実に実施するための「行財政改革の推進」と「組織改編」を掲げています。町政の実行部隊である役場組織が、町長の目指す「チャレンジいわずみ」を具現化できる集団へと進化できるのか。佐々木町長のリーダー論と人材育成方針について伺います。

最後に、職員の資質向上についてであります。町政の最大の資源は「ひと（職員）」です。少子高齢化、人口減少という困難な課題に立ち向かうためには、従来どおりの事務処理能力だけではなく、高度な専門性と地域に入り込む人間性を持った職員の育成が急務であります。どのようにして職員の資質向上に取り組もうとしているのか伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁、どうぞ。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） 8番、畠山和英議員のご質問にお答え申し上げます。

このたびの町長選挙におきましては、町民の皆様からご支持を賜り、町長として町政のかじ取りを担わせていただくこととなりました。このことに対し、心から感謝を申し上げますとともに、私自身、この重責を託されたことに大変身の引き締まる思いでございます。

今回の選挙につきましては、26年ぶりの町長選挙ということで、町民の皆様のご関心は非常に高く、選挙活動の中において、私自身、それを肌で感じてまいりました。選挙があったことで、町民の皆様が町長を選ぶために一票を投じるという行動により、そのことが町政への参加となり、町の未来を真剣に考えるきっかけにもなったと思っております。

す。

このたびの選挙を通じ、町内の皆様から幅広くご意見をお聞きし、各地区の集会でも対話を重ね、地域の皆様と直接お会いしながら、その生活実態を見て、お話を聞いてまいりました。このことは、私の貴重な財産であり、これからの町政運営における揺るぎない気持ちの指針をつくることとなりました。

この選挙結果につきましては、町民の皆様の民意が反映されたものでありますので、1票1票の気持ちを真摯に受け止め、私のこれからの仕事において、選挙戦の中で訴えてきた公約を実現し、より暮らしやすい町に一步一步進んでいると実感していただくことこそが、全ての町民の皆様の期待に応え、信頼を得ていくことになると思っております。

まずは、改めて町民の皆様のご意見を私自らが直接伺えるように、様々な会議はもちろんですが、各地区での町政懇談会の実施をはじめ、女性、若者、高齢者、各種業界・団体の方や子育て世代の皆様など、よりきめ細かな単位で顔を合わせた意見交換ができる機会を設けていきたいと考えております。また、町民の皆様のみならず、町外の岩泉ゆかりの方などのご意見も受け取れるような仕組みをつくりたいとも考えております。

いずれ、選挙戦は終わり、「ノーサイド」でございます。これからは町民一丸となって前に進むしかありません。その先頭に立ち、あらゆるチャンスを捉え、失敗を恐れず、様々な可能性に全力で挑戦し、岩泉町の未来を創ってまいりたいと考えております。

それでは、具体的な政策についてお答え申し上げます。まず初めに、地域新電力会社の町の出資比率やリスク管理についてであります。出資候補となる事業者がある程度絞り込まれた段階で地域新電力の設立準備会を立ち上げ、その準備会において具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

概要とロードマップにつきましては、地域新電力会社設立後、まずは公共施設や第三セクターへの電力供給を開始し、その後、電力事業が軌道に乗った段階で町内事業者や町内一般家庭へと順次拡大していきたいと考えております。

また、地域新電力会社の経営安定化のためには、再生可能エネルギーの導入による自主電源の確保が不可欠であると認識しているところでもございます。

地域新電力会社の設立には町民や町内事業者の理解と協力が不可欠でありますことか

ら、引き続き講座等を開催し、さらなる合意形成を図りながら、着実に前進してまいります。

次に、Jークレジット制度についてであります。これは森林経営活動等を通じた二酸化炭素吸収量を「クレジット」として国が認定する制度であり、そのクレジットを企業等に販売するものであります。

クレジットの認証を受けるためには、まずは航空レーダー計測を行う必要があることから、この事業の関連予算を本定例会へ上程しているところでございます。この予算を活用して本町全域で航空レーダー計測を実施し、町有林については計測したデータを基に森林資源解析を行い、林相区分などのデータを取得する予定としております。

航空レーダー計測とその解析から得られたデータにより町有林のクレジット創出量について見通しが立てられる見込みであることから、他団体のクレジット価格を参考にしながら、本町にとって有益な販売価格を設定していきたいと考えております。

これらのことから、具体的な収益の見通しや財源の充当先などを含めて、今後本町の森林が持つ付加価値を訴求し、収益を最大化できるよう進めてまいりたいと考えております。

次に、1次産業における若者の挑戦についてであります。若者が本町において安心して就業し、自らが夢見る未来の1次産業を実現できる仕組みづくりが必要であると考えております。

具体的な内容といたしましては、自らが構築するプロジェクトにかかる初期費用、初期投資を応援し、フォローアップによる支援をしてまいりたいと考えております。

新たなチャレンジであることから、リスクについても考慮していく必要もあるとは考えておりますが、若者の大胆な発想と夢の実現に向け、プレゼンテーションにより交付の決定を行い、フォローアップにより町が継続した支援をすることで実効性を担保してまいりたいと考えております。

次に、商工業の活性化と持続可能な経済循環等、起業支援・事業承継への新たな取組等についてであります。町内経済の活性化のためには、商工事業者の皆様の新たな挑戦が必要不可欠と認識しております。

まずは、新しい事業にチャレンジしやすい環境づくりに取り組んでいくために、当該

事業者や若者との対話を重ね、制度設計づくりに着手してまいります。

現在私が具体的に進めたいものとしたしましては、商店街の活性化にもつながる空き店舗を活用した起業、あるいは新たな事業化に対する支援につなげていくため、町でお試し店舗を開設し、希望者が利用していく中で経営ノウハウを取得し、自らの経営を確立していけるような事業として創設してまいりたいと考えております。

事業承継にあつては、岩泉商工会と連携し、事業を渡したい人、事業を譲り受けたい人の登録を制度化するなど、町独自の相談窓口を設けるほか、U・Iターン者や地域おこし協力隊を募集しながら事業承継のマッチングを進めてまいります。

いずれ初期投資が必要となることが想定される上、経営開始後のフォローアップ体制も必要であることから、総合的な相談体制を構築してまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の推進戦略についてであります。議員ご指摘のとおり、本町における企業誘致は交通アクセスや近隣自治体との競争など、容易ではない課題を抱えております。

議員ご提案のとおり、近年は働き方の多様化が進み、場所にとらわれない仕事の形態が広がっております。本町の豊かな自然環境や落ち着いた生活環境は、集中して仕事に取り組みたいIT関連企業やクリエイターにとって魅力的な要素となります。

多くの従業員を必要とする企業を誘致しても働き手不足の課題がありますことから、大規模な企業を誘致する営業も続けながらも、旧校舎を利活用する方向での企業誘致も行つてまいりたいと考えております。

ご案内のとおり、旧校舎活用事業者の募集を様々行い、これまでも問合せに対応してまいりましたが、今後ともセールス活動を強力に進めてまいります。

旧校舎等の遊休施設の活用をはじめ、テレワークを行えるコワーキングスペースの設置によるワーケーションなど新しい働き方に対応した企業誘致は、本町にとって大きな可能性を秘めた取組であります。

これからも岩泉の強みを最大限に生かし、企業に選ばれる環境づくりを進め、地域の活力向上につなげてまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、岩泉ブランドの拡大戦略についてであります。これまでも岩泉ホールディングスにおきまして、化粧品、ジェラート、畑わさび加工品など新商品の開発に取り組ん

であり、各商品とも町の特産品としての評価を得ているものと認識しております。

特産品における新商品開発支援につきましては、意欲的に取り組もうとする事業者の皆様に対し、岩泉商工会と連携しながら多方面から支援してまいります。特に岩泉ホールディングスが有する全国的な販路は、本町にとって大きな強みであり、このネットワークを町特産品の販路拡大にも活用していくことができれば、さらなる地域産業の振興につながるものと考えております。

また、ふるさと納税は、返礼品を通じて本町の魅力を全国に発信する重要なツールであります。返礼品のラインナップ強化につきましては、これまでも拡充に取り組んでおり、登録事業者数と返礼品数は令和3年度の22事業者、208品に対し、令和7年度は48事業者、375品にまで増加しております。

本町には、まだまだ返礼品開拓やふるさと納税の拡大の余地があると捉えておりますので、引き続き新規事業者及び返礼品の掘り起こしに取り組んでまいります。

次に、国道・県道未改良区間の整備促進についてであります。議員ご案内のとおり、国道340号、県道大川松草線などの幹線道路につきましては、本路線のみならず、改良整備を必要とする区間が数多く存在しており、これまでも道路整備を町の最重要課題と位置づけ、毎年県へ要望を重ねてきたところでもあります。あわせて、その財源の確保について、国土交通省をはじめ関係省庁等へ継続的に要望を行ってきたところでもあります。

また、国や県への要望活動のほか、道路整備がより一層加速することを期待し、令和7年度におきましても「国道340号宮古岩泉間整備促進住民総決起大会」、「町内県道整備促進住民総決起大会」を開催し、沿線住民の道路整備に対する熱意や地域の切実な声を県当局に対して個別に要望活動を行ってまいりました。

道路整備の進展には、何よりもその財源の確保が重要でありますことから、今後におきましても県をはじめ東北地方整備局、中央省庁や県選出国會議員に対する要望活動を継続するとともに、より効果的な要望となるよう、新たな試みとして道路の持つ役割を明確にした要望事項も追加していきたいと考えております。

具体的には、医療機関への迅速な救急搬送を行う「命を守る道路」や、地域の経済活動の基盤となる「物流を支える道路」として、各分野における道路利用者の生の声を届けるため、関係する団体、企業、町民の皆様にもご参加いただき、計画的な改良整備の

要望に加え、日頃のメンテナンスの重要性も訴えてまいります。

最後に、私のリーダー論と人材育成方針及び職員の資質の向上についてでございます。就任の挨拶で申し述べましたとおり、まずは私が職員から信用してもらえるように、先頭に立って汗をかくことが必要だと考えております。その上で、「信頼を土台とした協同と挑戦」に取り組んでまいります。

町政運営に欠かせない職員一人一人が持てる能力を十分に発揮できる環境を整えることが重要であり、変化を恐れず、失敗を恐れず、課題を主体的に解決していける環境づくりに取り組んでまいります。

職員には、日々の業務において、町内のみならず外部の企業や人材などとの情報交換を積極的に行い、広い視点で課題解決に取り組んでほしいと考えております。

町政運営における新しい取組については、基本的に「実行する」という方向で前向きに議論を交わすことができる組織風土をつくり、最終的には私の責任の下で「チャレンジする集団」へと進化していくことができる、そういう職員がそろっていると自負しております。

職員の資質向上については、議員ご案内のとおり、人間力を高めていくことが職員の資質向上につながると考えておりますことから、DX業務のほか、傾聴力やコミュニケーションスキルといった個々の能力が高められる研修の実施等、人間力の向上につながる取組も推進してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 8番、再質問はありませんか。どうぞ。

○8番（畠山和英君） ただいまは、町長から今スタートに当たって詳しく、そして前向きにご答弁いただきました。まさに丁寧に答弁いただきまして、これぜひ4年間のうちにやりましょう。ぜひやっていきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

まだ時間ありますので、若干の再質問をさせていただきます。まず、今回の選挙で町内を全域回って、9万ヘクタール、1,000平方キロの中で、また4,100世帯回って、今ご答弁にあったとおりです。この中で切実な声とか、会っているうちのいろんなエピソードとかあるかと思いますが、まずはそれについて、何かありましたらお聞かせしていただければなとも思います。お願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 私もこの町内いろいろ歩かせていただきまして、それで意見交換、あと集会等もさせていただきました。これまで私も道路事情については、地域整備課の経験も長いので、かなり分かっていたつもりでございます。ただ、その道路の先にどういった方がそこでどういった生活をしているというところ、全部の世帯というものはこれまで理解をしてきていなかったところもございます。今回そういった皆さんの切実な声、今現在の生活、こういったものを直接見てきたということが私の財産でございまして、このお話を聞いてきたものが、やっぱり私がこれからやらなければならないということの揺るぎない気持ちになっております。今現時点ではまだ始まったばかりでございますが、ぜひこの皆さんの声というものを町政に生かしていきたいと思っております。

皆様の生活は、それこそ裕福な安定した生活という方ばかりでは全然ございません。その中で、やはり岩泉町に暮らして、これからも住んでいくということを考えれば、皆様の幸せというものを念頭に置きながら、皆様の顔が浮かんできますので、そういった形で職員一丸となってこれから政策に取り組んでいきたいと、そういった気持ちでございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 今回町長になるに当たって、私たち選挙があつて、町長になってよかったなと思います。そういう意味で、全部に会えなくても、まず役場の中において大体分かったつもりでも、やっぱり歩いてみれば別な風景もあるのです。そういう意味では、今後岩泉町のトップとしてやっぱりみんなを引っ張っていくという中では、今回はこれはよかったのではないかなと思います。よろしくお願いします。

それで、そうした中でやっぱり岩泉町の課題、仕事づくりですね。これ町長言うとおり、やっぱり進めていかなければならないのかなと思ひまして、ご答弁いただきました。まさにこれ前向きのご答弁でして、これは前が見えるなと思ったりして、いいなと思いました。

それで、地域新電力は、これは前からもやっています。今委託で調査等やっていますので、これはまた後で、次の機会にまた詳しく取り上げます。

Jークレジット、これは前からもうずっと、施政方針なんかでも何回かうたってきているわけですが、なかなかやっぱりこれは進んでこなかったけれども、今回はこのデータ、計測機器等で調査をしながらこれをやるということです。ぜひこれを、まさに新たな収入を、岩泉の町有林4,000ヘクタール、この伐採の間の収入を得るということです。ぜひこれは進んでいけばいいかなと。額はちょっと分からないのだけれども、どのぐらいになるか、相手もあることですが、これはよかったなと思います。

ちょっと分からないところありますので、ふるさと納税にプラスして、こういうものを収入源として今回これが入られるかと思しますので、どういう感じか、概要、本当に概要でいいです、簡単でいいです、町長から答えていただければなと思います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

議員ご案内のとおり、ようやくこのJークレジットに取り組んでいけるということになりました。これにつきましては、農林水産課、担当課が先頭に立ちまして、近隣町村、田野畑村、普代村、それから森林管理署と合同で実施することにより町の持ち出し分というのは圧縮されたというところで、これは評価に値する部分だと私は思っております。こういったこともありまして、町の財産をお金に換えられる仕組みにつなげていくと。それと併せて、森林管理にも寄与するということでもあります。今回町長は具体的な金額につきましてはまだご答弁しませんでしたけれども、2年前からこういった勉強会には行っておりまして、いろんな事業者からはご提案をいただいております、想定する金額というものはいただいておりますけれども、その金額がちょっと独り歩きしないようにということで、今回は明確な金額のお答えは避けたいと思っております。

まず、今回この財源につきましては、これまでの企業版ふるさと納税に次ぐ自主財源になるのかなと思っております。その使い道というものは、新町長になって、これから新しい事業を進めていく上での自主財源というふうな使い方をしてまいりたいと思っております。これからも稼ぐ岩泉町、ますます進めてまいりたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 仕事づくりと稼ぐ岩泉町、ぜひやっていきたいなと思しますので、お願いします。

それから次は、1次産業における若者の挑戦とか、あと企業承継とか、あと商工会の商店の活性化等については、前向きなご答弁です。時間のこともありますので、これについてはまた委員会等の場で取り上げていきたいなと思っております。空き店舗とかお試し店舗、新たなこういう名称が出てきていますので、これらについても後で取り上げていきたいなと思っております。

それで、企業誘致について若干触れさせていただきます。私も、町職員時代に企業誘致は結構やりました。アライにも関わりましたし、最近ですと竹下水産さんかな、その前のツインスターテクノロジーとか、岩泉ファームとか、大体の企業には携わってやりました。それから、乳業の立ち上げにも関わりました。やっぱり産業振興、これはやっぱりやっていかないと、それで今雇用少ないとか何かといっても、3人から始めるべきことですので、ぜひこれはやっていただきたいなと思います。

今回組織改編かな、組織をいずれ検討すると、見直すということですので、やっぱり仕事づくり、それを進める組織をこれは第一に考えたほうがいいかなと、私が言うまでもなく、そう思っているかなと思いますけれども、やっぱりそれが大事かなと思います。そういう意味で、やっぱりやる人がいないと、やる組織がないと、必要性があっても動かないと私は思います。それについて、町長からどういうお考えかお尋ねします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 私も「仕事」、「安心」、「未来」ということで掲げておりまして、岩泉町に暮らして、これからも暮らし続ける、新しい人も入ってくる、若い人たちも働ける、こういった定住対策という部分では、仕事をつくっていくということも大変重要なことだと考えて、こういう政策を打っております。

その分野については、これからの組織の中で、役場職員も限られた人数の中ですが、その中で力を入れる分野については明確にしながらやりたいという思いがございます。

ただ、そのためには、今の既存の仕事もかなりボリュームが出てきております。様々な国、県から来るものもございますし、そういった中でこれまで形骸化してきたようなもの、例えば会議であつたり、あとはその仕事、補助金、様々あるかと思います。こういったものを拾い出しながらスクラップしていくことも重要なことということで、職員のほうにはスクラップもまず真剣に考えていきたいと思います。そして、そのスクラップした余

力のところに、楽をするのではなくて、そこに新しいものを取り組む。それについては、これがこれから重要なのだというところで明確にして、そういった組織づくりをしながら、皆さんに適材適所で一生懸命働いていただくと。町のため、町民のためにという思いでございますので、これは今組織については具体的なものは何もお話しできるところはないでございますが、いずれこの「仕事」、「安心」、「未来」という中でいろんな政策がございますので、これらを実施するための組織としていきたいと、そういう考えでございます。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員、どうぞ。

○8番（畠山和英君） やっぱり働く場、それは製造業のようなものも必要ですし、高度な知識を持つ企業もあれば、まず魅力ある企業とか、多種多様なものがあればいいわけですが、どれも求めていかなければいけないのかなと思いますが、そうは言っちゃって、なに、雇用、製造業のようなところと言う人もいますけれども、やっぱり今のを見れば、子供さんというか若い人にとってもそういうところで働きたい人もいますので、これはぜひ誘致をお願いしたいなと思います。

ほかの自治体等を見ていると、これは担当になれば簡単ではないかと思いますが、前もちょっと触れましたが、例えば、ちょっと今休んでいますけれども、北海道の室蘭と宮古のフェリーなんかのときにも、10年もかけてやっていると言いましたね、その担当は。あそこは、室蘭はゼロになりました、フェリーは。全部苫小牧に行って。そうして宮古をやっと誘致して、それがなくなって、今度は青森やっているところなんです。すみません、ちょっと詳しく入りましたが、そういうことで、これ取り組む人がいないと何も進まないというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それからあと、道路は国・県道の整備、今年合併70周年、70年たってまだ整備していないところがあるわけですよ、何回も言うようにですけども。国道340号とか県道がそうなので、各支所までもそういうまだ状況なわけでありまして、これはやっぱりこの答弁にあるように、ぜひこれも取り組んでいただきたいなと思いますし、議会としてもこの前、町長に対して要望もしました。議会も総意でやっていますので、これを進めましょうということでもありますので、要はやっぱり政治力だ、政治の力のところがあると思います。でありますので、町長、やっぱり岩泉のトップとして国会議員の、大会

があったからその都度行くのではなくて、常に行ったらやっぱり触れるとか、工夫しながら、我々もやりますので、何とかこれを進めたいと思います。これも何回も言ってあれですけども、一気に全部完成までいかなくても、ぜひ少しでも進むように、まずはこの任期中に何ぼかこれが前進するように、何とか先頭に立ってお願いしたいなと思っています。これについて前からいろいろ聞いているわけでありますけれども、公のこの議会の場で、どう進めるのか、町長のお考えをお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 国道、県道については、未整備箇所、整備が遅れている箇所がございます。これは、私も理解しているつもりでございます。

答弁申し上げたとおり、これまでの要望とはまたちょっと違う視点からやっていかないうとなかなか進まない部分もあるかなというのも感じておりまして、声を上げるというところは、実際その道路がどういう使われ方をして、何のために必要なのだというところを訴えないと、直してくれ、直してくれと言っても、なかなか届かない、響かないというところもございますので、その組立てをしながら、でも私も事あるごとには、国に行った際にはお話をさせていただいておりますし、これからも私の立場でできる部分というものが何かあると思いますので、できるだけそこは汗をかきながらやっていきたいと思っています。

大会につきましても、形としてこれまでとはまた違う手法、中身にしながら、取組をしていきたいと思っています。

国県道については、町が直接やれるものではないという部分があるために非常に難しいのですが、ただ町としていろいろ国、県と協力しながらできる部分ももしかしたら、この進めるための要件として何かあるのであれば、それは町としてもできるだけ取り組みたいという気持ちもございますので、併せて国、県とこれからも協議を進めて要望活動をしていきたいと、そのように思っております。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員、どうぞ。

○8番（畠山和英君） やっぱり水面下での交渉あるいは要望、そして非公式の要望も含めて、またよろしくどうぞお願いをします。

やっぱり岩泉を考えますと、町長の言うとおりでして、移住、定住、そして起業、創

業支援、これをどう進めていって仕事をつくっていくか。そして、交流促進を進めて、またやっていくかと。また、人口が減っている中では、やっぱりほかに求めていかなければならないのかなと思いますので、ここでやる人がいなければ、ほかから連れてきても、この起業とか含めて、就農とかも含めて、これまでもやってきつつありますけれども、さらに進めていかなければいけないのかなと思います。町長から今答えていただいたとおりであります。

そして、先ほどの財源確保、Jークレジット、あるいはふるさと納税、今3億円まで増えました。これとか、企業版もありますけれども、1億円になるのかな、これらについてもやっぱり増やしていこうというふうなことで、ふるさと納税は特にも返礼品で特産品とか製造している、手をかけている人たちにとっても、その収入源になります。というふうなことで、これにも力を増やしていかなければならないかなと思ひまして、現状、起業、就農とかは今1桁、年1人か2人ですね。あとは、さっきの起業がそうなので、そのためにはほかから来てもらって、移住をもっと増やしていかなければならないのかなと思いますが、そうしたときにはやっぱり、町長、公約で、方向性だけではなくて、数値でも示して、そしてみんなに、岩泉町、今度からこんなにやります、私はこうやりますと、町長はこう進めますということで、今の例えばふるさと納税3億円を倍にするとか、3倍にしますとか、そして今の起業、就農とか、そういう若者の1次産業の就農とか含めて、今の3倍にやりますというふうなことで、町長やりませんか。それが厳しいハードルになるかもしれませんが、そうしてやっていくことによってみんなの励みになって、それにみんなで向かっていくのかなと思います。ぜひそれをしてほしいなと思いますが、そしてみんなから応援してもらって一緒になってやっていくというふうなことで、今言いました移住・定住、これ進めます。そして、起業、就農も3倍にすれば年間6人、7人、8人ぐらいとかになりますので、大きいのは確かに、ふるさと納税は3億円ですから9億円か、3倍ですと。あと、町内全域の交流、龍泉洞を中心にした周辺も含めて、これ龍泉洞ばかりやっていたは駄目ですから、そして全町の交流も進めていくと、観光客含めて、ほかも含めてやっていくというふうなことでいかがでしょうか。最後に町長、これをやりますというふうなことで、いきましょうということでご答弁していただければなと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 目標を数値で示すことは可能かという質問だと思うのですが、佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 私も今町長に就任しまして1か月半ぐらいですか、そして今この定例会、議会のほうに臨ませていただいております。私の気持ちとしましては、これまでも役場職員生活の中でいろんな取組に、政策推進課においてもやらせていただいております。気持ちとすれば、壮大な目標はあるのでございますが、まずは私もこれからどこを重点的にやって、そしてこれについてはこういった形で皆さん、町民の方に見えるようにしていくかというロードマップも含め、これは私の頭の中にあるものをできるだけ皆さんにも明らかにするような形でやっていきたいという気持ちはございます。これは、職員の皆さんとも意見交換をしながら議論を重ね、私が考えていること、それから職員の皆さん考えていることを意見交換しながらやりたいですし、あとは議会からの期待されている数字も様々あるかもしれません。私は、今政策を一つ一つ立ち上げて、これを形にしていく中においては、ぜひその目標数値も出しながら、一步一步という気持ちはございます。

今この場では、ふるさと納税も当然100億円を目指したいという、そういった気持ちはございますが、まずは重ねる、こういった実現できるところがあるかというものを積み上げながらやっていきたいというところもございますので、これはこれから議論を重ねる中で、いろいろ数字についても積み上げていきたいと、そういう思いでございます。全くネガティブな数字が頭にあるわけではございません。前向きに、人口につきましても、やはりこれは今の現状を見れば減ります。ですが、今町にいる人たち、この町の中で、まずはそういった暮らしを豊かにしていくと、より暮らしやすいまちにする、それをほかから見れば、絶対必ず岩泉町に行けばいい暮らしができる、岩泉町に戻りたい、そういうふうに思っただけはまずでございますので、そういった意味では様々取り組むことがこれから前向きにいくことかなと。ほかからも来ていただきながら、交流人口も、龍泉洞のみならず、滞在型にしていくと、こういった取組もございます。様々やりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 8番、畠山和英議員、どうぞ。

○8番（畠山和英君） 見える化して示して、ここでその答弁が来るのかなと思っており

ました。それ以上は言いませんが、いずれそれに向けてやっていけばいいかなと思っています。それに対してどうのこうのではなく、やっぱりそうやりましょうよ。町民から見て、皆さんから見て、やっぱり役場の対応もいろいろ内容も変わってきたなど、岩泉町も変わってきたなど、そういう実感のできる町の運営というか、町政運営というか、そういうことをご期待して、質問を終わります。よろしくどうぞお願いします。

○議長（八重樫龍介君） これで8番、畠山和英議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

（午後 3時49分）

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 4 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 8 年 2 月 1 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令 和 8 年 3 月 1 3 日 午 後 1 時 0 0 分				
	散 会	令 和 8 年 3 月 1 3 日 午 後 3 時 5 9 分				
出席及び欠席議員 出席 11 人 欠席 2 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	裊 地 照 夫	○	9	林 崎 寛 次 郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	10	合 砂 丈 司	×
	4	千 葉 泰 彦	○	11	三田地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	12	三田地 久 志	×
	6	小 松 ひ と み	○	13	八重樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	4 番	千 葉 泰 彦	5 番	佐 藤 安 美
	6 番	小 松 ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	局 長 補 佐	石 黒 保 幸
	主 任	川 崎 久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	佐々木 真	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総務課長兼 危機管理課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 章	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	町 民 課 総 括 室 長	戸 来 阿紀子	町民課副主幹	山 崎 正 道
	健康推進課長	三 浦 政 宏	経済観光交流 課 長	佐々木 修 二
	農林水産課長	佐々木 忠 明	地域整備課長	日 吉 理
	上下水道課長	山 岸 知 成	消防防災課長	佐々木 規 雄
	教 育 次 長	小野寺 一 徳		
	そ の 他 の 関 係 職 員			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 4 号)

令和 8 年 3 月 1 3 日 (金曜日) 午後 1 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 一般質問

散 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君） ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、12番、三田地久志議員から所用のため欠席する旨、10番、合砂丈司議員から所用のため欠席する旨の報告が届いておりますので、これを報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

（午後 1 時 0 0 分）

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎一般質問

○議長（八重樫龍介君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

11番、三田地泰正議員、どうぞ。

〔11番 三田地泰正君登壇〕

○11番（三田地泰正君） 11番、三田地泰正です。通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、町長の所信表明演述について質問いたします。町は、令和元年度に「岩泉町未来づくりプラン」の基本構想を策定し、6つの重点プロジェクトを掲げ、取組を進めてきました。特に前期計画で重点プロジェクトの1つ目に掲げた「台風災害からの復旧・復興」は令和7年をもって完了しましたが、生活環境の変化や先行きが不透明な社会経済情勢の中、当町にあっては少子高齢化の進行、若者の流出による人口の減少、地域経済の低迷など、取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。

こうした状況の中、当町の現状や町民のニーズ、これまでの施策の成果や課題をどのように総括し、「希望の大地から未来の花咲くいわいずみ」の実現のため、次期総合計画の策定にどのように取り組んでいくのかお伺いをします。

また、所信表明演述の中で、当町の豊かな自然の恵みを最大限に生かし、産業基盤のさらなる強化を図るために地域の活力を向上させ、共に築いていくと述べていますが、施策・投資を具体的にどのように考えているのか、町長のお考えをお伺いします。

次に、畜産・酪農振興についてであります。本年は岩泉乳業の操業開始から20周年、岩泉ホールディングスが設立10周年の節目の年です。原料を供給している酪農家の高齢化、乳用牛の減少が懸念されます。これらの見通しについてご見解をお伺いします。

また、基礎系統牛を育てている大牛内育成牧場の今後の在り方と農業振興公社の体制強化策について、町長のお考えをお伺いします。

次に、子育て支援と教育の充実についてであります。小・中学校及び高校入学時の負担軽減を図り、子供たちの安心した学びのスタートを支える新たな支援制度の具体的な内容についてお伺いします。

また、岩泉高校の2クラス制の継続が極めて重要であります。いわて留学事業、地域みらい留学制度にどのように対応し、その成果をどう受け止めているのかお伺いします。

また、子供が自由に遊べる公園などの整備について、具体的に何か所にどのような規模の公園を考えているのかお伺いします。

次に、農地政策・有害鳥獣対策についてお伺いします。農地利用に係る「地域計画」が2025年から全国で策定され、計画の実現に向けた取組が始まりました。目標地図の素案づくりと地域計画策定について、農業者への積極的な働きかけや助言など重要な役割を担う中、高齢化や人口減少が加速しております。

そこで、有害鳥獣対策など今後の農地政策をどのように進めるのか、町長のお考えをお伺いします。

あわせて、農地の権利移動は滞りなく更新されているか、固定資産課税台帳や住民基本台帳の照合が行われているのかお伺いします。

また、社会構造が大きく変化する中で、中山間地域の条件不利地域の振興対策、次代を担う農業人材の確保・育成が課題になっていきます。経営継承、新規就農者の確保など、農業の担い手、人材確保についてのお考えをお伺いします。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁、どうぞ。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） 11番、三田地泰正議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、次期総合計画の策定についてであります。令和8年度は現総合計画である「岩泉町未来づくりプラン」の最終年度でもありますことから、現計画を総括するとともに、次期総合計画の策定を本格的に進める重要な年度となります。

令和8年度におきまして、これまでの施策の成果と課題を丁寧に検証するとともに、さきに実施した町民アンケートやこれから予定される懇談会などを通じ、町民の皆様の声をしっかりと受け止めながら、将来の町の姿を共に描いてまいりたいと考えております。

また、次期総合計画においては、人口動態や産業構造の変化を踏まえ、移住・定住の促進、地域資源を生かした産業振興、デジタル化の推進など、将来を見据え、人口が減る中においても活力を維持できるまちづくりを進める必要があると考えております。

続いて、自然の恵みを生かした産業基盤の強化と具体的な施策・投資についてであります。本町の最大の強みは、豊かな自然と、それを守り育ててきた地域の営みであります。これらを最大限に生かし、産業基盤のさらなる強化を図ってまいります。

まず、農林水産業につきましては、短角牛のブランド化や販路拡大、林業の担い手育成、水産物の加工品開発など、付加価値の向上と担い手の確保に力を入れてまいります。

観光分野では、龍泉洞をはじめとする資源の活用、体験型・滞在型観光の推進、観光拠点の機能強化などに取り組み、交流人口の拡大を図ってまいります。

さらに、移住・定住の促進や働く場の確保に向け、住宅支援や子育て支援の充実、企業誘致や創業支援にも積極的に取り組んでまいります。

これらの施策を総合的に進めることで、自然の恵みを生かした産業基盤の強化と地域の活力向上を図り、町民の皆様とともに未来の岩泉町を築いてまいりたいと考えております。

次に、畜産・酪農振興についてであります。本町における畜産・酪農は古くから営まれている歴史と実績のある基幹産業であると認識しております。

肉用牛においては、日本短角種の発祥の地とされ、現在でも繁殖牛の主産地であり、

子牛市場でも評価が高く、肥育牛においてもうまみ成分を豊富に含む赤身として評価が高まっております。黒毛和種についても、改良の成果により子牛市場の評価は高く、価格では県内平均を上回る取引が行われております。

また、酪農につきましても、明治28年にホルスタイン種の種雄牛が導入されてから130年の歴史があり、現在でも町を支える主要な産業であると認識しております。

ご質問のありました酪農家の高齢化、乳用牛の減少による原料供給の見通しにつきましては、岩泉乳業株式会社が操業を始めた平成18年は酪農家数が65戸、搾乳頭数が1,044頭、年間搾乳量は約6,900トンでありましたが、現在把握している直近の実績である令和6年では戸数で17戸、頭数は542頭、年間搾乳量が約3,300トンと、大幅に減少しております。

現状では、戸数や頭数、搾乳量は20年間で大幅に減少しておりますが、農家1戸当たりの飼養頭数の増加や1頭当たりの搾乳量の増加など、農家個々の努力により今後は緩やかな減少になっていくものと想定をしております。

次に、大牛内育成牧場の今後の在り方につきましては、町では今年度2回の酪農座談会とアンケート調査により、酪農家の皆様のご意見をお伺いしたところでございます。建設から50年以上経過し老朽化が著しいことと、待機する預託希望牛が生じ、農家の希望に答えられていないことなど、草地基盤の拡大・整備も併せた新築を希望する農家が多数を占めております。

現時点で新年度の予算計上はございませんが、国の補助事業など特定財源の確保も含め、農家の意見を伺いながら、令和8年度には整備に向けた検討を進めてまいります。

一般社団法人岩泉農業振興公社の体制強化策につきましては、農家における農業振興公社の必要性についても座談会等でお伺いし、必要不可欠なものであることを再認識したところでございます。

まずは農業振興公社の財源不足を補う必要があるものと考えており、併せて経営状況と業務内容の分析、人員配置の妥当性などを調査し、専門家を招聘するなどしながら対応してまいります。

次に、子供たちの安心した学びのスタートを支える新たな支援制度の具体的な内容でございますが、子育て世帯への支援金として小学校・中学校入学時にそれぞれ5万円、

中学校卒業時に10万円を交付することを考えており、保護者に対しまして地域商品券を支給する制度として策定をしております。

次に、岩泉高等学校についてであります。生徒と教職員が共に努力し、活気に満ちた学校になっていると感じております。町民から愛される地域に唯一の高校として、これまでも町単独の補助事業の拡充を行うなど、力を入れて支援を継続してまいりました。

本町の未来を担う子供たちのため、岩泉高等学校を永続的に守り続けることが必要不可欠でありますことから、私といたしましても2クラス制の継続に全力で取り組んでまいります。

なお、いわて留学事業への対応状況等については、この後教育長から答弁をいたします。

次に、公園整備につきましては、役場敷地に隣接する裏山が町有地で高台にもなっておりますので、町内を眺望できるよう手を加えたり、散策路を整備したりすることで、小さな森林公園として町民の憩いの場となるよう、極力費用を抑えた整備内容でまずは整備してまいりたいと考えております。

また、岩泉レクリエーション公園のさらなる充実のほか、龍泉洞園地や龍ちゃんドーム隣接地、各旧校舎のグラウンドや遊休町有地なども公園の候補地になり得ると思っておりますので、町民の皆様のニーズを把握しながら順次整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、農地政策・有害鳥獣対策についてであります。国において農業経営基盤強化促進法の改正が行われ、令和7年3月末までに「地域計画」の策定が義務づけられ、本町においても令和7年3月付で策定をしております。

「地域計画」は、地域とよく話し合い、担い手がない地域や基盤整備が必要な地域など、地域が抱える課題が見える化し、地域の実状を把握した上で、10年後を見据えた対策を考え、必要な取組を実行し、農業の継続を図ろうとするものでございます。

本計画は、地域との話し合いを継続しながらブラッシュアップを重ねる必要があることから、この機会を活用しながら有害鳥獣対策を含む農地施策について話し合う場ともなっております。

今後進めようとする農地政策としては、中心的な農業者への農地集積を継続しながら、

面としてまとまった農地に集約し、支障となる立木や畦畔等を除去する事業などを導入し、農地の効率的な活用につなげるとともに、耕作放棄地も含めて一体的に整備を行うことで、ひいては有害鳥獣対策にもつながるものと考えております。

また、農地の権利移動につきましては、農業委員会総会における審議、許可など一定の手続きが終わったものは、速やかに農地台帳システムにおいて適正に管理、反映させております。直近では、相続登記の義務化により相続を要因とする権限移譲が増加する傾向にあります。

固定資産課税台帳や住民基本台帳との照合については、農地情報を管理する農地台帳システムのデータ更新を年1回行う際に、併せて実施しているところでございます。

農業の担い手、人材対策につきましては、本町で新規に就農する若者が新しく試みるチャレンジを支援しながら、新たな可能性を切り開く農業としてまいります。

また、「地域おこし協力隊」等での新規就農や第三者継承による就農を確実に実行するためには農業基盤が必要不可欠であると認識しておりますことから、継承可能な農業基盤の調査、マッチング等を継続していくほか、農地の面的集約化や農業振興公社の利活用なども含め、国・県・団体等とも連携し、働きたくなる農業の展開を推進してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

この後は教育長から答弁いたしますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 褒岩千裕教育長、答弁、どうぞ。

〔教育長 褒岩千裕君登壇〕

○教育長（褒岩千裕君） 岩泉高校の2クラス制の継続についてお答え申し上げます。

岩泉高校の入学生は、令和5年度、6年度と連続で41人を下回り、危機感を持って2学級の継続に努力して取り組んでまいりました。町内中学校の生徒数の減少は進行することが確実な状況でありますことから、町内からの生徒確保はもとより、町外、ひいては県外からの生徒を確保することが必要であると考えております。

町外からの生徒確保のため、一昨年から私自身が宮古管内中学校や県北近隣の中学校を直接訪問し、校長等に高校の魅力と進学先の一考となるように訴えてまいりました。その成果か、令和7年度は新入生が41人で2クラス制となり、そのうち町外からの入学

生が16人で行っていました。こちらに関しては、今年度も同様の取組を行っております。

県外からの生徒確保の手段の一つとして「いわて留学事業」に取り組み、令和7年度募集の入学受入れから対応してまいりました。今年度は、6月と8月に開催された「地域みらい留学高校進学フェス i n 東京」に参加してまいりました。全国135校が参加し、岩泉高校のブースでは延べ4日間で65組の親子等が訪れ、岩泉高校の特徴など高校の魅力を伝えることができました。昨年に続く2年目の参加でしたが、このフェスをきっかけに7月17日の岩泉高校一日体験入学に県外から1人の参加がありました。

また、6月から11月の休日・夜の時間を活用したオンライン説明会に6回参加し、7組の方とお話をする機会を得ました。その中で、高校の副校長が学校の特徴や魅力を直接伝えております。

そのほかにも、高校見学や岩泉体験といったおためし留学事業にも取り組み、関東方面の中学3年生5人が1泊2日で岩泉を訪れました。その中で岩泉に興味を抱いてくれた人がおり、個別の交流を何度か重ねることができました。

こういった交流を経て、「いわて留学」の応募を期待していたところですが、1月に行われた「いわて留学」応募者の中に、岩泉高校の進学を希望する生徒は残念ながらおりませんでした。また、令和8年度の岩泉高校入学志願者は40人と先日発表があり、あと一歩及ばず、肩を落としているところです。

ただ、一日体験入学の参加や関東からの中学3年生の訪問など、県外の生徒が岩泉に関心を持ってくれたことには、大きな意味を持つと感じています。

今後におきましても、この事業を通じて県外の方との交流人口を増やし、高校生にとって地元、地域のよさを見直す機会を促しながら、日常や学習に新しい風と刺激を与え、岩泉を創造する人材の育成を図るよう進めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 11番、再質問はありますか。どうぞ。

○11番（三田地泰正君） まず、町長の所信表明演述について、また若干質問させていただきますが、町長については初議会だと思うのですが、その中での所信表明、拝聴して、この佐々木町長の所信表明の演述は、非常に控え目で謙虚な、そういう内容ではなかったかなと私自身は受け止めております。

ご案内のように、今年が町村合併施行70周年、そしてまた豪雨災害から、昨年の暮れに全部の復旧・復興工事が完成して、いよいよもって基盤ができたところで、佐々木町長はまさにこのまちづくりのプランにある様々なプロジェクトの花が咲く大地に種をまく、そういうスタートの年だなと思って、大いに期待している。これは、町民も同じだと思います。

その中で、長年行政職として、そしてまた町の政策推進の要であるポストにいた佐々木町長、今置かれている岩泉の状況なり課題は十分に百も承知だというふうに私は思っております。

その中でも謙虚に、これからも町民の皆さんの声を聞きながら、そしてまた自らも積極的に動いて、そして失敗を恐れないというようなことで結んであるのですが、自ら動くことも非常に大事なことです、できれば動くに「にんべん」をつけて働くというふうなことで取り組んでももらえれば非常にありがたいというふうに思っております。

そしてまた、失敗を恐れずという言葉聞いて、ついこの間まで冬季オリンピックがあったのですが、あのプレーヤーは自分のなせる限界の技を駆使して、そして目標を勝ち取るという、そういう信念でやっている。

それで、町長の演述も失敗を恐れずと言うから、相当何か大きな、いわゆるこの積極財政で投機的な事業を、あるいは施策を展開するのかなと思ったのですが、あまりそのところが見えなかったのが少し寂しい感じがしておるところでございます。

そういった意味で、町長は「チャレンジいわずみ」を掲げて、町長というポストをまさに挑戦して得たわけで、次は、経歴を見れば、町長は学生時代はいわゆるラグーマン、ラグビーをやったというふうに拝見するのですが、ラグビーの選手はスクラムを組んだり、ボールを持って走ったり、もうチャレンジではないですね、ラグビーについては。あくまでもトライですよ、ゴール目指してトライ。やはりこれからはそのラグビーの精神を生かして、ぜひともこの町の施策に全力でトライしていただきたい。

そこで、まだまだ演述では言い足りなかった、あるいはまた同僚の質問にもまだ触れられなかった部分もあるかと思うのですが、内でもやもやしている、これから向かう任期中の施策、これについていろいろ総花的に並べてあるのですが、私が任期中にはぜひこれとこれにはトライしていくという絞った重点プロジェクトというか、重点施策をで

できれば何点かお披露を願いたい。よろしくお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） ありがとうございます。所信表明、遠慮したのではないかと
うお話もございますが、まずは私も選挙の公約の中に「仕事」、「安心」、「未来」という
ことで皆様にお約束をしてきておりますので、その中をどんどんやっていこうという気
持ちは所信表明の中には込めさせていただいております。

岩泉町は、課題もこれからどんどん増えてくるのだと思います。現状、やはり人は減
るという方向にあります。これは加速していると思っております。減るのですが、それ
をネガティブに、マイナスに考えるのではなくて、今いる人たちが暮らしやすいまち、
そしてここでよかったと、ここで暮らしていくという思いを持っていただくという、そ
ういったことが一番かと思っております、その思いを込めております。

これからやるべきことはたくさんございます。令和8年度につきましては、これまで
の計画の終了年度で、今度新たな計画を策定する重要な年になっています。令和8年度
の総合計画においては、そういったところを盛り込んでいきたいと思っておりますので、
これはこれからいろいろ組み立てる中で様々見えてくるものはあると思います。

私もラグビーをやっておりましたので、やはりラグビーはスクラムを組んで、泥臭い
中で頑張ってボールを出して、そのボールをつないでトライをして、私が当時やってい
る頃にはトライをしたからといって大喜びをするのではなくて、それをつないでくれた
皆さんにお礼を言いながら、みんなで抱き合うというような気持ちでやっておりました。
これも、岩泉町、役場職員も全員一丸となってやりますが、やはり町全部で一つになっ
てやっていかないと、何もうまくいかないと思います。

私が失敗を恐れずやっていくという思いを伝えましたのは、私もそういうふう to 動く
プラス働いてまいります、それを皆さんからも後押ししてもらいたいですし、そして
その中で一緒に議論をしながら、どんどんいいものがつくり上げられればいいと思っ
ております。皆さんでモチベーションを上げながらやっていく、それが外から岩泉町を
見れば、岩泉町はいろんなことに取り組んでいる、そしてみんなで一緒になってやって
いると、こういうことが見えれば、自然と外からも人は来ていただけるし、交流人口、
定住にもつながっていくというふうに信じております。

具体的な施策につきましては、仕事、こういった働く場をつくりたいと思っております。これについては、いろんな支援策でそれに対するフォロー、こういったこともやっていきたいと思います。

若い人は、今卒業式に私も出ていますが、一度皆さんはやはり高校出れば、出ていく方が多いです。ですが、また戻ってきていただいて、一緒にこのまちをつくりましょうと、そういう気持ちでございます。戻っていただける場をつくる。そして、安心した暮らし、これはご高齢の方もそうですし、若い方も、みんなが安心して暮らしていける、そういったものもつくります。

あと、子育て、教育、これについても力を入れたいと思っております。まずは、入学時の支援として、皆様に入学時負担を減らしてさしあげるという施策を今制度化して組み立てています。これについては、卒業式でもそうですし、皆さんを見ればやはりいろんなご家庭があって、その中で子供には何の責任もない、子供たちは一緒に一生懸命教育をしてこれからやっていくと、そういう子供たちを支える部分でぜひともそういう支援をしたいと、そういう思いで今回組ませていただいております。

様々これからやってまいりますので、それを一緒に、共に応援していただきながら議論していければなと、そういう思いでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 11番、三田地泰正議員。

○11番（三田地泰正君） ありがとうございます。ひとつ健康に気をつけて職務を全うしていただきたいというふうに思います。

次に、教育長にお伺いします。岩泉高校の件なのですが、ご案内のように岩泉、田野畑地域、唯一の高等教育機関ということで、なかなか少子化で生徒が集まらない中、町をはじめ町民の皆さんの力強いご支援によりまして、教育環境あるいは教育支援、振興支援、様々応援してもらって今日があるわけですが、教育長が言うように、次の入学しようというような生徒の数が、これ小学校、中学校の数を見れば分かるので、なかなか増える状況にはない。そういう中で、何としても40人でなく41人学級、この40人と41人、どこが違うかなと思ったのですが、40人であれば1学級で、1人増えただけで2学級制を取れるというふうに校長先生から伺って、これによって先生のいわゆる配置も多くなると。

よって、何としても、やっぱりこの様々な留学事業、町のほうでも頑張ってやられた結果として、残念ながら志願がなかったというようなことですが、これについてはぜひとも引き続き次年度も力を入れていただいて、寮の整備あるいは様々なまだ支援も町のほうからしてもらわなければならない。今でも県立岩泉高校であっても、皆さんから見れば町立岩泉高校というような力強い財政支援をいただいている。これに対しても町民は皆様感謝していますので、2学級、何とか確保する、そういう意気込みで、これからもひとつご尽力をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） 答弁はよろしいですか。

○11番（三田地泰正君） はい。

○議長（八重樫龍介君） これで11番、三田地泰正議員の質問を終わります。

次に、1番、大山幸真議員、どうぞ。

〔1番 大山幸真君登壇〕

○1番（大山幸真君） 1番、大山幸真です。通告に基づきまして一般質問を行います。

初めに、去る1月18日に執行されました岩泉町長選挙におきまして、町民の皆様からのご支持を受け、新町長にご就任されましたことに心よりお祝いを申し上げます。

新町長におかれましては、これまで町職員として、東日本大震災や平成28年台風第10号豪雨災害からの復旧・復興をはじめ、長きにわたり本町のまちづくりに最前線で取り組んでこられました。その豊富な行政経験と、岩泉町に対する並々ならぬ熱意に対し、深く敬意を表する次第であります。

さて、去る2月19日、町長として初めての所信表明を伺いました。その中で、今後の町政運営の柱として「仕事」、「安心」、「未来」の3つを掲げられました。「ここに住みたい、住み続けたい」と思っただけのまちを目指すという、その思いは強く共感するところであります。また、「チャレンジいわいずみ」という言葉に込められた、失敗を恐れずに新しい未来を町民の皆様と共に創っていくという力強いご決意も受け止めさせていただきました。

二元代表制の一翼を担う議員といたしましても、町民の皆様がより豊かに安心して暮らせる岩泉町を築いていくという目標は同じであります。

本日は、新町長が掲げられた施策がどのように実行され、直面する課題をいかに乗り越えていくのか、より具体的な道筋を確認し、建設的な議論を深めるため、以下の２点について伺います。

１、地域新電力会社の設立について。町長は所信表明において、再生可能エネルギーの活用と地域新電力会社の設立を掲げられました。しかし、昨今のエネルギー市場の激変により、全国の自治体新電力は「逆ざや」による赤字や撤退が相次いでいます。また、再生可能エネルギーにつきましても、メガソーラー事業に対して国が補助を行うことをやめ、事業そのものが撤退、風力については全国で反対運動が起こっているのが現実です。

本町の財政規模において、一度経営が破綻すれば、その影響は計り知れません。町民の貴重な公金を投じる事業として、その不確実性とリスクを看過することはできません。

以上の点について、再生可能エネルギー、地域新電力について町長のご所見を伺います。

２、畜産・酪農振興について。町長は所信表明において、農業・畜産業をはじめとする１次産業を本町の基幹産業と位置づけ、その発展が全域に波及するよう力強く推進すると述べられました。

この目標を達成する上で、その１次産業を支える「一般社団法人岩泉町農業振興公社」の役割は極めて重要です。しかし、気象状況の変化や物価高騰などの要因により、農業を取り巻く環境が激変しています。こうした事態に対応するためには、公社が自律的に経営を刷新し、機動的な事業展開を行うことが不可欠と考えます。

公社の組織体制が従来の延長線上にあっては、町長が掲げる「新たな可能性を切り拓く」、「若者が新しい取組にチャレンジできる」、「岩泉町ならチャレンジできる」というビジョンを現場で具現化することは困難です。

公社は独立した組織体ではありますが、町が財政的支援をしている以上、町はその経営健全化や組織改革を促す責任もあると考えます。町としてどのように働きかけ、経営の安定化とサービスの維持を行っていくのか、町長のご所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁、どうぞ。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） 1 番、大山幸真議員のご質問にお答えいたします。

初めに、再生可能エネルギーの活用や地域新電力会社の設立は、地域経済の循環や脱炭素社会の実現といった観点から、岩泉町の将来に向けて重要な政策であると考えております。

町といたしましては、地域の持続可能性を高めるための選択肢として引き続き検討していく必要があると考えており、町民の皆様からご理解をいただくための説明会、勉強会をさらに充実させてまいります。

また、地域新電力会社の経営安定化のためには、再生可能エネルギーの導入による自主電源の確保も不可欠であると認識しておりますことから、併せて考えてまいります。

地域新電力会社につきましては、委託先である陸前高田しみんエネルギー株式会社から電力卸売市場の価格高騰への対処方法などの知見もいただき、地域新電力会社設立後は、町独自の会社として、事業採算性を慎重に見極めながら、本町の実情に合った形で引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、議員ご案内のとおり、一般社団法人岩泉農業振興公社は農業者の経営基盤の下支えを行う重要な役割を果たしており、これからの農業を考える上で、なくてはならない存在だと認識しております。

しかしながら、運営状況につきましては、慢性的な資金不足や施設、機械類等の老朽化など、厳しい状況でございます。このため、町では公社運営に係る補助、資金不足への対応として貸付の実施などを行ってきたところであり、昨年の第4回議会定例会の補正予算におきましても運営費補助金の増額をお願いしたところでございます。

農業振興公社は、現状、農家の経営基盤の一つになっており、町が行う最大の農家支援であると認識しておりますので、資金不足の解消や、部門ごとに課題の洗い出しと、その対応策の実行等、専門家を招聘した経営分析を含め、経営の改善に取り組んでまいります。

また、公社職員はプロフェッショナルでありますので、そのモチベーションをさらに高めていただき、最高の仕事で岩泉町の農業を先導する組織としてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 1 番、再質問はありませんか。どうぞ。

○1 番（大山幸真君） 現在エネルギー価格は、ご承知のとおりイラン情勢やウクライナ情勢など社会情勢の影響を受けておりまして、ガソリンから、電気から、様々なエネルギーの高騰が続いております。国内においても、極めて不安定な状況が続いております。

その観点から、ご答弁いただきましたとおり、自前の電源が不十分なままですと、市場調達に頼る新電力モデルは、市場価格が高騰すれば即座に巨額の赤字を生むという構造にございますので、ご答弁の中にございましたとおり、自主電源の確保というものは不可欠というふうに考えております。

そういった状況も踏まえまして、より具体的に新電力会社設立についてまず再質問をさせていただきます。

まず、新電力会社を設立するに当たっては、同時に自主電源を確保した状態で事業開始をするのかどうか、現時点での内容をお尋ねいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、答弁、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

現段階におきましては、この新電力会社のスタートにつきましてはスモールスタートを想定しております。自主電源の導入につきましては、スモールスタートから始まって、経営状況が安定してきてから導入を考えていくものというふうに考えております。

○議長（八重樫龍介君） 1 番、大山幸真議員、どうぞ。

○1 番（大山幸真君） 自主電源、これから運営をしていく中で検討するということでございますが、自主電源といいましても風力だったり、ソーラーパネルだったりとか、岩泉町においては水力も可能かと思いますが、具体的にどのようなもので自主電源を確保するのかお伺いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

自主電源の種類になりますが、考えられるものは地熱発電、それから太陽光発電、風力発電、小水力発電、それらが考えられるというところでありますけれども、どの発電でスタートするかというところについては、これは設立された会社のメンバーで考えて

いくべきというふうに考えております。

○議長（八重樫龍介君） 1 番、大山幸真議員、どうぞ。

○1 番（大山幸真君） また、さらに新電力会社設立についての具体的なスケジュールについて質問をさせていただきます。新電力会社をいつまでに設立をするのか、もしくはもう少し検討を重ねて、まだ検討段階というところなのか、その見通し、最終判断はいつになるか、現段階でのスケジュールをお尋ねいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） 地域新電力会社につきましては、まずは町民の皆様のご理解、ご理解というものは、全てではなくても、これはいいのではないかと、可能性があるのではないかと、やってみろと、挑戦してみろというようなところまでやはりいきたいなと思っております。

令和8年度におきましては、きめ細かく、その辺の説明会というか、そういった意見交換の場を設けながらやりたいと思っております。

それから、先ほどもちょっとありましたが、自主電源の部分につきましては、岩泉町ではかなり可能性はあると思っております。小水力発電につきましては10か所以上、もう既に調査が始まっております。そういったものは地域新電力会社と組むこともできると思っておりますし、太陽光についてはメガソーラーは考えておりませんが、これについては今ペロブスカイトとか、いろんな技術も出てきておりますので、太陽光も建物であったり、そういった部分についてはかなり可能性はあるかなと思っておりますので、それらを含めて設立に向けてまずは動き出しながら取り組んでいくということで、私の思いとすれば、令和8年度中にはその辺の結論までいきたいと、その上で設立に向けての段取りを組んでいくというようなイメージで考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 1 番、大山幸真議員、どうぞ。

○1 番（大山幸真君） 続きまして、委託先であります陸前高田しみんエネルギー株式会社から様々コンサルとしてご助言や知見をいただいているという状況でございますが、こちらにつきましても予定としていつまでをめぐりに委託先として行っていくのか。新電力を立ち上げるまでなのか、さらに新電力を立ち上げた後も何か関係を持ってコンサル

としてついていただくのか。この陸前高田しみんエネルギー株式会社との期間ですね、こちらもお伺いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

陸前高田しみんエネルギー会社とのこれからの関係性につきましては、今回の当初予算のほうに委託料の計上をさせていただいております。これは、今年度いっぱいという想定でございます。設立準備に向けまして、この会社から知見をいただくというところでございます。

会社が設立してからの付き合いということにつきましては、それは会社がこれからどの部分を内製化していくかによってになりますけれども、基本は今年度いっぱいまでのこの会社とのお付き合いといいますか、知見をいただくという予定であります。

○議長（八重樫龍介君） 1 番、大山幸真議員。

○1 番（大山幸真君） 町長のご答弁の中にもございました。設立後に町独自の会社として事業採算性を慎重に見極めながら進めていくと。設立後に慎重に見極めながら進めていくということですが、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、電力市場価格は非常に不安定で日々変動がされておりまして、非常に外的要因の影響を受けやすい市場ということもございまして、そういった外的要因によって、やはり全国的に新電力会社、倒産する企業もある中で、設立後に採算性を見極めていくというのは非常にリスクが高いというふうに考えておりまして、うまくいくかどうか分からない、その保証のない中で、今回のご答弁を聞いてちょっと不安に思っている次第でございます。

この設立に当たってなのですけれども、現段階で構わないのですが、まず設立前、計画段階でしっかりと採算が取れていけるかどうか、そういった収支計画書などを数値でお示しいただける、そういった判断材料があるかどうかお尋ねいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 地域新電力会社につきましては、今は現状、委託として支援を陸前高田しみんエネルギーさんからいただいております。陸前高田しみんエネルギーさんは、そのスキル、ノウハウがあって、地域貢献をしながら会社として運営をしていると。それを我々も、言葉はあれですが、盗みたいなど、いろんなスキル、ノウハウを盗

みたいなど。その上で、岩泉町とすれば、町独自の会社として、それはどんどん、どんどん利益を積み上げる会社ではなく、地域に貢献する会社、地域から流出しているそのエネルギーに関する費用を町内で回しながら、その利益を雇用だったり、町内に還元しながらやっていくというふうに形づくりたいというところでございます。

ですので、実際は地方の自治体が組んでいるその地域新電力会社というのは、倒産は、私の頭でたしかほとんどないというふうに承知しています。そうではなくて、民間がやっているところはやはり淘汰されている部分はあるかとは思っております。

我々とすれば、町としてそういったところと組みながら、町の出資はどのぐらいになるかは、これはこれからですけれども、その中で一緒にやっていくと。まずは、公共施設の電気はそこで十分取引ができるのではないかなと。その後は大きい企業に持つていく。その次は低圧、家庭ですね、ご家庭。でも、一緒になれば、ご家庭でもその電力会社と契約することによって、町にこれは貢献できると、私の電気料金は町に入って、それが新電力会社から利益が還元されるというような思いで組み立てましょうという意味でございますので、それができるような仕組みをこれからつくりたいと。

これは、その慎重にという部分の言葉のところですが、大きく風呂敷を広げるのではなくて、まずは確実にできるところから組み立てましょうと。それが十分視察、研修する中でもやれているところがありますので、そういったところを見習ながら組み立てたいと、そういう思いでございます。

○議長（八重樫龍介君） 1 番、大山幸真議員、どうぞ。

○1 番（大山幸真君） 今のご答弁の中にもございましたが、その電気市場から電気を買っていく買電なのですけれども、何度も申し上げて恐縮なのですけれども、やはり外的要因の影響を非常に受けやすいというこの新電力事業に関して、まずリスクマネジメントがしっかりできているかどうか、こういった社会情勢の中でエネルギーが高騰して逆ざやになってしまった場合の対処方法、そこもしっかりマニュアルスキームの中で入れていく必要があるかと思うのですが、現段階でそういった逆ざやの状況が起きてしまった場合のマニュアルだったりとか、運営方針がございましたらお示してください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

リスクマネジメントにつきましては、陸前高田しみんエネルギーのほうからも知見をいただいておりますし、全てが陸前高田しみんエネルギーからの知見だけではなくて、当町では一般社団法人ローカルグッド創成支援機構のほうにも会員となっておりますので、これは全国の事例も参考にしながら、危機管理といいますか、リスクマネジメントは考えていきたいと思います。

○議長（八重樫龍介君） 1 番、大山幸真議員、どうぞ。

○1 番（大山幸真君） 先ほどローカルグッド創成支援機構という名前が挙がりましたが、岩泉町としては昨年のたしか5月に登録をされていたかと認識しております。このローカルグッド創成支援機構の調査によりますと、小売電気事業を当初からの主力事業として設立された地域新電力のうち、82業者ほどあるのですが、その82のうち40が従業員ゼロという調査結果が出ております。

現在、陸前高田しみんエネルギーに委託によるノウハウを学んでいるというところなのですが、新電力会社設立後も引き続き業務サポートをしていただくとなると、町長が掲げる「仕事」という部分で、やはり外部への流出も懸念される点かと思います。

この点において、現段階で想定されます町民の雇用人数、また具体的な運営体制について、こちらをご回答ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） まず、陸前高田しみんエネルギーにつきましては、我々もノウハウがない中でのスタートですので、そこはご支援をいただく。それは、陸前高田のほうに行きまして、いろいろ意見交換をこれまで昨年、一昨年のところでさせていただく中で、陸前高田しみんエネルギーのやり方に共感をしたものでございます。

名前はあれですけども、ほかの市町村でもやっているところはございますが、雇用がゼロだったり、大手の電気事業者に来てもらったり、そういったところのコンサルを使ったりというところがございますが、独自でやはり陸前高田はやって、今その雇用も30人ある。これは、電気事業だけではなくて、交通事業であつたり、様々な部分でそういった雇用が出ているというふうなところで、これはノウハウ、スキルのところを見習いたいなということでございます。

我々のところでも、今この積み上げの中ではいろいろ経営の部分についてもやってお

りますし、町内の電気の供給先としてこういったものがあるかというものを集約しながらやっていくと。例えば雇用については、そこからのスタートはもしかしたら1人からのスタートかもしれません。でも、その中にいろんな仕事として積み上げられるものがあれば、それは2人、3人、そしてそこには戻ってきた方も働けるかもしれませんし、そういった雇用が出る。

それからもう一つは、やはり単純に電気を買うことによって、ほかのところに流出している大手の電気事業者、大手さんを通して、火力発電であったり、そういうところに流出しているようなものを町内で回す可能性があるのではないかと。町内でそこに電気を買うことによって、地域に貢献できる部分があるのではないかという積み上げの中でやるということです、当然リスクとすれば様々なものはこれからあるかもしれませんが、これは今の中で組立てをしながら、議会のほうにも開示をしながら、いろいろ相談をしていくということになるかと思います。よろしくお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 1番、大山幸真議員、どうぞ。

○1番（大山幸真君） 雇用の部分では、まずは1人なのか、2人なのか、少人数で回していったって、将来的にはまたさらにというお考えということでございましたが、この議会においても、1次産業なり様々な産業において人手不足、外部から人を呼んでくる地域おこし協力隊だったりとか、様々な方法があるかとは思いますが、このエネルギー事業自体、非常にとっつきにくいといいますか、非常に専門知識を有する部分もあるかと思っています。そういった中で、様々な産業ですら人手が不足している状況の中、ここで1人でも2人でも、この専門的なちょっと知識を要する新電力会社において果たして人材が集まるのかどうか。どういうふうに募集をかけていくのか、こういった給与体系なのか、そういったところも現段階でお示しいただけるところがあればお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） スタートのところでは1人、2人からになるかもしれません。ここには、地域おこし協力隊とか、いろんなやり方はあるかもしれません。若い方がやはり戻ってきて働きたい、働ける場所というものをどんどんつくっていくというのは、これは必要なことで、いろんなことにチャレンジしなければならないと思っております。その一つがそのエネルギーというところで、これから再生可能エネルギー、民間でやっ

ている再生可能エネルギーも当然ありまして、これについては固定資産税の効果もあるし、地域への貢献、ご寄附をいただいて、それを基金にして子育てに充てるとか、そういったこともございます。

これはこれですが、地域新電力会社においても自主電源を持ちながら地域でエネルギーを回すという、この可能性にはかけてみたいなという思いが私はございます。1次産業でも何でもそうですが、いろんなところでいろんな仕事ができる可能性はあると思っています。これも一つの形として、これは陸前高田しみんエネルギーもそうなのですが、パソコン一つで、旧校舎の中の教室一室を使ってやっているようなものです。そのハード事業、ハードのところというのは、もともとはかからないようなところになります。その中で、働ける方、スキルを持った方が来ていただければいいですし、そうではなくても、今そういったノウハウがあるところから学びながらやるということも、陸前高田は震災で出ていった方が、戻ってきた若い方が、実際行けば働いています、10人、20人。そういった方々のような形が取れるのではないかなということです。

そこでも、その給与、所得という部分では、皆さんがまずは暮らせるような給与を出してあげているというお話ですので、そのレベルとしてはどこまでを望むかということとはそれぞれの自治体だとは思いますが、我々もできればそこで食べていけるぐらいのものをつくり上げたいと、そういう思いでございます。

○議長（八重樫龍介君） 1番、大山幸真議員、どうぞ。

○1番（大山幸真君） ありがとうございます。この新電力会社においてもそうですし、様々な産業においてやはり外部の力、地域おこし協力隊ももちろんそうなのですが、地域おこし協力隊だけに頼ってしまうということも、やはり任期が3年しかないというところで、なかなかそこに頼り続けるのも、ひとつまた別の策を考えるべきではないかなというふうには考えております。

この新電力会社設立についての再質問の最後といたしましては、やはりこのロードマップといいますか、新電力会社が立ち上がって、しっかり雇用を生んで、何十年も先、しっかり地域に貢献していける企業となって育っていくのかどうかというところが一つ、私の中でやはり執行部とともに考えながら進めていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ検討段階の状況でも、現状こういうところなんですというところをお互いに共有

しながら、実現に向けて一緒に歩んでいければなというふうに考えております。

続きまして、農業振興公社についてなのですが、農業振興公社のやはり実情を踏まえますと、なかなか古い組織体制だったりとか、実際に今働く若い現場の人たちの声がなかなか上のほうに上がっていかない、または受け入れていただけないという現状を実際にお声として頂戴しております。

今後、やはりこの世代が20年、30年と岩泉町を支えていく人材かと思います。ですので、農業振興公社に限らず、第三セクターだったりとか、町の補助、サポートをしている組織団体の現役の世代の声をしっかり拾い上げて、それを今後の運営に反映できるように、組織の改革、見直し、意見交換も町長がやはり積極的に行っていただけるということです。そこに期待を込めて、ぜひ実現、実行に移していただきたいというところでございますが、実際、現状の岩泉農業振興公社の組織体制ですね、やはりなかなか若い人たちの声を吸い上げられないという現状において、どのような認識をお持ちなのか、そういった課題も含めてお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、答弁、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 農業振興公社の部分について私のほうから回答させていただきます。

議員おっしゃるとおり、農業振興公社には様々な年代の方たちがおいででして、上の経営をつかさどる人たちとか、各部門ごとの部門長だったり、あと作業をする人たちだったりおいでになります。公社は結構組織体制がプロフェッショナル的な形があって、育成牧場における預託牛の管理だったり、採草を業務とする部門だったり、あとは土壌分析だったり、いろいろ個々のやっている部門がプロフェッショナルな部分があって、その中で総務部門というか、上層部の方たちとの意見の交流というものがあまりうまくいかない部分も確かにあるとは聞いてございます。

先般、新町長、新しい理事長がそういった皆さん一人一人の意見だったり、話を聞きながら意見交換をまずさせてもらったところです。町長の答弁にもありますけれども、新年度からはいろんなやり方をしながら、若者というか、その働く人たちの意見を吸い上げながら、公社全体が農業者の皆さんの農業基盤の一つとして本当に機能するように、今現在も機能はしていると思うのですけれども、ただそういった少しの歯車の違いとい

うものはあるかと思います。働く人たち皆さんがモチベーションを持った仕事の在り方を我々も検討しながら、みんなが働きがいのある、そして農業者の方たちにそれが反映できるような組織体制にしていきたいと考えてございます。新しい年度に入りましたらば、即実行してまいりたいと考えてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（八重樫龍介君） 1 番、大山幸真議員、どうぞ。

○1 番（大山幸真君） 前向きな答弁で、将来、農業振興公社に限らず、若い世代がこれから仕事、安心していけるというふうに感じ取られました。

この仕事においても、この新電力会社においても、やはりこれから若い人たちが将来しっかりそういった事業を引き継いでいくかと思っておりますので、執行部、我々一議員としても町民の声を吸い上げながら、しっかり反映をして、町政運営に携わっていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（八重樫龍介君） これで、1 番、大山幸真議員の質問を終わります。

ここで、換気のため14時25分まで休憩いたします。

休憩（午後 2 時 1 3 分）

再開（午後 2 時 2 5 分）

○議長（八重樫龍介君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は11人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

一般質問を行います。

9 番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

〔9 番 林崎竟次郎君登壇〕

○9 番（林崎竟次郎君） 9 番、林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問を行います。

とどまる気配のない物価高騰の中、家計応援「龍ちゃん商品券」も始まり、ささやかではありますが、町民の暮らしを支えております。

町長の所信表明演説を受け、私も元気が出てきました。結びで、「チャレンジいわずみ」という言葉は「新しい未来を町民と共に創っていく」という決意を伝えたかったもの

であります」と述べました。まさに、同感です。

所信表明では、小学校、中学校、高校の入学時の負担軽減を図り、子供たちの安心して学びのスタートを支える新たな支援制度を令和8年度から導入していくと述べました。子育て支援「3つのゼロ」を引き継ぎ、さらに進める新町長の決断と評価するものです。

そこで、懸案の国民健康保険税「子の均等割ゼロ」について質問します。これまでも質問を繰り返してきました。国民健康保険税には、子供も含めて国保に加入する家族が1人増えるたびに数万円ずつ保険税が増える均等割の仕組みがあります。国保の均等割は、国保に加入する全ての家族に定額の負担がかかる人頭税のような仕組みです。そのため、国民健康保険税の負担は子供のいる世帯にとってとりわけ重いものになっています。国保の均等割は、どんなに所得が少なくても、子供であってもかかります。子供の均等割は、子供の貧困対策にも、子育て支援にも逆行するものです。

国は、子供の均等割の負担軽減の制度をつくりましたが、小学校入学前の子供に限って半額にするだけです。

本町は、保育料、子供の医療費、学校給食費などの「子育て支援3つのゼロ」を進めています。国民健康保険税については独自の対策は行っていない。本町として独自に子供の均等割負担をゼロ円にすることを求めます。

財源はあります。財政調整基金が令和6年度末が5,900万円余、そして令和7年12月4日付で6,600万円余となっています。この基金の活用です。町長の所見を伺います。

次に、地域新電力会社について質問します。今月まで地域新電力会社設立を受託している陸前高田しみんエネルギー株式会社は、陸前高田市で再生可能エネルギーの導入、脱炭素と、様々な地域課題の解決につなげるための取組を日々行っています。これからのパートナーとしても最適だと考えます。

そこで質問です。4月からの陸前高田しみんエネルギー株式会社との関係は具体的にどのようなのでしょうか、町長のお考えを伺います。

また、報道では、政府が2027年度から新規の大規模太陽光発電所への公的支援を終了すると報じています。

そこで質問です。私は、町有地への可能な大規模太陽光発電所の設置を提案しようと考えていましたが、町長の所見を伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁、どうぞ。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） 9 番、林崎寛次郎議員のご質問にお答え申し上げます。

初めに、国民健康保険税についてであります。同税は世帯における所得や資産、被保険者数等により算定をしております。

子供の均等割の減額につきましては、令和4年度からの制度として、未就学児は均等割を半額に減額しているほか、被保険者数を勘案した加入世帯の所得額が算定基準を下回る場合、被保険者の均等割と平等割について軽減措置を行っております。

財政調整基金を活用した町独自の子供の均等割負担をゼロにするというご質問についてでございますが、財政調整基金の活用策につきましては、本議会で改正した税条例、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金増加分に活用することで、被保険者の負担を増やさない方針としたところでございます。

今後におきましても、診療報酬の引上げ改定が見込まれる中での国保会計の運営状況や、これから議論が本格化する令和15年度を目標とする国保税率の県内統一化への審議過程、さらには被保険者間の公平性を確保する運営の在り方なども踏まえ、慎重に検討する必要があるものと考えております。

次に、地域新電力会社についてであります。現在、陸前高田しみんエネルギー株式会社へ委託している地域新電力会社設立支援業務につきましては、議員ご案内のとおり、現契約は委託期間を令和8年3月31日までとしております。

しかしながら、地域新電力会社の設立は新しい取組であり、町民や町内事業者の理解を深めることが重要であることから、継続的に講座などを開催するため委託期間を令和9年3月31日まで延長し、引き続き支援をお願いする予定としております。

町有地への大規模太陽光発電所の設置につきましては、大規模な造成を伴う太陽光発電所の設置は考えておりません。しかしながら、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入につきましては、引き続き検討を進めていく必要があると考えておるところでございます。

以上で答弁を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 9 番、再質問はありませんか。どうぞ。

○9 番（林崎竟次郎君） 質問の順番に再質問をしていきます。

まず、国保税からですが、担当課の佐藤町民課長と質疑討論するのを楽しみにしてき
ましたが、この場に出ていないようなのですが、差し障りがなかったら、どうしてなの
かをお知らせください。

○議長（八重樫龍介君） 三浦副町長。

○副町長（三浦英二君） 今定例会では失礼をして欠席をさせていただいておりますが、
何分これは本人の体調によるものでございますので、どうぞご容赦をくださいますよう
にお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 9 番、林崎竟次郎議員。

○9 番（林崎竟次郎君） ありがとうございます。

それでは、質問に入ります。さきの答弁で、子ども・子育て支援の給付金として財政
調整基金、国保基金から回して、そして被保険者には負担をかけないという答弁があり
ました。この点については、このままでよろしいのですか。そのところを説明すると
ころがあったら説明してください。なかったらいいです。

○議長（八重樫龍介君） 山崎正道町民課副主幹兼国保年金室長、どうぞ。

○町民課副主幹兼国保年金室長（山崎正道君） お答えいたします。

議員からお話がありました子ども・子育て納付金、こちらが令和8年度からかかって
まいりますので、こちらについてどのように国保税のほうで組み立てていくか、基金を
活用して組み立てていくかということにつきまして、さきの特別委員会でもご説明申し
上げましたし、その前段で国民健康保険には国民健康運営協議会というものがございま
して、こちら被保険者代表、保険医療機関、調剤代表、そして公益代表の皆様から成る
審議会がございます。こちらで国保税に子ども・子育て納付金が今回加わるということ
につきましてご説明を申し上げまして、そして今後診療報酬改定なども見込まれ、国保
税に求める負担が増えると。これについて、町の当局側といたしましては、できる限り
上げないで、基金を取り崩しながら進めていきたいということでご説明を申し上げまし
て、特段のご意見もなく原案どおりにご承認をいただいているところでございます。

このご意見を踏まえまして、町の当局側としては先般の議会での質問へのご回答とな

ってございますので、当面は議員からお話がありましており、そして町長から答弁がございましたとおり、基金を活用しながらできるだけ上げないように、今の制度で運営していきたいと考えているところでございます。

○議長（八重樫龍介君） 9番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） さきの委員会の件が出ましたが、私はそこで示された国保会計から回すということには反対の立場から討論しました。

それで、私が問題にしたいのは、国保会計は被保険者の病気とか、病気にならないようにするために使われるもので、目的外の子ども・子育て支援納付金に回すということには、やっぱりこれはどうしても賛成はできないのですが、ここのところは担当課としてはどういうふうに考えますか。その目的外に回すということについては、どのように考えるのか、そここのところをお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 三上訓一会計管理者兼税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君） ただいま目的外使用というふうなご質問でございました。今回国で議論されているこの子ども・子育て支援金の納付金の趣旨、思いですけれども、こちらは現在、もう当町のみならず日本全体で少子化、人口減少が進んでいると。そういう中で、子供さんが将来現役世代を支える立場になったときに、その世代だけが負担する、困ることなく、今の世代から全体で子育て、そして子育て支援を支えていくという趣旨でございます。

我々としても、その納付金を納付するに当たって、逆にサービスとすれば、今いる町内の子供さんに児童手当の拡充、妊婦さんへの新たな支援、そして先般新たな事業として出ましたこども誰でも通園制度の財源に充てられるということで、これについては国の方針に我々も同様の考えで、国保を運営する保険者としても必要な部分であるということで、あくまでも税としてではなくて、地域を支える支援分ということで、国の方針に倣い、今回子ども支援金の新たな区分を設けさせていただいたという趣旨でございます。

○議長（八重樫龍介君） 9番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

○9番（林崎竟次郎君） 子育て支援にしっかりと予算を取るのは当然のことなのですが、ただそれを国保会計から取るということは、これはどうしても納得ができないと考えま

す。やっぱりしっかりと社会保障の予算拡充でやるべきだと考えます。そのところを、最後ですが、答弁してください。

○議長（八重樫龍介君） 三上訓一会計管理者兼税務出納課長、どうぞ。

○会計管理者兼税務出納課長（三上訓一君） お答えいたします。

ただいまの国保の加入者から徴収することはどうかというご質問でしたが、今回のこの子ども・子育て支援につきましては、国保世帯のみではなく、社会保険に加入している皆さん、全医療保険加入者全員から徴収するということで、全国民の皆さんからこの支援金を徴収し、子育て支援を応援していきましょうという趣旨でございまして、そういう意味では国保加入者のみからの徴収ではないということをご理解いただければなというふうに思います。

○議長（八重樫龍介君） 9 番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

○9 番（林崎竟次郎君） 今の答弁は、国保だけでなく、保険制度の中から取るということなのですね。やっぱりこのところが私は違うのではないかと考えます。

まず、そういうことで私は考えますが、次の質問に移ります。

地域新電力の関係ですが、陸前高田しみんエネルギー株式会社との関係ですが、答弁の中では、令和9年3月31日まで延長してやっていきたいというふうに答弁しています。これについては、今度の予算議会で提案するような形になっていますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（佐々木 章君） そのとおりでございまして、当初予算のところでご提案を申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 9 番、林崎竟次郎議員。

○9 番（林崎竟次郎君） まず、私の前の地域新電力会社の関係の質問、そしてその答弁を聞いていて感じたことも含めてですが、まず私は町長、そして担当課長と2人は頑張っているわけですが、やっぱり地域新電力をつくっていくためには3人目が必要だと思うのです。

それで、地域の事業者の中で、積極的に、よし、やっていくぞというふうに構えている方はいらっしゃいますか、何人か。数人いるか、それともゼロか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

このエネルギー施策につきましては、政策推進課の中には環境エネルギー室を設置しております。この職員、そして政策推進課として進めておりますので、ゼロではございませんし、ちゃんとした専門の職員がおります。

○議長（八重樫龍介君） 9 番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

○9 番（林崎竟次郎君） そうすると、今の答弁では、担当課の中にはいるということなのですが、外部というか、地域の事業者の中にはどうなのでしょうね。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 今、いろいろ町内にも入って説明をさせていただいております。その中にはいろんな事業者さんにも入っていただいたりしておりますので、私の考えとしては、今議員おっしゃったような、町内で立ち上げるために町内の事業者さんたちに参画をしていただきたいという気持ちでございます。そういった形のためには、やはり経営の中身がどうであるとか、事業に参画するに当たってはどういうことをするのかとか、こういったことをどんどんきめ細かく話しながら、そして参画をしていただきたいと。

私の肌感覚では、興味のある方はいると、そのようには思っております。

○議長（八重樫龍介君） 9 番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

○9 番（林崎竟次郎君） そういった中で、私が考えるのは、スタートの段階は、東松島市で取り組んでいるタイプの一般社団法人東松島みらいとし機構というものがあるのですが、こういうふうな形の一般社団法人の形がスタートに当たってはいいのではないかと。一般社団法人の形でスタートしたとしても、将来株式会社に変えるとかということとはできるわけなので、この形がいいのではないかと。東松島みらいとし機構では、一般社団法人の社員として、市長、それから商工会長、それから福祉協議会長というこの3人が社員となって、一般社団法人東松島みらいとし機構というものをつくって進めているというふうな形なのです。これは、9日に私が勉強した中の一つなのですが、私の今の提案というか、考え方についてはどう考えますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） 議員にはご視察研修をいただきまして、ありがとうございます。
議会のほうでもご視察をいただいた際に、その東松島のこういったものかというものは見ていただいたかと思います。

議員ご提案のことも、我々もその部分については承知しておりますので、こういったものも含めながら、こういった形がいいかというものを今後詰めていきたいと、そのように思っております。

○議長（八重樫龍介君） 9 番、林崎竟次郎議員、どうぞ。

○9 番（林崎竟次郎君） それから、次の質問ですが、答弁の中で、大規模な造成を伴う太陽光発電所の設置は考えていないということです。私が質問したかったのは、町有地で大規模な造成を伴うような形ではない、大規模な造成工事を伴わなくてもいいような、そういうふうな町有地はないのかどうか、そのところはどうなのでしょう。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） メガソーラーという部分では、やはり大規模な土地が必要になるわけですが、町有地、それはなくはないです。例えば学校のグラウンドであったりとか、様々あると思います。いろんな活用方法はございますが、今メガソーラー、太陽光というところは、やはり政府でもご存じのようにいろいろな条件、制度が変わってきております。太陽光の大きいものについては、やはり廃棄の問題であるとか、様々なことも出てきておりますので、町としてはそういった大規模なメガソーラーというものではなくて、小規模な、例えば一般の家庭であればそういったもので発電をして回せるとか、あと可能性としては公共施設の屋根であるとか、そういったものも検討には入っておりますので、そういったところからスタートをしていくということになるかと思えます。

○議長（八重樫龍介君） 9 番、林崎竟次郎議員。

○9 番（林崎竟次郎君） 政府でも、住宅の屋根での発電とか、そういうふうなものについては奨励しているような感じです。これから出てくると思うのですが、やっぱりそういう形での補助というのかな、そういうふうなものを政府として出してくると思いますので、やっぱり本町でもそういう点については、新電力ができる前であっても取り組んで進めていくべきだと思うのですが、この点については前にも一般質問をしているので

すが、この点についてはどう考えますか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） 太陽光発電、家庭への設置の部分で、議員からも何度かご質問をいただいております。町でもいろいろ取組の中では検討しておりますが、これも電源という部分では、これから地域新電力を進める中で、それについても念頭に置きながらやります。

ただ、この太陽光という部分は今技術がかなり進歩してきておりまして、ペロブスカイトというものはガラスでも壁でも貼り付けられるような、ただ、今高価なのですけれども、こういったものがどんどん普及してくれば、そういった過渡期にありますので、可能性としてはあるかなとも思っておりますし、それらの状況を踏まえた中で、今着手すべきものがどれかということを考えながらやっていきたいと、そのように考えております。

○議長（八重樫龍介君） 9 番、林崎寛次郎議員。

○9 番（林崎寛次郎君） 地域新電力については、やっぱり中心になるのは太陽光発電だと考えます。これまでの答弁の中でも、小水力発電の関係なんかの答弁も前の議員のときありましたが、やっぱりこれについてはすごく大事だと思います。地域新電力ができる前であっても、小水力発電所に取りかかって進めてほしいと思うのですが、地域新電力ができたら一緒にやるような形に持っていければいいと考えているのですが、この点と、あと具体的に何か所でどういうふうな形、話だけなのか、何ぼか進んでいるのか、そういう点も含めてお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 自主電源と、あと地域新電力会社の設立については、これからスケジュールも含め、議員の意見もいただいておりますので、考えてまいりたいと思います。

それから、自主電源になるべき電力として、様々今動いているものはございます。民間で既に再生可能エネルギーとして動いているものもございますが、岩泉とすれば小水力発電、これまでもいろいろお話しさせてもらっていますけれども、これは十数か所、もう今調査始まっております。そういったものは、水を利用した形で、自然と共生して

環境を守りながらというところで可能性は十分あると思っておりますし、可能性調査の中では太陽光発電についても各公共施設での可能性ということでデータは上がってきておりますので、そういったものも踏まえながら進めてまいりたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 9番、林崎寛次郎議員。

○9番（林崎寛次郎君） 以上で終わります。

○議長（八重樫龍介君） これで9番、林崎寛次郎議員の質問を終了いたします。

次に、4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

〔4番 千葉泰彦君登壇〕

○4番（千葉泰彦君） 4番、千葉泰彦です。まずは、さきの町長選挙において大接戦を制し見事当選された佐々木真町長に心からお祝いを申し上げます。本庁舎の4階で議論を重ねた日々が遠い昔のように思い出されます。いよいよ3階の決裁権者の椅子を手にした今、力を思う存分発揮されることを心より祈念いたします。

岩泉町合併70周年の節目、この千載一遇のチャンスをどう生かし、どのような成長戦略を描くのか。私は、これからの町政には「守り」の基盤整備と「攻め」の成長投資、この両輪が必要だと考えます。岩泉町の「生き残り戦略」に対する町長の基本的な考えを伺います。

1、持続可能な行財政基盤の構築、「守り」の戦略。将来世代に負の遺産を残さない「守り」の戦略について伺います。

（1）、人口減少下でのインフラの最適化。2050年に人口4,099人となる推計は、避けて通れない冷徹な現実です。これまでの「困った声への事後対応」から脱却し、人口減少を前提としたハード・ソフト両面のインフラ最適化を織り込み済みで進めるべきではありませんか。特に維持管理費が膨大となる道路、上下水道、公共施設の再編について、町長はどの分野から着手すべきと考えていますか。その認識を伺います。

（2）、ICT利活用によるコミュニティ存続策。人口4,099人の体制では5支所の維持は極めて困難です。安家地区の「びーちゃんねっと」活用事例のように、ICT利活用による「人のつながり」の確保は、現場任せにせず、町としての戦略が不可欠です。

ICT利活用によるコミュニティ存続策の具体的な構想を回答ください。

（3）、行財政改革の断行による「余力」の創出。職員1人当たりの仕事量は、一般会

計試算ベースで平成元年の2倍強と激増する中、精神論だけでは限界です。人口4,099人から「逆算」した「適正な財政規模、職員数」を基に、「中長期の行革目標値」をいつまでに設定しますか。また、生成AI、RPAの活用で事務全体の効率化は、いつから、どのように始めますか。効率化で捻出する職員の「余力」は、どのような「攻め」のプロジェクトに投入しますか。

町長が就任式で語られた「信頼してもらえるように取り組む」気概は心強い限りです。しかし、行革においては、まずは町長自身が職員を「信じて任せる」自律的な推進体制が必須です。行革断行の決意と目標値の設定時期、投入する「攻め」のプロジェクト推進体制、着手時期を具体的に回答ください。

2、岩泉の潜在能力を生かした成長、「攻め」の戦略。外貨を稼ぎ、活力を生む「攻め」の戦略について伺います。

(1)、評価指標(KGI)の設定。産業や教育、文化などへの重点投資は、予算の執行自体を目的化させてはなりません。明確な成長戦略と評価指標が不可欠です。優秀な若者を育てるだけでなく、彼らが戻りたくなる「魅力ある仕事」をどう創るのか。単なる「移住者数」といった行動指標(KPI)だけでなく、「若年層の所得向上」や「定着率」といった重要目標達成指標(KGI)を設定すべきではありませんか。具体的な数値目標を含め、町長の認識を伺います。

(2)、経済循環創出。「まちづくり会社」は、単なる行政の事務代行ではなく、自ら稼ぐ「地域商社」として成長させるべきです。また、事業間のコーディネート、起業・事業再生の支援を担ってこそ価値があります。「まちづくり会社」の成長戦略を具体的に回答ください。

公約の「地域新電力会社」はいつ設立し、コンサルに頼らない「単独での自律営業」は何年後に実現しますか。収支見通し、高圧・低圧の契約見通し、雇用創出数、電力をてこに企業誘致はどうするのか。エネルギーを核にした成長戦略を具体的にお示ください。

3、民意の再定義と若年層へのアプローチ。今回の町長選挙における絶対得票率は38%です。6割強の「信任不明層」や町の未来を担う「若年層」のニーズが十分に反映されていない懸念があります。今住んでいる人だけでなく、転出者も含めた「広義の民意」

を吸い上げる仕組みが必要ではありませんか。例えば「まちづくり会社」主体での転出者含めたSNSコミュニティ構築は、ニーズの把握や関係人口化を図る手法として有効ではないでしょうか。吸い上げの要否と手法の実現可能性に対し、町長の考えを伺います。

4、「社会的インパクト」による評価軸の転換。我々が求めるのは、形式的な公約の実現数ではありません。町民が「ここに生きてきてよかった」と思える幸福度、すなわち「社会的インパクト」の向上です。次期未来づくりプランでは、「執行すれば達成」という従来の評価軸を改め、町民の生活実感を評価の柱に据えるべきではありませんか。

38%という絶対得票率は、我々議会も含めた従来の町政に対する満足度の低さと「変化」への渴望を示しています。「執行すれば達成」という「ぬるま湯」から脱却し、町の存続をかけた評価軸の転換を断行すべきです。町長の決意を伺います。

5、判断基準「岩泉町に必要か」を共通認識に。就任式では、「やるか、やらないか」の判断基準は「岩泉町に必要か、どうか」と力強く宣言されています。しかし、この基準が不明確のままでは、客観性、合理性に欠ける「密室での恣意的な決定」という疑念を拭えません。今後はこの基準を共通認識とし、客観性、合理性を担保するエビデンスの示せない事案は排除すべきです。それこそが町民の期待する「変化」への覚悟ではないでしょうか。町長の決意を伺います。

新たな町政の幕開けに際し、前例にとらわれない是々非々の回答を期待して、本席からの質問を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁、どうぞ。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） 4番、千葉泰彦議員のご質問にお答えします。

初めに、人口減少下でのインフラの最適化について、どの分野から着手するのかのご質問ですが、私は全ての分野において同時並行での着手が必要と考えております。

将来の人口減少を加味しつつ、併せてランニングコストも考えていく必要があり、老朽化した町道等の路面補修や橋梁の長寿命化の計画に沿った強靱化を進めていく中においては、町財政も考慮しながら計画を見直していく必要があると考えております。上下水道につきましては、各料金の見直しで事業の健全化を図る前に、老朽設備の更新など

により維持管理コストの縮減を図るなど、再度様々な方策の検討が必要だと考えております。そのほか、公共施設におきましても老朽化した施設を洗い出し、人口減少を見据えた上でのロードマップの再編が必要だと考えております。

次に、ICT利活用によるコミュニティ存続策についてですが、ぴーちゃんねっとは令和9年中に廃止する方向で、現在その代替策を庁内で協議しているところであります。基本的には、町からの情報発信ツールとして、各個人所有のスマートフォンへの情報発信を想定しておりますが、機器をお持ちでない方への対応も含め、代替策の枠組みを令和8年度内にお示ししたいと考えております。

今後におきましても、暮らしや防災などの情報が漏れなく全町民へ行き渡るよう、役場内はもとより地域の力も借りながら、コミュニティに影響を及ぼさないよう手立てを講じてまいります。

次に、行財政改革の断行による「余力」の創出についてであります。行政課題の複雑化、多様化の中で、職員が対応すべき業務も増大しており、人口規模に応じた「適正な財政規模・職員数」の在り方、中長期の目標設定などについて、令和8年度中に取り組んでいく考えてございます。

現在試行的に活用している生成AIも本年3月から本格的に運用を始めており、今後様々な分野におけるデジタル技術の活用を模索し、適時適切に業務の効率化を進めてまいりたいと考えております。

その上で、人口減少対策として、様々な地域資源を活用した仕事づくりをはじめ、住宅整備や宅地分譲などの定住対策にも注力してまいります。

今後の行革や仕事についての推進体制につきましては、組織横断的なプロジェクトチームとするのか、組織の改編を進めるのか、令和8年度の早い段階で検討し、着手してまいりたいと考えております。

次に、重要目標達成指標（KGI）の設定につきましては、議員のご提案をぜひとも次期総合計画の中に取り入れたいと考えております。また、これまで設定しておりました行動指標（KPI）につきましても、目標を達成するために設定する管理項目と明確に位置づけ、見直してまいります。

これと併せ、私が最も重視している政策「定住対策」に関する最終目標を軸とした、

戦略のある重要目標達成指標（K G I）の設定に努めてまいります。

次に、「まちづくり会社」についてございます。以前からお話ししているとおり、私も議員の考えと同様、独立して自ら稼ぐ会社を目指すべきと考えております。地域に根差し、民間独自のノウハウを生かしながら、様々な事業、経営ができる会社の存在がこの町に必要と考えておりますので、設立を目指して、引き続き勉強し、実現に向けて取り組んでまいります。

次に、地域新電力会社の設立時期についてであります。出資候補者となる事業者がある程度絞り込まれた段階で、速やかに設立に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

また、「単独での自立営業」につきましては、電力仕入れや需給管理などの業務を一部外部委託しながら、徐々に内製化を進めていきたいと考えております。どこまで内製化するかにしましては、地域新電力会社の方針によるものと考えております。

収支見通しにつきましては、現在様々なケースを試算しているところでありますことから、試算結果がまとまり次第、改めてご報告させていただきます。

高圧・低圧の契約見通しにつきましては、まずは町有施設や第三セクターの高圧電力から開始し、その後軌道に乗った段階で町内事業者向けの高圧電力、町内一般家庭向けの低圧電力へと順次進めていきたいと考えております。

雇用創出数につきましては、出資事業者からの出向や地域おこし協力隊などを活用することも視野に入れて検討してまいります。収益が安定した際には、事業展開に応じた雇用拡大を目指してまいりたいと考えております。

企業誘致につきましては、地域新電力会社の収益を再生可能エネルギー発電の開発に投資し、自主電源として活用するとともに、再生可能エネルギー由来の電力を供給する体制を整えることで、既存企業への電力供給や新たな企業に対する誘致へのPR活動ができるものと考えております。

また、この再生可能エネルギー発電の開発に伴い、町内事業者が発電所の建設や運転管理なども行うことで、地域全体で関連企業が育成されることにも寄与できるものと期待しております。

さらに、様々な地域に貢献できる事業にも取り組み、地域内の経済循環や仕事づくり

にもつながり、ひいては定住対策にもなり得るものと考えております。

次に、若年層へのアプローチにつきましては、所信表明で申し上げましたとおり、町内の幅広い世代の皆様からご意見を伺う場を設けたいと考えており、町政懇談会のみならず、様々な分野の方々での少人数の意見交換の場も設定し、町政に反映できる環境を整えてまいります。

また、町出身者やふるさと納税者などに対するアプローチ方法につきましても研究を進め、様々な形での意見の集約を模索し、自らの声が岩泉町のまちづくりに参加しているという意識につながるようにしていきたいと考えております。

「社会的インパクト」による評価軸の転換につきましては、前段にご質問のあった重要目標達成指標（KGI）とも共通して、町民の生活実感を評価の柱に据えることが望ましいとのご提案に私も賛同しております。

特に若い人にとって将来に向けた希望が必要であり、「これまでと違う」、「期待が持てる」と思ってもらえるかどうか大切であり、次期総合計画の策定に当たりましては、新たな評価軸の設定を積極的に盛り込んでまいりたいと考えております。

最後のご質問への答弁になりますが、私は就任式の挨拶で、議員の皆様や職員に対して、「その事業をやるか、やらないかの判断基準は、岩泉町のため、岩泉町民のためになるか、ならないかだ、それだけだ」と申し上げました。その判断基準につきましては、前例踏襲にとらわれることなく、政策や事業の決定におきましては、できる限り庁内や議会でも情報共有し、風通しのよい中で議論を重ねていきたいという意味もございます。

今後におきましても、判断材料となるプロセスやエビデンスを共有した上で、透明感のある政策協議をしっかりと進め、町民の皆様のご期待に応えてまいります。

以上で答弁を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、再質問はありませんか。どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 私は、現在2期目でありますけれども、微々たる成果もむなしいほど、やはり町は少子高齢化と不景気という停滞感があるなというふうに感じているところです。

一般質問、今回定例会で拝見してしましても、町に詰め寄るということに形式上なってしまうのですが、二元代表制であれば我々議会もこの停滞感の一因であるというふう

思いますし、責任は免れないのだというふうに認識しているところです。

この5年間で人口は1,000人以上も減少しています。そういった中で、先輩・同僚議員に責任を求めずに、まずは自分が変わろうというふうに思っていますし、議会改革も視野に入れながら、議員活動よりも議会活動ということで、自分の行動、時間配分を変えて取り組んできております。

新たなリーダーとなりました佐々木真町長にも、時代に即した変革を期待して、以下に再質問をさせていただきます。

全体を通してですが、就任式の午後に無理やりお時間いただいて、一番最初に協議をさせていただきました。ありがとうございました。

その協議の直後から1か月半、ほぼ挨拶回りで忙しかつたのではないかなというふうに思います。ということは、なかなか内部協議をする時間がない中で3月定例会を迎えているという状況が、正直なところではないかというふうに思います。

そういった状況ですが、我々議会からは、町民の期待もあり、いろんな提案がなされています。しかしながら、一度にあれもこれもというのは、とても難しいというふうに思っているところです。

ハード整備については、ロードマップということでご回答いただきましたが、政策の全体観ですね、組織改編ですとか、行革もありますし、政策の全体観で4年間の施策の優先順位をロードマップとして整理していただくことが、全体の混乱を招かず、粛々と町政運営に埋没できるという環境かなというふうに思いますが、その4年間のロードマップ作成の是非について町長の認識を伺います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） ありがとうございます。今いろいろと、就任しましてから1か月半ぐらいになります。挨拶回りもそのとおり、ばたばたしている格好ですが、その中においても、時間を割きながら役場の中での意見交換であったり、外部の方との意見交換、様々やってきたつもりではございます。これからもそういったところはもっと力を入れながらやっていきたいと、そのようには考えております。

私がやりたいもの、今回の議会の中でも様々協議、議論をさせていただいておりますが、議員がおっしゃったように、やはり私はこの任期4年間で、どこまで、どうい

うふうにやるのだというものが、やはり皆さんにとっても見えていったほうが協議、議論もしやすいのかなと。私自身もこの4年間で全て全部というところまで、いろんなものを盛り込んでおりますので、そうは言いましても、やはり着手をしたり、皆さんのご理解をいただいたりというようなところを順次進めていきたいという思いはございますので、ぜひこの令和8年度におきましては総合計画策定の年にもなっておりますので、並行してロードマップ、これは頭の中にあるものを表に出しながらつくっていききたいと、そのように思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 具体的な、一般質問の内容の再質問に移ります。

持続可能な行財政基盤の構築ということで質問をいたしました。今年度、総務常任委員会の所管事務調査では、地域の在り方検証ということで、役場の庁舎内では多分共有のサーバーのどこかに入って皆さんが見られる状況になっているのかなというふうに思っていますが、この守りの部分の参考に運用していただきたいという趣旨で、この地域の在り方検証を、ハード、ソフトともに合わせた形になっていますが、進めさせていただいたということがその経緯です。

ハードの整備にしましても、ソフトの整備にしましても、行政区のどこに何名いて、将来その行政区が何名になっていくというようなことを基に整備を進めるということが望ましいのかなというふうに思いますが、今後地域の在り方検証をバージョンアップしていただく必要もあるかと思えますけれども、ご活用いただける意向があるかどうかを確認します。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） お答えいたします。

地域の在り方検証の作成に当たりましては、総務常任委員会としてご提案いただいたことをありがたく思っています。私たちも日々検証はしておりますけれども、ああいうふうに行政区ごとに一覧にさせていただいたことによって、どの地区がある面で弱いとか、どこに力を入れなければならないかというものはあの表で分かるということで、これは今後も政策を進めていく上で参考にしていきますし、更新をしていくと、みんなが見られる環境を整えてまいりたいという思いでおります。よろしくお願いします。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） ハードの整備におきましては、2050年の4,099人を同じように係数を掛けるなりして行政区ごとに分化しますと、保守点検も含めて再投資の優先順位が明らかにできるのではないかというふうに考えておりますが、その進め方に対する私の提案、提言について所感をご回答ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） この将来的な2050年、4,099人という推定がございます。この社人研のやつも、もしかしたら数年後にまた出た際にはもっと減るというような可能性も、全国的なところでは出てくるかもしれません。

議員にいろいろつくっていただいたもの、これについては岩泉町内でどこがどういうふうに減っていくというようなものも、もしかしたらこれからであればA Iを使いながら、様々想定をしながらやれる可能性はございます。

その中で、ではどういったところにこれから事業投資をしていくかということの参考にはなるものだと思っております。ただ、これは一概に、そのデータとしてぼんぼん、ぼんぼんというよりは、やはり皆さんとの意見交換であったり、皆さんの生活実態、そういういったのも踏まえながらではございますが、当然そこには、ではどういったものが必要になってくるか、要らないかというものは参考になるものと思っておりますので、それらを踏まえながら考えていきたいと思っております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 今度、ソフトインフラについて伺います。こちらも地域の在り方検証を活用して行っていただいたらよいかというふうに思っているところですが、ICT利活用のご答弁では、行政情報目線での回答をいただきました。一方で、ソフトインフラといいますと、人のつながりをどう確保するのか、孤立をさせないつながりの在り方をどうつくっていくのかといったことも検討する必要があるだろうというふうに思っています。

組織体制の更新といいますか、体制の変更も検討していただいているということでしたので、組織の在り方に置き換えてお伺いします。孤立ということで申し上げますと、例えば民生児童委員ですとか、高齢者福祉の事業もそうですし、社会福祉協議会さんの

地域福祉の事業もそうかなと思います。政策推進室が所管の地域振興協議会の集落支援員といったところもそれに類するのだらうというふうに思いますが、現状ですと、どこが主管の部署で取りまとめをしていくということは、今の組織では難しいのかなというふうに思いますが、そういったことも吸収できるような組織改編をお考えという理解でよろしいでしょうか。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） 例えばそういった見守りの部分であるとか、そういったものもいろんな部署でやっているところもございますし、そういったものを横串を入れてやれるということが一番よくて、その組織をプロジェクト的な形に外部も入れてするのか、それとも役場の中にそういう統率が取れるような部署としてするのか、これはちょっとこれからの議論にはなるかと思いますが、まず、そういったものがやりやすいような組織、これは必要だと、そういう認識ではおります。

○議長（八重樫龍介君） 4 番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4 番（千葉泰彦君） 所信表明の中で、公共交通の充実ということでお示しいただいています。公共交通の充実については、スクールバスも含めて一体的に検討する旨確認しておりますけれども、令和6年度決算ベースでいいますと、町民バス、試算の仕方もいろいろある気はしますが、総務常任委員会の所管事務調査でやった結果を基に今お話ししますが、地区ごと、住民一人当たりの1年間の公費負担は、安家地区の4万3,203円から岩泉地区の1,004円まで40倍以上の格差が発生しているということです。スクールバスでは、生徒お一人の通学に年間549万円何がしという路線が2路線あるということになっています。こちら、1人だから通わせなくていいということではないわけですが、公平性の観点からやはり何がしかの工夫なり検討が必要ではないかというふうに考えますが、認識をお答えください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） この格差の是正というのは、行政の役割だと思っています。差がどうしても出るのは仕方ないと思っておりますけれども、スクールバスにつきましても統合条件の中にありますので、これを一概に1人に幾らかかっているから廃止とか、そういう乱暴な話は持っていけないと思っております。

ですが、いろいろご提言いただきましたように、これからスクールバス、町民バス含めまして、お金の使い方として効率的な運用を決めていきたいと。それを令和8年度に公共交通計画の見直しを予定しておりますので、そこでまとめてまいりたいと考えております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 公共交通の見直しに当たっては、分かりやすく今費用対効果のお話をしましたけれども、住民の利便性、あとは費用がどうかということと、あと事務負担も併せて考える必要があるだろうというふうに認識しているところです。

デマンドもあるわけですから、デマンドをどう活用するのか、スクールバスベースの混乗でやったほうがいい地区もあると思いますし、これから人口が減ってきたときにスクールバスの走らない地区も出てきますと、そこはまたデマンドベースといったように、旧1町5か村それぞれの適したレイアウトがあるような気がしています、一律ではなくてですね。そういった多角的な評価を持って計画を立てていただきたいというふうに思いますが、公共交通に関しましても、我々総務常任委員会で利用実績ですとかを基に費用対効果などを整理しておりますが、そこは今後もご活用いただけるというか、生かしていただけるという認識でよろしいのでしょうか、認識を伺います。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） つくっていただいているこの費用対効果、数字の部分というのは活用させていただきます。その上で、早速地域のバス事業者さん、タクシー事業者さんと、もう意見交換の場を設定してもらっていますけれども、その場で私も直接意見を伺いながら進めますが、やはりスクールバスとか、そういった町民バス、あとは福祉有償バス、地域でやっているバス、様々ございます。これらを総体的にやりながら、今議員からお話があったように、一つにはスクールバスに混乗をしてご高齢の方に乗ってもらうというものも、4月から一部スタートしてみようということで、やってみます。あと、デマンドタクシーも、エリアを広げて皆さんに活用していただいて、ご意見をいただきながら変えていくというものもございます。

それらを総体的に町内全体をバス事業者、タクシー事業者さんたちと相談をしながらやりたいというふうに考えておりますので、これは一部、まずは実証実験からという部

分もございますが、進めてみたいと、そのように考えております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） デマンドの実証実験期間は3年というふうに認識しています。安家が来年度から実証実験ではなくなるということですが、その3年間の間に、事業者の所得に関わる大きな影響を与えるものですので、事業者との調整も済ませて、デマンドベースでいくのであれば町民バス路線は削減しなければなりませんし、町民バスも走らせてデマンドもやるというのであれば、何のためにやるのかがちょっとよく分からないということで、来年度予算の特別委員会でもちょっとお伺いしますけれども、効率のよい、無駄のない整理をしていただきたいというふうに思います。

行革の推進体制についてお答えをいただきました。こちらは答弁は求めませんが、推進体制にあつては、現有の企画財政、行政情報、総務文書の各機能の連動性が必要かなというふうに思いますので、ご留意いただきたいという要望です。

次に、潜在力を生かした成長のところ、攻めの戦略について伺います。成果を重視していただきたいというふうに思いますが、地域新電力についてお尋ねをいたしました。町長の公約ですとか施政方針の中では、地域新電力とまちづくり機能というものは地域新電力会社に包括するような書きぶりではありましたが、私はあえて別で今回質問をさせていただいております。

理由といたしましては、地域新電力とまちづくり会社は必要な要素が異なると。ハード向け、ソフト向けということで、技術要素で言いますと、電子工学系と文系のような、そういう差があるということなので、要素の違いが大きいという理由から、当初は切り分けて事業化することが効率的かというふうに認識しています。最終的に統合することがあっても、個々に自活できる状態を明らかにした上で将来を考えるということが現実的かというふうに認識しておりますが、町長の認識を確認させてください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） 地域新電力会社、それからまちづくり会社、地域総合商社的なものですね。これについては議員ともいろいろ議論をさせていただいてきておりますが、私もどちらも必要だと思っております、問題はどちらにどういうものを持たせるかというところになるかと思います。

地域新電力会社は、まずは自立した形でいかないと、それにいろんなマイナスのものをくっつけていっても、これは無理が生じてしまいますので、まずは自立することを目標にやると。その中で、今度まちづくり会社、この総合会社に何を持たせるかとなったときに、自立できるようなものがなければ、いきなりマイナス赤字でスタートでは成り立ちませんので、そうするとそこに何を持たせるか、これは例えば、一つ例に取れば、ふるさと納税を外部に私は出してもっともっと盛り上げたいという気持ちはございます。であれば、それをどこに持たせるのが効率的かというところになると思います。

現状、今岩泉ではホールディングスもありますし、第三セクターもあったり、民間事業者もあったり、新しく立ち上げるところにそれを持っていったほうがいいのか。これは議論するところであると思いますので、私も何も地域新電力会社に全部をとという思いではなくて、地域新電力会社も可能性として、同一のシュタットベルケのような、交通を持たせてやるとか、公共施設の運営を任せるとか、こういったやり方もあるので、こういったものも念頭に置きながらやりたいと。

まちづくり会社も、プロモーションとか、いろいろ地域のブランドの発信とかもありますし、受入れ、地域おこし協力隊であるとか、外部の方とか、起業の支援とか、いろいろなものを持たせる可能性はあると思いますので、これは今後、様々なところを詰めながら立ち上げに向けては、私の思いとすればやっていきたいと、そういう思いでございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 地域新電力で、他社といいますか、ほかの地域の事例もいろいろあるというふうに伺いました。重視していただきたいのは、経営結果だけではなくて、その地域新電力会社の地域の世帯数ですとか、事業者数ですとか、人口密度かなというふうに思います。売買契約をどこまで拡張する余地があって、どの程度の供給電力であれば採算点が出るのか。そのときの人口密度がどれぐらいであれば、電線の借用料がこういう状態なので黒字になるか、赤字になるかというビジネスモデルだというふうに認識していますので、そういった指標と併せて分析していただきたいということを要望しておきます。

あと、地域新電力について様々議論がありましたが、カドミウム・鉛フリーであるこ

とは必須であろうと、再生可能エネルギーについては思います。

現状では、岡山の会社で完全リサイクルの技術を確立されたというふうに公表された直後に、その会社の代表の方お亡くなりになっているので、その技術継承がどうなっているのかということは明らかではありませんが、いずれにいたしましても、現行の太陽光パネルのように、カドミウムですとか鉛の分離が完全にできないといったものを拡張することは許されないのだろうというふうに思っているところです。

もう一つ、採用人員ですとか、報酬のお話がありましたが、付加価値というものは、やっぱりエンジニアリングをどう蓄積するかのだろうというふうに思います。動力もありますし、様々な技術があるのだと思うのですけれども、そこを持つからこそ、ほかのものにも転用できる。

例えば私、残念に思っておりますのは、30億ぐらいホールディングスさん売上げがあって、あれだけの工場設備を持っているのであれば、エアのコントロールはどうしたらいいのですかとか、電磁弁はどうやったらコントロールできるのですかとか、温度管理の制御はそのセンシングは何でしますかという、そのノウハウが蓄積できていれば、例えばきのこ産業さんで設備を更新するといったようなときにも応受援できたりですとか、外の地域に売り出したりということもできるのだろうと。エフビーのように金属加工できる会社もあるわけですから、そういうような拡張性を後々考えるのであれば、どうしても付加価値として技術力をどう蓄えるのかというのは必要だと思いますので、その部分もご留意いただいて計画立案を進めていただきたいという要望です。

3つ目、民意の再定義と若年層のアプローチということですが、所信表明の中で、やっぱり現役世代と生産者の可処分所得を増やすための具体策があまり見られなかったなということを残念に思っているところです。

現役世代の不公平感というものが町にはございまして、行政広報にも急な町内の求人というものは毎月載ってきますが、20万以下が多いという状況です。一方で、地域おこし協力隊の最大月額報酬は25万円ということで、町民は、外から来る人に優遇があるけれども、自分たち何なのだろうというような不公平感を持っているというふうに感じていますが、そういった不公平感が地域にあるという認識はございますでしょうか、回答ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木章政策推進課長、どうぞ。

○政策推進課長（佐々木 章君） 不公平感といいますか、地域おこし協力隊への報酬、高いのではないかとことは町のほうには届いておりますけれども、これは、ではこれより低かったならば岩泉町に来てくれるかということもありますので、私どもはこの制度上で設定できる金額というところで今、日額1万3,000円ほどの金額にしておりますけれども、地域おこし協力隊の方は外から来る、基盤のない方が来るわけですので、やはりそういった生活の面でもこの金額というのは、不公平感というよりも、地域おこし協力隊の方に頑張っていただくための報酬であるというふうに考えております。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員。

○4番（千葉泰彦君） はい。ということなので、やっぱり今働いている人たちの可処分所得をいかに増やすのかということも、政策として重要だろうというふうに思います。定住政策を掲げていますけれども、やはり外から来た人の話、単語が多く出てきますと、これまで地域で頑張っていた人たちというのはどうなのだろうという思いは拭えないのかなというふうに思います。

1次産業が基幹産業ということですので、既存事業者の可処分所得の向上策はやはり必要ではないかなというふうに思っているところです。

そこでご提案ですが、産直とふるさと納税を一体的に統合といいますか、整理をし直すことができれば、系統出荷以外の販売チャンネルをつくって生産者の販売コストが圧縮できるのではないかと、可処分所得を増やす手がかりとなっていくのではないかとというふうに考えますが、1次産業所管の農林水産課としての所見を教えてください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木忠明農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木忠明君） 産直施設の活用部分でございますけれども、今専業で野菜だったりいろんなものを作っている人たち、あとはそれを加工している人たちというのは少なからずありまして、そういった方たちの所得向上につながるものではあると考えてございます。

まず、前の町長の施策の中に年金プラスアルファという話がありましたけれども、その中で、やはり結構お年を召された方たちでも、自家野菜だったりそういったものを作っている方たちもたくさんおいでになりました。それは出荷したくてもできない場合が

多くて、我々としては、それを取りに行ってもやはり産直での販売というのは必要なのではないかなというふうに今では考えてございます。そういった、ややもすれば、もしくはその廃棄されてしまいそうな野菜とかそういった資源、産物についても、町の資源として売り出すことは必要なのではないかなというふうに、我々は1次産業部門では考えてございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 改めて町長に伺いますが、1次産業に従事されている事業者の可処分所得の向上策を具体化することについて、認識をご回答ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、答弁。

○町長（佐々木 真君） 1次産業分野というものは私の公約の中でも入っておりまして、仕事というもので、地方というところにおいては、やはりそこで農作物、漁業もそうですけれども、1次産業、そういったものがあって、地産地消もそうですが、都会に供給するということも地方がやっているような形かと思います。

そういったところがまだまだ産業として成り立つという部分は十分可能性としてあると思っております、これは例えば農産物、今気候がこういった状況になってくれば、東北地方でも柑橘類がもうできるような気候にもなってきています。

昔は、作るためには寒冷地に合ったような、そういったものに品種を改良していかなければならなかったものが、今は逆に温暖化に対応するような品種になっていくとか、いろんなことをこれから考えていく中では、可能性として非常にあると思っております、それらが所得につながるというところはあると思っておりますので、そういった所得面というものはこれからいろいろ真剣に考えて、皆さんにもそれを周知しながらやっていくということかと思っておりました。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 現行ですと、道の駅に併設されている産直の手数料が25%に上がったというのが、非常に1次産業に従事される方たちの可処分所得の収入源を阻害することになってしまわなければいいかと危惧しているところではあります。今後も、具体的な協議をさせていただきたいと思います、こちらについては。

社会的インパクトについてご回答をいただきました。例えば70周年記念イベント補正

予算審査、先般、私少し意見をさせていただきましたが、従来の評価ですと、イベントというものは何人集まりましたですか、参加した方からのアンケートを基に満足度がどうでしたといったようなことがK P I 的なこれまでの発想かなと思いますが、70周年記念イベント、県内に広く発信するということであれば、岩泉町ファンをどこまで増やせたかといったようなことが指標にはなっていくのだろうというふうに思います。具体的な内容につきましては今後議論させていただきたいと思いますが、ご留意いただいて未来づくりプランの更新をお願いします。要望です。

岩泉のためになるかという判断基準についてご回答いただきました。客観的な事実で企画ですとか事業に対しての担保を求めるということは、執行部だけではなくて、議会にも求めるべきなのではないかなというふうに考えています。

今回、総務常任委員会で地域の在り方検証ですとか、公共交通の調査をさせていただいて、いろんな交通についてのご要望をこちら側からも投げかけしてきたわけですが、そのままだ要望するだけではなくて、工夫が必要だというふうな認識に至っていることがその背景としてあります。

という状況を踏まえまして、客観性ですとか、合理性のエビデンスというものは、当局ならずのみならず、議会に対しても反問権というものをもっと使って問い返していただいてはどうかというふうに思っています。お互いにレベルを上げていってこそ、この二元代表制、確実な持続可能性を担保するまちづくりに近づいていくのではないかなというふうに思いますが、認識をご回答ください。

○議長（八重樫龍介君） 佐々木真町長、どうぞ。

○町長（佐々木 真君） 議会というよりは、私、こちらの当局にありますので、これからの議論としては、やはり我々当局側も勉強していかなければなりませんし、情報収集も必要です。私が事業を何か立ち上げるときに、やるか、やらないかを決めるのは、これは町のためになるか、町民のためになるか、それだけだと申し上げたのは、これはこれまでも職員もいろいろ一生懸命やっているのですけれども、当然ですが、自分のためにやるものでありませんので、これを皆さんが今やっていることが、町のためになるか、町民のためになるかを再度もう一回考える、そういった意味合いでございます。それは言うまでもないことではございます。

あと、こういった議論をしていることも、前向きにこれは建設的に、これが今これからの岩泉町に必要なかどうか、どうなのかということを議論している場だと思っておりますので、これは引き続き私自身にも問いかけていますが、様々勉強したり、情報を収集したり、それらを生かせるかどうかとも考えて、そしていろんなものをつくり上げていくと、これを一つ一つやって積み上げていくという思いでございます。

○議長（八重樫龍介君） 4番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○4番（千葉泰彦君） 町のためになるかという部分も、定性的な説明であるとか、定量的な提示であるとかということが必要だと思いますので、所管事務調査を通じて私たちも建設的な提言、この場もそうですが、取り組んでいきたいというふうに思っています。

最後になるかと思いますが、町長が汗をかくということもそうなのですけれども、やはり職員が180人いまして、180人が汗をかけるというか、頑張れる状況をいかにつくるのかということも重要だろうというふうに思います。その際に、多くの人が集うわけですから、方針と目標値をどうやって示してあげるのかということだというふうに思います。

未来づくりプランを見ても、人口減少だと言いながら、やはりその地域振興、教育振興、産業振興の進行形のK P I が非常に少ないということで、保健師さんたちの事務、懸命にやられているからだというふうに思いますが、そこが目立っていて、どういう面白いまちにしたいのかというものがなかなか分かりにくいというふうに思っているところです。

人口減少が加速しておりますので、私どももK P I の勉強会、検証会を議会としてもさせていただいていました。出された議案、ある程度固まってからではもうちょっと変化に追いつけないという、その危機意識を持っておりますので、各種重要議案については、ワーキンググループというふうに申し上げますけれども、枠組みをもう少し整理しながら断続的に継続協議をしながら、町の存続に向かって取り組んでいきたいというふうに思っています。この間、職員、議員の各位の協力もいただきまして何とか進めてきているわけですが、引き続きのご協力と協議をお願いして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（八重樫龍介君） これで、4番、千葉泰彦議員の質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（八重樫龍介君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 3時59分）

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会 会 議 録 （ 第 5 号 ）						
招 集 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 0 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 議	令和 8 年 3 月 1 9 日 午後 3 時 0 0 分				
	閉 会	令和 8 年 3 月 1 9 日 午後 3 時 2 6 分				
出席及び欠席議員 出席 1 3 人 欠席 0 人 (凡例) ○ 出席 × 欠席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	大 山 幸 真	○	8	畠 山 和 英	○
	2	襲 地 照 夫	○	9	林 崎 寛次郎	○
	3	菊 池 孝 広	○	1 0	合 砂 丈 司	○
	4	千 葉 泰 彦	○	1 1	三田地 泰 正	○
	5	佐 藤 安 美	○	1 2	三田地 久 志	○
	6	小 松 ひとみ	○	1 3	八重樫 龍 介	○
	7	畠 山 昌 典	○			

会議録署名議員	4 番	千 葉 泰 彦	5 番	佐 藤 安 美
	6 番	小 松 ひとみ		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	局 長 補 佐	石 黒 保 幸
	主 任	川 崎 久美子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	佐々木 真	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	巖 岩 千 裕	総務課長兼 危機管理課長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 章	会計管理者兼 税務出納課長	三 上 訓 一
	町 民 課 総 括 室 長	戸 来 阿紀子	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流 課 長	佐々木 修 二	農林水産課長	佐々木 忠 明
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	山 岸 知 成
	消防防災課長	佐々木 規 雄	教 育 次 長	小野寺 一 徳
	そ の 他 の 関 係 職 員			
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 8 年 第 1 回 岩 泉 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 5 号)

令和 8 年 3 月 1 9 日 (木曜日) 午後 3 時 0 0 分開議

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第16号 令和 8 年度岩泉町一般会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 3 議案第17号 令和 8 年度岩泉町国民健康保険特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 4 議案第18号 令和 8 年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 5 議案第19号 令和 8 年度岩泉町介護保険特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 6 議案第20号 令和 8 年度岩泉町観光事業特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 7 議案第21号 令和 8 年度岩泉町大川財産区特別会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 8 議案第22号 令和 8 年度岩泉町水道事業会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 9 議案第23号 令和 8 年度岩泉町下水道事業会計予算

(新年度予算審査特別委員長報告)

日程第 1 0 同意第 1 号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求めることについて

日程第 1 1 同意第 2 号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて

日程第 1 2 常任委員会の閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長申し出)

(産業常任委員長申し出)

日程第 13 令和 8 年度議員派遣について

閉 会 の 宣 告

◎開議の宣告

○議長（八重樫龍介君）　これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午後　３時００分）

◎議事日程の報告

○議長（八重樫龍介君）　本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎諸般の報告

○議長（八重樫龍介君）　議事日程に入ります。

日程第１、諸般の報告を行います。

令和８年２月岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会の議決事件の概要報告は、あらかじめお手元に配りましたとおりです。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎議案第１６号～議案第２３号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君）　日程第２、議案第16号　令和８年度岩泉町一般会計予算から日程第９、議案第23号　令和８年度岩泉町下水道事業会計予算までの８件を一括議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

新年度予算審査特別委員長、畠山昌典議員。どうぞ。

〔新年度予算審査特別委員長　畠山昌典君登壇〕

○新年度予算審査特別委員長（畠山昌典君）　令和８年３月19日、岩泉町議会議長、八重樫龍介殿。新年度予算審査特別委員長、畠山昌典。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査した結果、下記のとおり決めたので、会議規則第76条の規定により報告します。

事件の番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第16号 令和8年度岩泉町一般会計予算、原案可決。

議案第17号 令和8年度岩泉町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第18号 令和8年度岩泉町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第19号 令和8年度岩泉町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第20号 令和8年度岩泉町観光事業特別会計予算、原案可決。

議案第21号 令和8年度岩泉町大川財産区特別会計予算、原案可決。

議案第22号 令和8年度岩泉町水道事業会計予算、原案可決。

議案第23号 令和8年度岩泉町下水道事業会計予算、原案可決。

以上で報告を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 新年度予算審査特別委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告のあった8件の議案は、新年度予算審査特別委員会において審査を十分にされたものでありますので、質疑を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

これから議案第16号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号の討論を行います。討論はありませんか。

9番、林崎寛次郎議員、自席で。

○9番（林崎寛次郎君） 9番、林崎寛次郎でございます。議案第17号に反対の立場から討論を行います。

政府は、４月から国民健康保険などの公的医療保険に子ども・子育て支援納付金を課しました。子育てにもっと予算を取るのは当然のことですが、子育て支援は、社会保障の予算拡充で進めるべきです。町民、国民負担増で行うものではありません。一般質問の答弁にもありましたが、診療報酬の引上げ改定が見込まれる中で、国保会計の運営状況は厳しさを増すばかりです。まして低所得世帯の多い国保会計から、子育て支援納付金を取るということには、絶対に反対です。

以上で発言を終わります。

○議長（八重樫龍介君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

４番、千葉泰彦議員、どうぞ。

○４番（千葉泰彦君） ４番、千葉泰彦です。議案第17号 令和８年度岩泉町国民健康保険特別会計予算案に対する賛成討論を行います。

本議案は、国の定める社会保険制度の公的医療保険制度に該当するものです。本制度は、国により定められ、地方公共団体には裁量がありません。当予算案における子ども・子育て支援給付金は、町当局の所管課において町民生活基金残高など、最大限配慮の上立案されたものであると認識しております。裁量権のない中で最善を尽くした予算案であり、反対する理由が見当たりません。

また、一方で、公的医療保険制度について、制度上の過誤があるのではないかという主張自体は尊重されるべき意見であると認識しています。どこに過誤があり、どこをどう改善すべきか、主張する者は議会、我々も巻き込み、議論、認識を深め、自由裁量権を持たない町当局に対してではなく、国、県への働きかけを検討、実施すべき事案であるとの認識も申し添えます。

かかる認識に基づき、議案第17号 令和８年度岩泉町国民健康保険特別会計予算案に対して賛成するものです。

以上。

○議長（八重樫龍介君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八重樫龍介君）　ご着席ください。

起立多数です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君）　討論なしと認めます。

これから議案第18号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君）　討論なしと認めます。

これから議案第19号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君）　討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定する

ことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第22号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから議案第23号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第10、同意第1号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し
同意を求めることについてを議題といたします。

除斥の対象ではございませんが、教育長は席を外していただきます。

〔教育長 巖岩千裕君退席〕

○議長（八重樫龍介君） 本件について提案者の説明を求めます。

佐々木真町長、どうぞ。

〔町長 佐々木 真君登壇〕

○町長（佐々木 真君） 同意第1号 岩泉町教育委員会教育長の任命に関し同意を求め
ることについて。

次の者を岩泉町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営
に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、巖岩千裕。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和8年3月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。岩泉町教育委員会教育長、巖岩千裕が令和8年3月31日をもって任期満了
となることに伴い、同人を再任しようとするものである。

次のページに、参考資料として略歴書をおつけしております。

私としましても、引き続き岩泉高校の2クラスを維持するために、生徒の確保に奔走
しなければなりません。これについては、教育長からももう一汗かいていただいて、私
と県教委、または近隣市町村、あとは県外からの生徒確保に頑張りたい、そ
ういう思いでございます。

あわせて、町の教育行政、この部分についてももう一汗かいていただきたい、そうい
う思いでございますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提出者の説明が終わりました。

これから同意第1号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから同意第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

教育長は、席にお戻りください。

〔教育長 巖岩千裕君復席〕

○議長（八重樫龍介君） ここで、ただいま教育長に選任されました巖岩千裕さんからご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長（巖岩千裕君） 巖岩千裕でございます。このたびは、本当にありがとうございます。ありがとうございました。

町長が今申し上げたように、岩泉高校の2クラス制の確保、そして子供たちの幸せのために、そして地域の方々、全ての岩泉の人たちの幸せのため、ウェルビーイングの精神で臨んでいきたいと思っております。ぜひ今後とも議員の皆さんと協議しながら、そして様々なことを討論しながら、岩泉の未来を魅力的にしていきたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八重樫龍介君） 日程第11、同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

本件について提出理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長兼危機管理課長 三上義重君登壇〕

○総務課長兼危機管理課長（三上義重君） 同意第2号 岩泉町監査委員の選任に関し同意を求めることについて。

次の者を岩泉町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

氏名、武田保男。

住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

令和8年3月19日提出、岩泉町長、佐々木真。

提案理由。1名欠員となっている岩泉町監査委員について、令和8年4月1日から新たに選任しようとするものである。

次のページに、参考資料として略歴書をおつけしております。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（八重樫龍介君） 提出理由の説明が終わりました。

これから同意第2号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 質疑なしと認めます。

これから同意第2号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 討論なしと認めます。

これから同意第2号を採決します。

お諮りします。本案は同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（八重樫龍介君） 日程第12、常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議

題といたします。

お手元に配りましたとおり、総務常任委員長及び産業常任委員長から、常任委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、申出書のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎令和８年度議員派遣について

○議長（八重樫龍介君） 日程第13、令和８年度議員派遣についてを議題とします。

お手元に配りました議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条第13項及び岩泉町議会会議規則第126条の規定により議員を派遣したいと思います。

お諮りします。別紙議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（八重樫龍介君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

◎副町長の発言

○議長（八重樫龍介君） ここで、副町長から発言の申出がありますので、これを許します。

三浦英二副町長、どうぞ。

〔副町長 三浦英二君登壇〕

○副町長（三浦英二君） 例年お願いをしております岩泉町税条例一部改正の専決処分につきまして、ご了承を賜りたくご説明を申し上げます。

今回の改正でございますが、今年度末に予定をされております地方税法をはじめとする関係法令等の改正に伴いまして、岩泉町税条例の一部を改正するもので、令和８年４月１日以降に順次施行となるものでございます。

主な改正内容でございますが、軽自動車税では軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、関係条文が改正されるものでございます。

次に、固定資産税でございますが、固定資産税の免税点の引上げで、家屋を10万円引き上げ30万円に、償却資産を30万円引き上げ180万円とするものでございます。

最後に、国民健康保険税でございますが、課税限度額の引上げで、医療給付費分を1万円引き上げ67万円とし、新たに子ども・子育て支援納付金分の課税限度額が3万円とされますので、全体の課税限度額を113万円とするとともに、それに併せまして減額限度額を医療給付費分1万円引き上げ67万円、新たに子ども・子育て支援納付金分の減額限度額が3万円とされ、全体の減額限度額を113万円とするものでございます。また、5割軽減、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定では、被保険者数の人数に乘すべき金額を5割軽減は5,000円引き上げ31万円、2割軽減は1万円引き上げ57万円とするものでございます。

以上の改正が必要となりますことから、あらかじめ岩泉町税条例一部改正の専決処分につきまして、ご了承をお願いするものでございます。

次に、補正予算でございます。観光事業特別会計で、新デザインでのイメージキャラクター着ぐるみ制作におきまして、熱中症対策を講じるための仕様変更を行うとともに、素材及び構造の選定などに慎重を期し、時間を要しまして、納品が間に合わない状況でありますので、令和7年度の繰越明許費についての最終補正予算を必要に応じて編成する場合がございますので、あらかじめ予算の専決処分についてご了承のほどをお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（八重樫龍介君） これで本定例会の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和8年第1回岩泉町議会定例会を閉会します。

（午後 3時26分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

八 重 樫 龍 介

署 名 議 員

千 葉 泰 彦

署 名 議 員

佐 藤 安 美

署 名 議 員

小 松 ひ と み
